

総務省行政管理局 御中

**【令和元年度】東南アジア諸国における行政通則法制
度に関する調査研究報告書**

2020年3月31日

MRI 株式会社三菱総合研究所

この報告書は、令和元年度に株式会社三菱総合研究所が総務省行政管理局から受託して実施した「令和元年度東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究」の成果です。

目次

1. 本事業の目的、全体概要	1
1.1 目的	1
1.2 事業の内容及び実施方法	1
1.2.1 本調査の全体像	1
1.2.2 課題仮説	3
1.2.3 調査対象国の選定	3
1.2.4 調査の全体スケジュール	5
2. ベトナム・マレーシアの行政通則法制度の整備状況	6
2.1 ベトナム・マレーシアの法制度	6
2.1.1 ベトナム・マレーシアの法制度の歴史的沿革と法源	6
2.2 本調査の調査項目	7
2.3 ベトナムの行政通則法制度の概要:平成 29 年度調査より	10
2.3.1 ベトナムの行政通則法制度の概要	10
2.3.2 ベトナムの行政不服審査に関する法制度の概要	14
2.3.3 ベトナムの行政訴訟に関する法制度	19
2.4 今年度調査で得られた調査結果（ベトナム）	27
2.4.1 ベトナムの行政通則法制度に係る調査結果概要	27
2.5 マレーシアの行政通則法制度の概要:平成 29 年度調査より	40
2.5.1 マレーシアの行政通則法制度の概要	40
2.5.2 マレーシアの行政不服審査に関する法制度の概要	41
2.5.3 マレーシアの行政訴訟に関する法制度	42
2.6 今年度調査で得られた調査結果（マレーシア）	46
2.6.1 マレーシア投資開発庁（Malaysian Investment Development Authority）の取組み	47
2.6.2 マレーシア日本人商工会議所（JACTIM）の取組み	54
2.6.3 マレーシア生産性公社（Malaysia Productivity Corporation）の取り組み	58
2.6.4 マレーシアにおける取組みからの示唆	62
3. ベトナム・マレーシアのオンブズマン制度	64
3.1 ベトナムのオンブズマン制度	64
3.1.1 制度の状況	64
3.1.2 ベトナムのオンブズマン制度からの示唆	75
3.2 マレーシアのオンブズマン制度	75
3.2.1 制度の状況	75
3.2.2 マレーシアのオンブズマン制度からの示唆	84
4. ベトナムの行政改革	86
4.1 ベトナムの行政改革の現状	86

4.1.1 行政改革の沿革	86
4.1.2 第2次行革MPの概要	87
4.1.3 各分野における主要な成果	90
4.2 ベトナムの行政改革からの示唆	93
5. 日本企業の事業展開をめぐる問題分析（マレーシアについて）	97
5.1 マレーシアに進出する日本企業の実態に関する調査概要	97
5.1.1 調査目的	97
5.1.2 調査先・実施日	97
5.1.3 調査のアジェンダ及びインタビュー項目	98
5.2 各事業分野における分析	99
5.2.1 医療・介護分野	99
5.2.2 環境（廃棄物処理）分野	102
5.2.3 日本企業へのインタビューに基づく分析	104
5.2.4 現地企業へのインタビュー（参考）	109
6. 結論及び政策提言	111
6.1 ベトナム・マレーシアの行政通則法制度の整備状況について	111
6.1.1 ベトナムの行政通則法制度の整備状況	111
6.1.2 マレーシアの行政通則法制度の整備状況	111
6.2 ベトナム・マレーシアのオンブズマン制度について	112
6.2.1 ベトナムのオンブズマン制度	112
6.2.2 マレーシアのオンブズマン制度	112
6.3 ベトナムの行政改革について	113
6.4 日本企業の事業展開をめぐる課題分析について	113

目次

図 1-1 課題仮説の構造化.....	3
図 2-1 調査対象国の範囲.....	6
図 2-2 マレーシアのオンブズマンへの質問項目.....	9
図 2-3 ベトナムのオンブズマンへの質問項目.....	9
図 2-4 ベトナムにおける行政機関の構造.....	11
図 2-5 ベトナムにおける裁判所の構成.....	19
図 2-6 高等人民裁判所及び省級人民裁判所の組織.....	21
図 2-7 行政訴訟事件の受理及び対話手続の流れ.....	25
図 2-8 MIDA の組織図.....	48
図 2-9 MIDA の E-サービス概観.....	52
図 2-10 JACTIM の組織図 (2019 年 12 月時点).....	55
図 2-11 MPC 組織図.....	60
図 2-12 MyCURE で取り組む課題とアプローチ方法.....	61
図 2-13 MPC による RIS 実施のステップ.....	62
図 3-1 ベトナム国家監察省組織図.....	65
図 3-2 GIV 予算の推移.....	66
図 3-3 PCB の位置づけ.....	77
図 3-4 PCB 組織図.....	78
図 3-5 苦情処理フロー.....	82

表目次

表 1-1 日本企業の現地法人数の順位（東南アジア国別）	4
表 1-2 日本企業の現地法人数の順位（東南アジア国別）	4
表 1-3 本調査の全体スケジュール	5
表 2-1 ベトナムの行政通則法（案）及び関連法	10
表 2-2 不服申立ての審理手続	16
表 2-3 一般行政法の国会審議状況概要	27
表 2-4 行政決定法案（2015年9月国会提出）の条文構成	28
表 2-5 一般行政法の国会審議状況概要	30
表 2-6 一般行政法案（2018年7月6日国会提出）の条文構成	31
表 2-7 JICAによるベトナム法整備支援プロジェクト	36
表 2-8 PHAP LUAT 2020のサブプロジェクト構成	37
表 2-9 主なドナーによる対ベトナム法・司法部門支援動向	39
表 2-10 マレーシアの行政通則法に関する整備状況	40
表 3-1 法令種別の越日英語対応	70
表 3-2 2013年以降に受理・処理した外国人／法人による申立事例一覧	72
表 3-3 2019年度におけるPCBが受理した苦情の種類及びその割合	82
表 3-4 PCB申立て事例	83
表 4-1 2011～2020年の行政改革マスタープラン 目的	87
表 4-2 2011～2020年の行政改革マスタープラン 各機関の役割	88
表 4-3 2011～2020年の行政改革マスタープラン 各プロジェクト案	88
表 4-4 2011～2020年の行政改革マスタープラン 第1段階（2011～2015）の実施計画	89
表 4-5 2011～2020年の行政改革マスタープラン 第2段階（2016～2020）の実施計画	90
表 4-6 行政改革、ガバナンスに関するドナーの支援	96
表 5-1 医療施設・サービス提供に関連する規則	100
表 5-2 マレーシア進出日系企業（医療・環境分野）が直面している課題	104

はじめに

本調査は、我が国の行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）や行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）等の行政通則法制度に関する東南アジア諸国に対する情報提供を通じて、これらの諸国における行政の公正性・透明性の向上の検討を進めるための環境整備に協力することにより、行政通則法制度の基盤整備（その改善を含む）に寄与し、将来的には現地における我が国企業の活動の予見性を高め、行政手続の負担を軽減し、その権利利益の保護に資することを旨とするを目的としたものである。

日本においては、行政手続法の制定（1993 年）、同法改正（2005 年）、行政不服審査法の改正（2014 年）を経て、行政通則法制度の整備や適切な法運用のための知見が相当程度蓄積されている状況にある。

他方で、東南アジア諸国の行政通則法制度の整備状況の把握については、国によって濃淡がみられ、これまで十分な情報に基づく比較考察が進められてこなかった。そのような状況下で、東南アジア諸国に事業進出を目指す日本企業からは、現地の行政通則法制度の運用の公平性や透明性が担保されないことを懸念する声も聞かれるようになっていた。

以上のような課題意識に基づいて実施された本調査の過年度調査では、特にベトナム、タイ、インドネシアに焦点を当てつつ、東南アジア諸国の行政通則法制度の整備状況を、可能な限り日本法と比較しながら考察することはもとより、東南アジア諸国に事業を展開する日本企業の抱える課題を多く把握した上で、改善要望を広く抽出することを心がけた。

今年度調査ではベトナムとマレーシアを現地調査の対象国に設定した。ベトナムについては、過年度調査からの状況変更等の把握を主眼にしつつ、当地における行政改革の状況をフォローした。マレーシアについては、昨年度と同様に現地関係者からの協力を得て最新情報を収集し、また、現地当局との積極的な意見交換を実施する契機にもなった。なお、現地調査では昨年度に引き続き、信州大学の大江裕幸准教授が同行し、現地当局との意見交換への参加等の協力も得ながら調査を進めた。

また、今年度調査では昨年度に引き続き、ベトナムとマレーシア両国のオンブズマン制度を調査内容に加え、両国の同制度の最新状況の把握、実際の制度運用状況を調査し、我が国への一定の示唆抽出を実施した。

本報告書が、東南アジア諸国の行政通則法制度についての理解を深めるものとして、今後広く活用されれば望外である。

2020 年 3 月 31 日

株式会社 三菱総合研究所

1. 本事業の目的、全体概要

1.1 目的

本調査は、我が国の行政手続法（平成5年法律第88号）や行政不服審査法（平成26年法律第68号）等の行政通則法制度に関する東南アジア諸国に対する情報提供を通じて、これらの諸国における行政の公正性・透明性の向上の検討を進めるための環境整備に協力することにより行政通則法制度の基盤整備に寄与し、将来的には現地における我が国企業の活動の予見性を高め、行政手続の負担を軽減し、その権利利益の保護に資することを旨とするため、その前提となる基礎的な調査研究を行うことを目的としている。

なお、本調査の背景状況として、以下の考えを念頭に検討を進めた。

日本国内では、行政手続法制定、行政不服審査法の改正を経て、行政通則法制度の整備・適切な法運用のための知見が、相当程度蓄積されてきた。他方、東南アジア諸国の行政通則法制度については、国によって濃淡はあるものの、その法制度の整備状況について情報が不足しており、また、法制度の運用の実態も我が国としては十分に把握できていない。また、当該諸国において事業展開する日本企業にとって、行政通則法制度の適用の公平性、透明性が担保されず、事業運営や継続に懸念を抱えているようにも思料される。

上記認識の下、本調査によって、東南アジア諸国の現地の法整備状況に加えて、現地当局の抱える課題（例：法執行を担う人材・能力不足、資金不足等）を把握し、日本企業の改善要望（例：法運用の恣意性（属人依存や予見可能性の低い基準変更）、手続の迅速化の要望等）をベースに、課題分析・検討を進めた。

1.2 事業の内容及び実施方法

1.2.1 本調査の全体像

この「令和元年度東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究」（以下、令和元年度調査）は、平成29年度及び30年度に株式会社三菱総合研究所が総務省行政管理局から受託して実施した「平成29年度東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究」（以下、平成29年度調査）並びに「平成30年度東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究」（以下、平成30年度調査）に続く調査である。

(1) 平成29年度の概要¹

平成29年度調査では、東南アジアの行政通則法制度の整備状況の調査・日本企業のニーズ調査を実施した。具体的には、①東南アジア諸国（5カ国:ベトナム、マレーシア、ベトナム、マレーシア、ミャンマー）の行政通則法制度の整理比較、②我が国の経済団体等からの東南アジア諸国への行政手続の効率化・透明化等に関する要望等の分析、③日本企業が直面

¹ 平成29年度調査の詳細は、総務省委託調査「東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究報告書」（株式会社三菱総合研究所）2018年3月（http://www.soumu.go.jp/main_content/000545720.pdf、2020年2月25日最終閲覧）を参照。

している行政の公正性・透明性に関連する課題の分析、④当該課題が生じている背景分析及び⑤当該課題の行政通則法制度の基盤整備による解決可能性の評価を実施した。

また、平成 29 年度調査ではベトナムを深掘調査の対象国と設定し、法令の整備や運用についての実態把握を一週間程度の現地調査を通じて実施した。ベトナム現地調査では、①現地行政機関等と行政通則法制度に関する意見交換、②ベトナムに進出した日本企業から課題状況・ニーズを直接聴取するなど、現地における法令の整備や運用について実態を把握し、「ベトナムに対しては、法案審議中の行政手続に関する通則法制定に向けた支援に加えて、行政機関の人材の能力向上支援、中央政府・地方政府間での人材の能力格差の是正に向けた支援が必要である。」との一定の政策提言を取りまとめた。

(2) 平成 30 年度調査の概要²

平成 30 年度においては、平成 29 年度調査で得られた知見と調査手法を基に、タイ及びインドネシアを選定し、当該国の行政通則法制度に係る法令の整備や運用に係る詳細な実態を把握するため、10 日程度の期間で現地の行政機関及び我が国企業等へのインタビュー等を行うとともに、行政機関等との間で行政通則法制度に関して意見交換を行った。

また、行政機関等へのインタビュー及び意見交換に際しては、各行政機関の組織概要、所掌業務、現在の主な取り組みや課題状況等を把握した。

さらに、平成 30 年度では新たなテーマとしてオンブズマン制度を調査内容に加えた。タイ及びインドネシア両国のオンブズマンへの現地インタビューや関連情報の収集・分析等を通じて、同制度の最新状況の把握、実際の制度運用状況を調査し、我が国への一定の示唆抽出を行った。

なお、現地調査では信州大学の大江裕幸准教授が同行し、現地当局との意見交換への参加等の協力も得ながら調査を進めた。

(3) 令和元年度調査の概要

令和元年度においては、平成 29 年度調査及び平成 30 年度調査で得られた知見と調査手法を基に、ベトナム及びマレーシアを選定し、調査を実施した。ベトナムについては、平成 29 年度調査からの状況変更（特に平成 29 年度調査の実施時に法案審議中であった「一般行政法」、「行政決定法」の検討状況）等の把握を主眼にしつつ、目下、現地で取り組みがなされている行政改革の進捗状況に係る情報収集、議論の把握に努めた。マレーシアについては、行政通則法制度に係る法令の整備や運用に係る詳細な実態を把握するため、現地の行政機関及び我が国企業等へのインタビュー等を行うとともに、行政機関等との間で意見交換を行った。

また、行政機関等へのインタビュー及び意見交換に際しては、各行政機関の組織概要、所掌業務、現在の主な取り組みや課題状況等も把握した。

さらに、今年度調査では昨年度に引き続き、ベトナムとマレーシアのオンブズマン制度を調査内容に加えた。両国オンブズマンへの現地インタビューや関連情報の収集・分析等を通

² 平成 30 年度調査の詳細は総務省委託調査「東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究報告書」（株式会社三菱総合研究所）2019 年 3 月

（https://www.soumu.go.jp/main_content/000618898.pdf, 2020 年 2 月 25 日最終閲覧）を参照。

じて、同制度の最新状況の把握、実際の制度運用状況を調査し、我が国への一定の示唆抽出を行った。

なお、現地調査では、昨年度に引き続き、信州大学の大江裕幸准教授が同行し、現地当局との意見交換への参加等の協力も得ながら調査を進めた。

1.2.2 課題仮説

平成 29 年度調査及び平成 30 年度調査では、本調査の目的から課題仮説を「図 1-1 課題仮説の構造化」にて提示した。平成 29 年度調査において文献情報によるベトナム、マレーシアの行政通則法制度の整備状況の検証をしたため、上述のとおり、令和元年度調査では、現地行政機関に対するインタビューを中心に法整備状況の確認、及び、法令の運用上の具体的な問題を聴取することで、当初の課題仮説の適否を確認した。

ベトナムとマレーシアのオンブズマン制度の調査については、文献情報のレビュー、及び現地オンブズマンへのインタビューの双方を実施した。

特にマレーシアを対象とした現地日本企業の事業環境に係る課題状況については、インタビューを中心に実施し、課題仮説に対する実状の把握を実施した³。

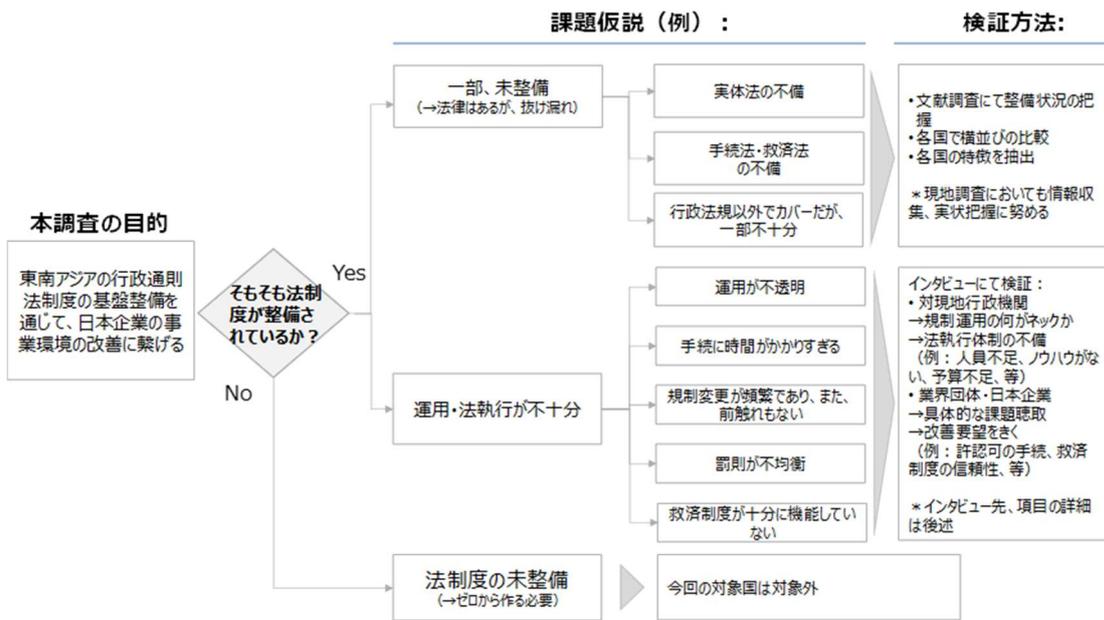


図 1-1 課題仮説の構造化

出所) 三菱総合研究所にて作成。平成 29 年度調査及び平成 30 年度調査より再掲。

1.2.3 調査対象国の選定

本事業（平成 29 年度から令和元年度）の調査対象国については、東南アジア諸国の中でタイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、ミャンマーとした。

³ ベトナムに進出している日本企業（医療分野、廃棄物処理分野）への事業環境に係る課題状況インタビューの内容については、前掲注 1) 136-151 頁 2018 年 3 月

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000545720.pdf, 2020 年 2 月 25 日最終閲覧) を参照。

上記の対象国の選定の際には、現地法人を持つ日本企業の数で上位5か国（表 1-1 日本企業の現地法人数の順位（東南アジア国別））、また、2011年から2016年までの5年間における増加率で上位1か国（表 1-2 日本企業の現地法人数の順位（東南アジア国別））を選定の基準とした。なお、シンガポールは、日本企業が事業を行うにあたり、行政の公平性・透明性が課題になることが少ないと判断し、対象から除外した。

表 1-1 日本企業の現地法人数の順位（東南アジア国別）

順位	国名	現地法人数（2016年）
1	タイ	2,412
2	シンガポール	1,386
3	インドネシア	1,218
4	ベトナム	972
5	マレーシア	965
6	フィリピン	579
7	ミャンマー	105
8	カンボジア	73
9	ラオス	22
10	ブルネイ	4

出所) 海外進出企業総覧（国別編）2012年版及び2017年度版（東洋経済新報社）をもとに三菱総合研究所にて作成。平成29年度調査及び平成30年度調査より再掲。

表 1-2 日本企業の現地法人数の順位（東南アジア国別）

順位	国名	増加率 (%)	増加数 (11~16)	現地法人数 (2011年)
1	ミャンマー	855	94	11
2	カンボジア	217	50	23
3	ラオス	175	14	8
4	ブルネイ	100	4	4
5	ベトナム	84	444	528
6	インドネシア	61	463	755
7	タイ	36	635	1,777
8	シンガポール	30	317	1,069
9	フィリピン	29	129	450
10	マレーシア	20	159	806

出所) 海外進出企業総覧（国別編）2012年版及び2017年度版（東洋経済新報社）をもとに三菱総合研究所にて作成。平成29年度調査及び平成30年度調査より再掲。

今回の令和元年度調査において現地調査を実施する対象国はベトナムとマレーシアとした。両国ともに29年度調査において行政通則法制度の整備状況を主に文献情報を元に確認したが、マレーシアについては、実際の法令の運用上の具体的な問題把握、及び問題が生じる要因の検証・考察までは行っていなかったため、選定した。ベトナムについては前述の通り、平成29年度調査にて把握した「一般行政法」、「行政決定法」の成立状況を確認する

とともに、その後の行政通則法の運用上の具体的な問題の改善状況の把握、また、現地にて目下取り組まれている行政改革の動向の把握は本調査の趣旨に合致すると判断し、再度調査対象として選定した。

また、今回の現地調査でも引き続き、マレーシアに進出している日本企業にインタビューを実施したが、実際の事業改善に関するニーズ・改善要望をインタビューする業種としては過年度の平成 29 年度調査・30 年度調査との連続性を重視し、環境（廃棄物処理）分野・医療分野を選定した。

1.2.4 調査の全体スケジュール

本調査の全体スケジュールは、「表 1-3 本調査の全体スケジュール」のとおりである。調査は 2019 年 12 月より開始し、2020 年 3 月に終了した。12 月～2 月は文献・WEB 調査、国内インタビューを実施した。1 月よりベトナム及びマレーシア現地調査への準備を進め、2 月前半に現地調査を実施した。2 月中盤以降、上記の結果取りまとめを中心に報告書の作成を行った。

総務省行政管理局との打合せを隔週程度で実施し、調査の基本方針の確認・調整、作業の進捗状況等の報告を実施した。

表 1-3 本調査の全体スケジュール

実施内容	2019年~2020年					
	12月	1月	2月前半	2月後半	3月前半	3月後半
(1) 国内調査						
文献・WEB調査・国内ヒアリング	●—————●					
(2) 現地調査						
国内準備		●—————●				
現地調査（ベトナム・マレーシア）			●—————●			
現地調査結果取りまとめ				●—————●		
(3) 最終国内作業						
報告書作成				●—————●		
打ち合わせ	★	★	★	★	★	★

出所) 三菱総合研究所にて作成。

2. ベトナム・マレーシアの行政通則法制度の整備状況

2.1 ベトナム・マレーシアの法制度

2.1.1 ベトナム・マレーシアの法制度の歴史的沿革と法源

平成 29 年度調査では、東南アジア諸国の中で、ベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア、ミャンマーの 5 か国を対象に、行政通則法制度の整備状況をまとめた。

平成 29 年度調査で記載した対象国の法制度の歴史的沿革と法源の概要について、ベトナムとマレーシアは以下のとおりである⁴。主に植民地支配等の影響により、東南アジア各国の法制度の歴史的沿革は異なるが、概ね、ベトナムは主に大陸法(特に旧宗主国のフランス)と旧ソ連邦や中国等の社会主義諸国の法体系の影響を受けてきたといえ、マレーシアは英国法の影響が強いことから、コモン・ローの法体系の影響が強いといえる。

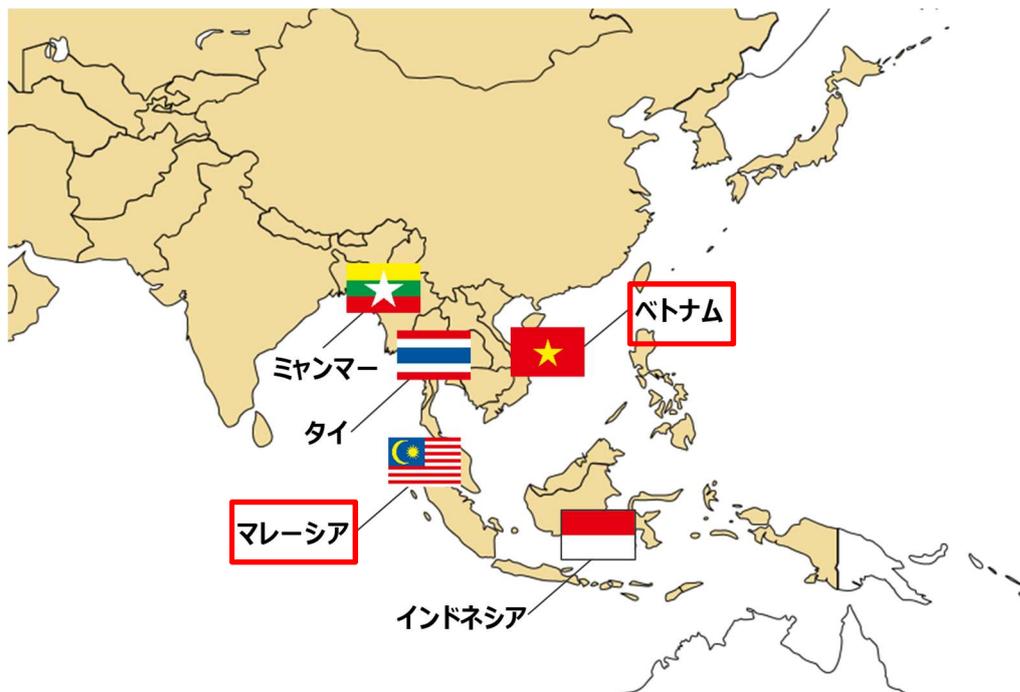


図 2-1 調査対象国の範囲

出所) 三菱総合研究所にて作成。平成 29 年度調査では、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、ミャンマーを対象に、平成 30 年度調査では、タイ及びインドネシアを対象に実施した。今回の令和元年度調査では、ベトナムとマレーシア(赤囲み)を対象に実施した。

⁴ 総務省委託調査「東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究報告書」(株式会社三菱総合研究所) 5-6 頁 2018 年 3 月 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000545720.pdf, 2020 年 2 月 27 日最終閲覧)。なお、タイ、インドネシア、ミャンマーの法制度の歴史的沿革や法源等も同報告書にて取り上げている。

(1) ベトナム⁵

ベトナムは、歴史的にみて長期にわたり中国と冊封関係にあり、フランスによる植民地支配を受け、更に社会主義的統治の時代を経て、1980年代後半以降に、ドイモイ路線により市場経済化が進んできた。

このような歴史的経緯から、元来、旧ソ連や中国等を中心とした社会主義諸国の法令や、フランス法等の大陸法の影響を受けてきた。また、近年の市場経済化に伴い西洋諸国の法整備支援を積極的に受け入れるようになり、大陸法や英米法の影響を受けた法令が多く制定されている⁶。また、日本は国際協力機構（以下、JICA）を中心としたベトナムへの法整備支援を1996年から実施している⁷。

(2) マレーシア⁸

マレーシアは100年以上にわたる英国の植民地支配を受けたことから、伝統的に英国法の影響が強いコモン・ロー法系の国である。

法源としては、成文法に加えて、それ以前から適用されていたイスラム法であるシャリーアや、不文法（慣習法やコモン・ロー）も、現在でも法源とされている⁹。

2.2 本調査の調査項目

平成29年度調査においては、調査対象国としたベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア、ミャンマーに対し、我が国の行政手続法、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政不服審査法、行政事件訴訟法に相当する、全行政分野に共通する法的仕組みとしての行政通則法の整備状況を中心に調査した¹⁰。なお、マレーシア、ミャンマーのように行政通則法が法制度上存在しない場合には、行政作用法上問題となりやすい個別分野に焦点を当てて、手続上の説明をした。更に、各国の行政手続・行政不服審査に関する法令を所管する行政機関や、行政訴訟を取り扱う司法機関（行政裁判所も含む）の権能等も整理した。

⁵ ここでの記載は、前掲注1) 5頁 2018年3月 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000545720.pdf, 2020年2月27日最終閲覧) を一部修正・追記し、再掲した。

⁶ 鮎京正訓「第6章 ベトナム」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』158-164頁（名古屋大学出版会、2009）。

⁷ 当時はドイモイ政策の影響もあり、ベトナムにおける市場経済に係る法制度の導入という機運があった。日本の支援下でソ連法に基づいた旧民法からの改正作業が行われた結果、10年後に法改正が実現し、取引の動的安定性（表見代理の導入等）等の概念が法律に取り入れられることとなった。民事訴訟法も民法と同様の経緯をたどり、2004年以降に民事訴訟法の制定支援もなされ、職権主義から当事者主義（争訟主義）への変更がなされた。現在は「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020）が実施されている。なお、JICAによるベトナムでの法整備支援の沿革、支援内容については、<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/032/outline/index.html>（2020年2月27日最終閲覧）を参照。

⁸ 前掲注1) と同様（6頁）。

⁹ 桑原尚子「第9章 マレーシア」鮎京・前掲注6)244頁。

¹⁰ 詳細は、前掲注1) を参照。

本調査では、各国別に、概ね以下の順序で整理を試みた。原則、共通の調査項目を設定することで法制度の整備状況の各国横並び比較が可能になることを意識した¹¹。

- 行政通則法を所管する行政機関
- 行政手続に関する法制度の概要
 - ✓ (通則的な行政手続法がある場合) 行政手続法の適用対象
 - ✓ (通則的な行政手続法がある場合) 日本の行政手続法との比較
 - 申請に対する処分(審査基準、理由の提示の有無、標準処理期間)、届出手続、不利益処分の内容(処分基準、聴聞・弁明の機会の付与、理由の提示)、行政指導に関する規定、意見公募手続 等
 - ✓ (通則的な行政手続法がない場合) 個別分野の行政手続
- 情報公開及び情報提供に関する法制度の概要
 - ✓ 情報公開法の有無及びその概要
- 行政作用に関する法制度の概要
 - ✓ 行政罰、行政調査、行政計画、行政契約、行政指導に関する規定の有無及びその内容
- 行政不服審査に関する法制度の概要
 - ✓ (通則的な行政不服審査法がある場合) 行政不服審査法の概要
 - ✓ (通則的な行政不服審査法がない場合) 個別分野での行政不服審査の概要
- 行政訴訟に関する法制度の概要
 - ✓ 組織の概要
 - ✓ 行政訴訟の審理手続

なお、平成30年度調査のタイとインドネシアに引き続き、本年度調査ではベトナム及びマレーシアのオンブズマン制度についての調査も実施し、以下の調査項目を設定した。

- オンブズマン制度の概要・沿革
 - ✓ 法的根拠と位置付け
 - ✓ 組織体制及び予算規模
 - ✓ 組織の独立性
 - ✓ 任務及び権限
- 業務の流れ及び活動実績
 - ✓ 業務の流れ
 - ✓ 活動実績
- オンブズマン制度からの示唆

ベトナム及びマレーシアでの現地調査では、ベトナム及びマレーシアのオンブズマンに対して以下の質問項目を依頼状で送付し、当日はインタビュー及び意見交換を実施した。

¹¹ マレーシア、ミャンマーのように行政通則法が法制度上存在しないケース、ベトナムのように法整備が一定程度進んでいるものの、一部の法律が審議中の国もあるため情報量に各国で差異がある。

Discussion Points

- 1) Position and role of Public Complaints Bureau
 - Organizational structure, manpower and capacity of the organization.
 - Authorities and responsibilities of Public Complaints Bureau
- 2) Overview of complaints/issues handled by Public Complaints Bureau
 - Procedure for complaint to Public Complaints Bureau
 - Types and number of complaints, average processing time, etc.
- 3) Cooperation between Ombudsman institutions in other countries and availability of services to Malaysia -based foreign entities
 - State of cooperation between Ombudsman institutions in other countries
 - Whether foreign entities can submit public complaint to Public Complaints Bureau
 - Examples of typical complaint submitted by foreign entities (if any)

図 2-2 マレーシアのオンブズマンへの質問項目

Discussion Points

- 1) Position and role of Government Inspectorate of Vietnam
 - Organizational structure, manpower and capacity of the organization.
 - Authorities and responsibilities
- 2) Overview of complaints/issues handled by Government Inspectorate of Vietnam
 - Procedure for complaint to Government Inspectorate of Vietnam
 - Types and number of complaints, average processing time, etc.
- 3) Cooperation between Ombudsman institutions in other countries and availability of services to Vietnam-based foreign entities
 - State of cooperation between Ombudsman institutions in other countries
 - Whether foreign entities can submit public complaint to Government Inspectorate of Vietnam
 - Examples of typical complaint submitted by foreign entities (if any)

図 2-3 ベトナムのオンブズマンへの質問項目

2.3 ベトナムの行政通則法制度の概要:平成 29 年度調査より

2.3.1 ベトナムの行政通則法制度の概要¹²

(1) ベトナムの行政通則法制度の整備状況

ベトナムの行政通則法（案）及び関連法を表 2-1 に示す。

行政手続に関する新たな行政通則法として、ベトナム司法省による行政決定法（Law on Administrative Decision）及び議員立法による一般行政法（Law on General Public Administration）の草案が作成されており、平成 29 年度調査時点で関係機関によって審議中の段階であった¹³。

また、情報公開手続については情報アクセス法（Law on Access to Information）が制定されており、その他の行政法に関しては、行政違反処罰法（Law on Handling Administrative Violation）、監査法（Law on Inspection）、計画法（Law on Planning）等が制定されている。

行政不服審査に関する通則法としては不服申立法（Law on Complaints）が制定されており、行政訴訟に関する通則法としては行政訴訟法（Law on Administrative Procedures）が制定されている。なお、行政訴訟は、人民裁判所に設置される行政事件専門部にて審理される（人民裁判所組織法）。

表 2-1 ベトナムの行政通則法（案）及び関連法

調査項目	法制度等	章節*
所管する行政機関	● 司法省（行政決定法）	2.2.1
行政手続	● 行政決定法（法案審議中） ● 一般行政法（法案審議中）	2.2.2 (1)
情報公開・情報提供	● 情報アクセス法（2016 年制定、2018 年施行予定）	2.2.2 (2)
行政作用	● 行政罰：行政違反処罰法（2012 年制定） ● 行政調査：監査法（2010 年制定） ● 行政計画：計画法（2017 年制定、2019 年施行予定） ● 行政契約：個別法に規定あり（入札法、投資法等）	2.2.2 (3)-(7)
不服審査	● 不服申立法（2011 年制定）	2.2.3
行政訴訟	● 人民裁判所組織法（2014 年制定、2015 年施行） ● 行政訴訟法（2010 年制定、2015 年改正・2016 年改正法施行）	2.2.4

* 平成 29 年度調査報告書で対応する章節番号（記載場所）

出所）三菱総合研究所にて作成。

¹² 2.3.1 の内容は、前掲注 1) 9-17 頁の内容を一部修正・変更して再掲した。

¹³ ベトナム国会における議員立法は 2 例目といわれており、政府が起草する法案の数が圧倒的に多い状況である。

(2) 行政通則法制度を所管する行政機関等

2013年ベトナム憲法94条は、政府は法執行権を行使する最高の国家行政機関であると規定している¹⁴。ベトナムの行政制度は「民主集中制」原理¹⁵に基づき組織・運営されているが、民主集中制では、上位機関が下位機関を管理し監督する権限を有するという階層的な管理システム（トップダウンモデル）が採られており、以下の図2-4のとおり、中央政府と、地方政府（省・県・町村（commune）の三層）からなる、四層構造となっている。

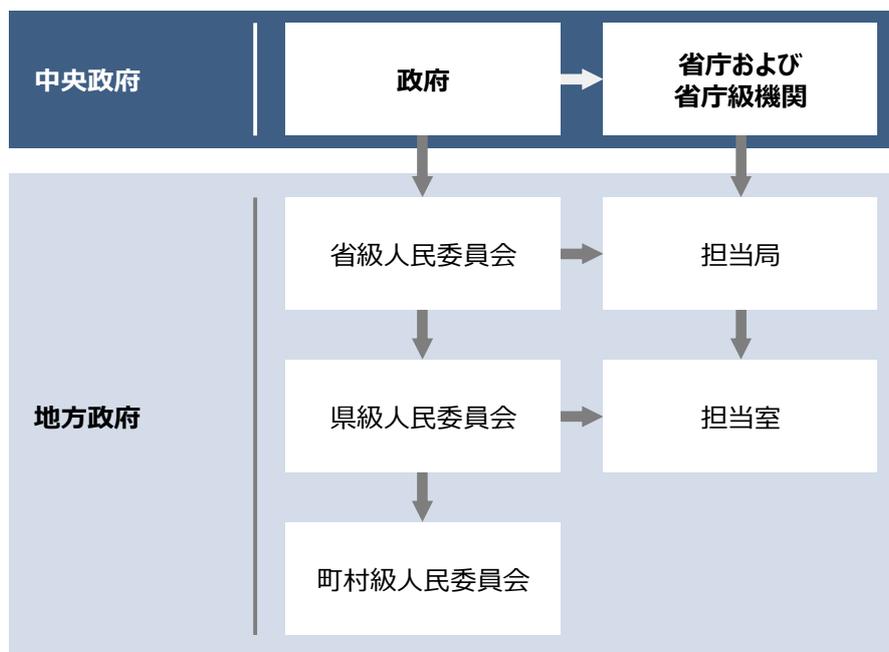


図 2-4 ベトナムにおける行政機関の構造

出所) 三菱総合研究所にて作成。

ベトナムには、行政手続に関する行政通則法が存在しなかったため、これを所轄する行政機関も存在しなかったが、現在、司法省（刑事・行政法局）を中心に、行政手続に関する通則法として行政決定法（Law on Administrative Decision）（案）が起草されている。

その他、ベトナムの行政制度に関する主な法令としては、政府組織法（Law on Organization of Government）、地方政府法（Law on Local Government）、幹部公務員法（Law on Public

¹⁴ 国際協力機構（JICA）「憲法 ベトナム社会主義共和国」（2015年12月15日改訂）2015年12月19日（https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_03_20151215.pdf、2018年3月11日最終閲覧）。

¹⁵ 「民主集中制」とは、一般に、主権者たる人民の代表である議会、もしくは議会から選ばれた指導部に国家権力を集中する制度をいう。ベトナムでは、民主集中制のもと、組織内で上部の決定に対しては下部が無条件に従うことが強調された制度になっている（遠藤聡「ベトナムの国会と立法過程」外国の立法231号110頁、112頁（2007））。

Official)¹⁶、公務員法 (Law on Public Employee)、法規範文書発行法 (Law on Promulgation of Legal Normative Documents)、行政違反処罰法 (Law on Handling Administrative Violation)、情報アクセス法 (Law on Access to Information)、監査法 (Law on Inspection)、計画法 (Law on Planning)、不服申立法 (Law on Complaints) 等がある。各法令を定めた省庁や地方政府等が、それぞれの行政手続を所管している。

なお、2010年に、政令¹⁷No.63/2010/ND-CP¹⁸に基づき、政府官房 (Government Office) に、行政手続統制庁 (Administrative Procedures Control Agency) が設立された。行政手続統制庁は行政手続全体の見直しやモニタリング・評価等の統制を行うための評価・調整機関であるが、行政通則法全体を所轄する行政機関とはいえない¹⁹。

なお、行政手続統制庁は、2012年11月にいったん司法省に移管されたが、2016年11月に再び政府官房に戻されている。

(3) 行政手続に関する法制度

1) 行政手続に関する法案及び政令の概要

これまでベトナムには、日本の行政手続法のような行政手続に関する通則法は存在しなかった。行政手続は、例えば、建築基準法 (Law on Construction) や会社法 (Law on Enterprise) 等の様々な分野の個別法や、政令 (Government's Decrees)、通達 (Ministry's Circular)、条例 (Local government's Decision) といった各機関の制定する命令ないし基準に規定されている状況である。

現在、新たな行政通則法として、ベトナム司法省による行政決定法 (Law on Administrative Decision) 及び議員立法による一般行政法 (Law on General Public Administration) の草案が作成されており、関係機関によって審議中の段階である。

a. 行政決定法 (案) の概要 (司法省起草)

ベトナムでは、これまで、行政手続に関する通則法が制定されていなかったため、行政手続は、中央政府、省庁、地方政府により、法律、政令、通達といった様々な法規範文書によって決定されて、混乱が生じてきた。そこで、司法省 (刑事・行政法局) を中心に行政決定法 (Law on Administrative Decision) (案) が起草されている。

ベトナムでは、いまだ行政決定 (Administrative Decision) について詳細を定めた法律がないため、本法案は、ベトナムにおいて必要不可欠な法規範文書と考えられている²⁰。ベトナム

¹⁶ ベトナムでは公務員を「幹部 (Public office-bearers)」と「公務員 (Public Employee)」として分類するが、両者の違いについて明確な規定はないという (遠藤・前掲注 15)177 頁、189 頁 (2008))。

¹⁷ 政令は各省の権限で定められ、国会に法案を上げる必要はない。

¹⁸ 正式名称は“DECREE ON CONTROLLING ADMINISTRATIVE PROCEDURES”である。

¹⁹ 行政手続統制庁は、国家行政手続データベース (National Database of Administrative Procedures) の運営管理を行うことも規定されている (政令 No.63/210/ND-CP 5 条 1 項)。

²⁰ ベトナムの不服申立法では、行政決定が不服申立の対象とされているが (不服申立法 2 条 1 項)、ベトナムには行政決定の定義や決定手続等を詳細に定める法律自体がそもそも制定されていない。このような法的に不安定な状況を早期に解消する必要があるとの指摘がある。

ムにおける行政決定（Administrative Decision）とは、日本の「行政処分」に相当する概念であり、日本においては「行政処分」の意義については（法令ではなく）判例や学説に詳細が委ねられていることに鑑みれば、ベトナムにおいて行政決定に関する通則法が定められること自体、注目に値するものといえる。

本法案は審議中であるため、今後内容に変更があり得ることは留保しなければならないが、日本の行政手続法と平成 29 年度の報告書作成時（2018 年 3 月）の本法案とを比較すると、日本の行政手続法の申請に対する処分と不利益処分に関する条文が合わせて合計 27 条分であるのに対し、本法案の該当部分は 3 章（行政決定の手続と手順）の合計 16 条分しかない点からして、特に、日本が多く条文を割いている聴聞手続の要否及びその内容に関して、行政の受益者である国民の手続的保障が十分かどうかは今後の検討を要すると考えられる。

b. 一般行政法（案）の概要（議員立法）

行政手続に関する包括的な法的枠組みがないことを受け、国会の Trần Thị Quốc Khánh 議員が、ベトナム司法省の行政決定法と内容が重複しない形で、一般行政法（Law on General Public Administration）を作成することを国会に提案した²¹。

なお、日本の行政手続法と比較すると、1 章で公金支出における行政の一般原則、特に合理性、経済性を掲げている点、2 章で行政手続の影響評価を規定している点、3 章で公共サービスの運営管理を定め、特に行政契約に関する規定を置いている点、更には 4 章で電子政府に関する規定を置いている点が特徴的であるといえる²²。

c. 行政手続に関する政令の概要

ベトナムでは、行政手続を統制する政令として、2010 年に、政令 No.63/2010/ND-CP (Decree on Controlling Administrative Procedures) が制定されている（同政令は、2013 年及び 2017 年に改正されている（政令 No.48/2013/ND-CP、政令 No.92/2017/ND-CP））。ただし、本政令 No.63/2010/ND-CP は、行政文書の作成とそれに基づく手続の実施の原則等を規定するものであり、行政手続に関する通則的な内容を規定したものではない。主な内容は以下のとおりである。

- 行政手続の統制は、立案過程においては速やかに、実施過程においては定期的かつ継続的に行われなければならない（政令 63/2010/ND-CP 4 条 3 項）。
- 行政手続全体の見直しやモニタリング・評価等の統制を行うための評価・調整機関として、政府官房（Government Office）に行政手続統制庁（Administrative Procedures Control Agency）を設立する（政令 63/2010/ND-CP 5 条）。
- 行政手続を担当する機関の責任として、書類を受領した時には、受領証を発行する（政令 No.63/2010/ND-CP 18 条 3 項）。

²¹ 一般行政法は、国会議員の Trần Thị Quốc Khánh 議員が 2013 年に提案し、起草委員会の委員長にも任命されて検討を進めてきたが、依然として法案成立には至らず現在も審議中である。

²² 平成 29 年度調査報告書（2018 年 3 月）時点での状況。更新状況については「エラー！参照元が見つかりません。エラー！参照元が見つかりません。」で述べる。

- 申請を拒否する場合や追加書類を請求する時は、定められた期限内に申請者に書面で説明する（政令 No.63/2010/ND-CP 18 条 5 項）。
- 行政手続統制機関である、行政手続統制庁、省庁及び省級国家機関、省人民委員会等は、行政手続の見直しの結果、当該行政手続の修正、補完、置換、取消又は廃止を、権限の範囲内で行うことができる（政令 63/2010/ND-CP 31 条 1 項）。

2.3.2 ベトナムの行政不服審査に関する法制度の概要²³

(1) 不服申立法に基づく不服申立ての概要²⁴

ベトナムでは、行政決定又は行政行為に対する不服申立てに関する通則法として、不服申立法（2011 年）が定められている。そのほかに、課税処分や個別の許認可手続等に関する法令において、特別な行政決定や行政行為に対する不服申立手続は設けられていない²⁵。

不服申立法の全体構成は次のとおりである。

- 総則（不服申立法 1 章）
- 行政決定、行政行為に対する不服申立て（不服申立法 2 章）
- 不服申立ての手続（不服申立法 3 章）
- 懲戒処分に対する不服申立て及びその手続（不服申立法 4 章）
- 国民の取扱い（不服申立法 5 章）
- 不服申立ての手続に対する行政機関等の協力義務（不服申立法 6 章）
- 罰則（不服申立法 7 章）
- 施行に関する細則（不服申立法 8 章）

1) 不服申立ての審理機関等

不服申立法（2011 年）は、国の行政機関及び権限者の行う行政決定又は行政行為に対する不服申立て及びその解決、幹部又は公務員に対する懲戒処分に対する不服申立て及びその解決、国民の取扱いならびに不服申立手続について定める（不服申立法 1 条）。

不服申立法が定める行政不服申立ての初審の取扱機関(審理機関)は、次のとおりである。

- 町村、区もしくは市町村の人民委員会委員長又は農村、都市地区、町もしくは地方都市の人民委員会委員長（不服申立法 17 条）
- 県人民委員会委員長（不服申立法 18 条）
- 省又は同等の地位の機関の長（不服申立法 19 条、20 条）
- 省人民委員会委員長（不服申立法 21 条）
- 省庁の機関、省庁と同格の機関、政府付属機関（不服申立法 22 条）
- 大臣（不服申立法 23 条）

²³ 2.3.2 の内容は、前掲注 1) 27-32 頁の内容を一部修正・変更して再掲した。

²⁴ 本節における不服申立法（2011 年）の引用は、以下による。

国際協力機構（JICA）「不服申立法」（https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_50.pdf, 2018 年 3 月 18 日最終閲覧）。

²⁵ 但し、実際に不服申立てがなされる事案は、課税処分や土地処分に係るものが多いとのことであった（現地インタビュー）。

- 政府監察省長官（不服申立法 24 条）
- 国家監察省の主任（不服申立法 25 条）
- 首相（不服申立法 26 条）

不服申立法は、行政不服申立てにおける初審手続と再審手続を定めているが、ベトナムにおいては、独立の行政不服申立審理機関は置かれていない。

ただし、国家監察省（以下、GIV（Government Inspectorate of Vietnam (Thanh tra Chính phủ)）という機関が設置され、この機関は、監査の管理、不服申立て、腐敗防止等のみを行う機関である（監察法（2010 年）5 条参照）。GIV は、不服申立てに対する支援機関としてのみ活動する²⁶。

不服申立てを行う者は、初審と再審の 2 回の申立てをすることができる。そして、これらの手続においてなお不服がある場合、裁判所に訴訟事件として訴えを提起することができる。なお、不服申立前置主義は取られていないので、不服申立手続を経ずに裁判所に訴訟提起することもできる²⁷。

2) 不服申立ての対象

不服申立てとは、国民、行政機関、組織ならびに幹部及び公務員が、国の行政機関及び国の行政機関における権限者の行う行政決定、行政行為、又は懲戒処分について、上記の行政決定又は行政行為が違法であり、法的な権利・利益を侵害すると考えられる場合に、法の定めに従って、審査を求めることをいう、と定義されている（不服申立法 2 条 1 項）。

行政不服申立ての対象は、違法であり、かつ直接に私人の権利又は利益を侵害する行政決定又は行政行為である。

- 行政決定とは、国の行政機関等により書面によりなされる一定の行政上の決定であって、私人に対し適用されるものをいう（不服申立法 2 条 8 項）²⁸。
- 行政行為とは、国の行政機関等が、法の定めに従って行う一定の行為の作為又は不作為をいう（不服申立法 2 条 9 項）。
- 懲戒処分とは、行政機関等の長による書面による決定で、幹部又は公務員等の行為に対し懲戒をするものをいう（不服申立法 2 条 10 項）。

また、不服申立法 11 条は、以下に掲げるものは、不服申立ての対象とならないと定める。

- 行政機関内部の決定、国防、諜報、外交分野に関するもの等（不服申立法 11 条 1 号）。
- 申立人の直接の権利又は法的な利益に関連しないもの（不服申立法 11 条 2 号）。
- 完全な権利能力のない私人によるものであって適法な代理人が就いていないもの（不服申立法 11 条 3 号）。
- 不適法な代理人が行ったもの（不服申立法 11 条 4 号）。
- 不服申立書に不服申立人の署名又は指印がないもの（不服申立法 11 条 5 号）。

²⁶ GIV の詳細については「3.1 ベトナムのオンブズマン制度」の項を参照。

²⁷ 不服申立前置主義は取られていないものの、争訟事件として提起する前に一度は不服申立てを行うことが一般的とのことであった（現地インタビュー）。

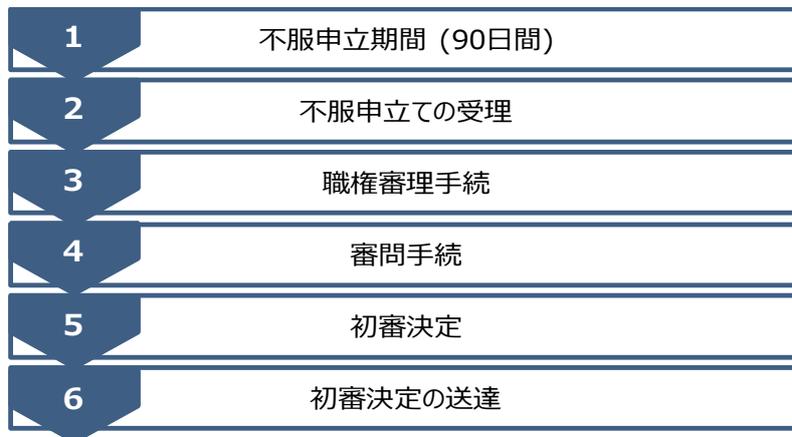
²⁸ 行政決定は、日本の「行政処分」に相当する概念であると考えられる（前掲注 1）29 頁 2018 年 3 月（http://www.soumu.go.jp/main_content/000545720.pdf, 2020 年 2 月 29 日最終閲覧）。

- 時効又は不服申立期限を徒過し、正当な理由がないもの（不服申立法 11 条 6 号）。
- 再審の不服申立てがすでになされたもの（不服申立法 11 条 7 号）。
- 書面による停止手続があった後に 30 日が経過し、申立人が不服申立てを継続しなかったもの（不服申立法 11 条 8 号）。
- 訴訟が受理されたか、又はすでに裁判所の判決等があったもの。ただし、裁判所が停止手続をしたものを除く（不服申立法 11 条 9 号）。

3) 不服申立ての審理手続

不服申立ての審理手続は、表 2-2 の順序で行われる。

表 2-2 不服申立ての審理手続



出所) 三菱総合研究所にて作成。

a. 不服申立期間

表 2-1 の通り、不服申立てが可能な期間は、行政決定を受領した日、又は行政決定もしくは行政行為を知った日から 90 日である（不服申立法 9 条）。申立人に、疾病、自然災害、戦争、出張、遠方における学業、その他の客観的な障害があった場合は、その期間は申立て期間から除かれる。

b. 不服申立ての申立手続

申立人が、行政決定又は行政行為が違法であるか、又は適法な権利もしくは法的な利益を直接侵害すると主張する場合、申立人は、行政決定を行った権限者又は所属行政機関に対し、初審の不服申立てをする（不服申立法 7 条 1 項）。又は、行政訴訟法の定めに従って、裁判所に対し訴えを提起することもできる²⁹。

初審の不服申立てに対する決定に更に不服がある場合、又は所定の期間が経過したが判断がなされない場合、申立人は、初審を行った行政機関の直接の上級庁に対し再審の不服申立てを行うことができ、又は、行政訴訟法の定めに従って、裁判所に対し訴えを提起することもできる（不服申立法 7 条 1 項）。

²⁹ 行政訴訟の制度については「2.3.3 ベトナムの行政訴訟に関する法制度」を参照。

申立人は、再審の不服申立てについて更に不服があるか、又は所定の期間が経過したが判断がなされない場合、行政訴訟法の定めに従って、裁判所に対し訴えを提起することもできる（不服申立法7条1項）。

大臣、省庁と同格の機関、政府付属機関の行った行政決定又は行政行為については、上記の大臣等に対し不服申立てを行う。又は、行政訴訟法の定めにしたがって、裁判所に対し訴えを提起することもできる。申立人が、上記の申立ての決定に更に不服があるか、又は所定の期間が経過したが判断がなされない場合、行政訴訟法の定めに従って、裁判所に対し訴えを提起することができる（不服申立法7条2項）。

省等の人民委員会委員長の行政決定、行政行為に対する不服申立ては、上記人民委員会委員長に対し初審の不服申立てをし、又は、行政訴訟法の定めに従って、裁判所に対し訴えを提起することもできる。申立人が、上記人民委員会委員長に対する申立ての決定に更に不服があるか、又は所定の期間が経過したが解決がなされない場合、当該部門を所管する大臣に対し再審の不服申立てを行うことができ、又は裁判所に対し訴えを提起することもできる（不服申立法7条3項）。

c. 不服申立ての受理

初審の不服申立てを受けた行政機関は、不服申立法11条に定められた不適法な申立ての場合を除き、所管の申立てを受領した日から10日以内に受理し、申立人、被申立行政機関等に対し書面により通知を行う（不服申立法27条）。併せて、同格のGIVに対しても通知する。申立てを受理しない場合は、理由を明示しなければならない。

d. 職権審理手続

初審の不服申立てから決定までの審理期限は、不服申立ての受理日から30日以内である（不服申立法28条）。複雑事件の場合、期限を延長することができ、受理日から45日以内となる。交通困難な土地についての期限は受理日から45日とし、複雑事件の場合の延長が行われた場合、受理日から60日以内となる。

初審の申立てを取り扱う行政機関は、審理期限内に、次のとおり審理を行う。

- まず、自身及び自身の直接管理する機関等の行政決定及び行政行為を再度検討し、申立てに理由があれば、速やかに申立てを認める決定を行う。申立てに関する結論を導くのに必要な根拠が得られない場合、自身で検討を行って申立てについて結論を導くか、又は同格のGIVもしくは他の行政機関等に対し、検討作業を依頼する（不服申立法29条1項）。
- 検討は、客観性、正確性、迅速性を確保し、次の方法により行う（不服申立法29条2項）。
 - ✓ 申立ての生じた場所で直接の検査、検証を行う。
 - ✓ 申立人、被申立人及び関連機関等から提出された書面及び証拠資料に基づいて検査、検証を行う。
 - ✓ 法の定めるその他の方法。

e. 審問手続

申立人の請求と行われた検討等の結果が異なる場合、審理機関は、申立ての内容、申立人の請求及び申立ての解決の方向性について明らかにするために、申立人、被申立人、利害関係人、関連機関、組織、個人による審問手続を行う。審問は公開され、かつ、民主的に行われなければならない（不服申立法 30 条 1 項）。

審理機関は、申立人、被申立人等に対し、審問の日時、場所、内容等を文書により通知する（不服申立法 30 条 2 項）。

審理機関は、審問において、審理が必要な内容、申立てに関する検証結果について明確に述べなければならない。審問の参加者は、意見を陳述し、証拠を提出することができる（不服申立法 30 条 3 項）。

審問の内容は調書に記録される。調書には参加者の意見、審問の結果を明確に記録し、参加者が署名又は指印する。参加者が署名、指印を拒否する場合、その理由を明記する。調書は不服申立ての記録の一部として保管される（不服申立法 30 条 4 項）。

審問の結果は、不服申立ての判断の基礎となる（不服申立法 30 条 5 項）。

f. 初審決定

初審の不服申立てには決定がなされる。決定における法定記載事項は次のとおりである（不服申立法 31 条）。

- 決定の日
- 申立人、被申立人の氏名及び住所
- 申立ての内容
- 申立ての検討結果
- 審問の結果（行われた場合）
- 決定についての法的根拠
- 申立てに対する結論
- 行政決定の一部又は全部の維持、修正、補充又は取消し、行政決定の停止、申立てに関する問題の解決
- 損害の補償（必要な場合）
- 再審の不服申立て、及び、行政訴訟手続に関する権利の教示

なお、複数の者から同一内容の申立てがあった場合、個別に決定を出す場合と、申立人名簿を付した 1 個の決定が出される場合とがある。

g. 初審決定の送達

初審申立ての審理機関は、申立てについて決定をした日から 3 日以内に、申立人、審理機関の直接上級の行政庁、利害関係人、申立てを移送した機関、GIV 等に対し決定を送達しなければならない（不服申立法 32 条）。

(2) 不服申立ての件数

GIV が発表した 2016 年の不服申立ての件数は、228,068 件である³⁰。

2.3.3 ベトナムの行政訴訟に関する法制度³¹

(1) 組織の概要

1) 裁判所の構成

ベトナムでは、行政事件は、人民裁判所に設置される行政事件専門部にて審理される。

ベトナムの人民裁判所の位置付け、役割、機能、義務、組織及び運用は、人民裁判所組織法（Law on Organization of People's Courts, 2014 年成立、2015 年 6 月施行）によって規定されている（人民裁判所組織法 1 条）。

人民裁判所組織法は、ベトナム憲法（2013 年）103 条に基づき訴訟における当事者主義を保障し、無罪推定の原則を規定する（人民裁判所組織法 2 条）。司法改革の結果として、各人民裁判所は、管轄に基づき独立して組織されることとなった（人民裁判所組織法 5 条）。

裁判所の組織は、最高人民裁判所、高等人民裁判所、省級人民裁判所、県級人民裁判所、軍事裁判所から構成され、最高人民裁判所を頂点とする階層構造である（人民裁判所組織法 3 条、20 条）（図 2-5）。

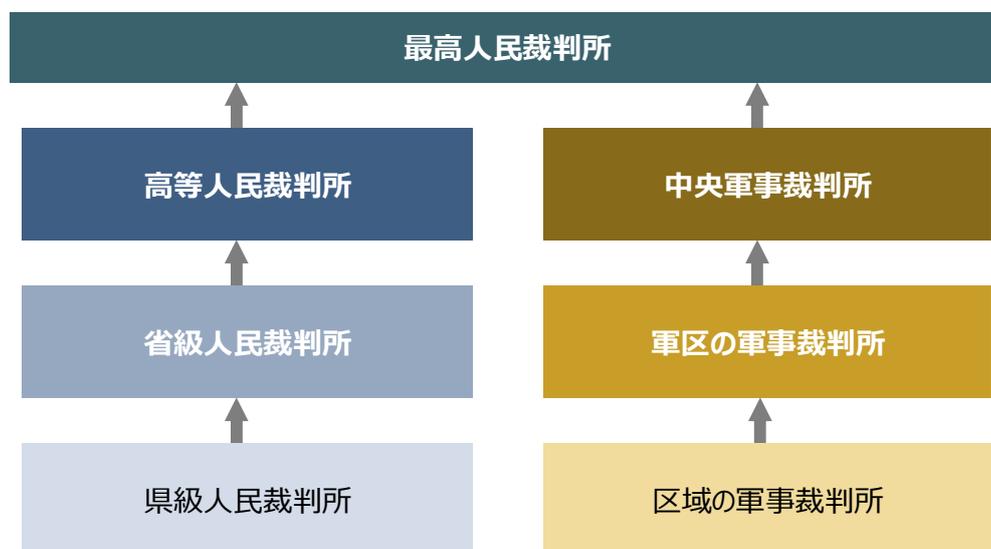


図 2-5 ベトナムにおける裁判所の構成

出所) 三菱総合研究所にて作成。

³⁰ Journal of Communist Party “The number of complaint and denouncement cases reduces but more complicated” 2016 年 10 月 4 日 (<http://www.tapchiconsan.org.vn/Home/PrintStory.aspx?distribution=41270>, 2018 年 3 月 7 日最終閲覧、2020 年 3 月 5 日時に確認した際はリンク先のページが削除)。

³¹ 2.3.3 の内容は、前掲注 1) 32-40 頁の内容を一部修正・変更して再掲した。

現在ベトナムには3つの高等人民裁判所、63の省級人民裁判所及び約780の県級人民裁判所がある。

各裁判所の組織及び権能の概要は、以下のとおりである。

- 最高人民裁判所の組織・権能
 - ✓ 長官及び副長官を含む13人から17人の裁判官からなる（人民裁判所組織法22条）。
 - ✓ 控訴事件の審理は行わず、下位裁判所の判断の監督及び5人又は全裁判官からなる裁判体により、法的効力を有する判決又は決定に対する監督審又は再審手続におけるレビューを行う（人民裁判所組織法20条）。
 - ✓ 裁定をレビューし、法の適用の整合性を保ち、裁判所組織を管理し、国会ないし国会常務委員会から割り当てられた法律案を作成し、裁判官等の職業訓練を行う（人民裁判所組織法22条、23条）。
 - ✓ 最高人民裁判所長官は、高等人民裁判所長官及び省級人民裁判所長官の推薦を受けて、高等人民裁判所及び省級人民裁判所に組織される裁判官評議会を構成する裁判官を指名する（人民裁判所組織法30条、39条）。
- 高等人民裁判所の組織・権能
 - ✓ 2015年5月の国会会議によって創設された³²。
 - ✓ ハノイ（28の省を管轄）、ダナン（12の省を管轄）及びホーチミン（23の省を管轄）の3か所にある。
 - ✓ 高等人民裁判所では、控訴又は異議申立てされた省級人民裁判所の第一審判決及び決定について3人の裁判官からなる審議体で控訴事件を審理するとともに、法的効力を有する省級人民裁判所の判決又は決定に対する監督審又は再審手続の審理を行う（人民裁判所組織法29条、32条）。11人から13人の裁判官から構成される裁判官評議会は、省級人民裁判所の判決又は決定に対する監督審又は再審手続の審理を行う権能を有する（人民裁判所組織法31条）。
- 省級人民裁判所及び県級人民裁判所の組織・権能
 - ✓ 省級人民裁判所及び県級人民裁判所は、地方政府の行政単位ごとにおかれ、各級の人民評議会に対応する地方裁判所である（人民裁判所組織法47条）。
 - ✓ 県級人民裁判所は、管轄内の刑事、家事、少年、行政裁判等のほとんど全ての事件の第一審裁判所である（人民裁判所組織法44条、45条）。
 - ✓ 省級人民裁判所は、県級人民裁判所に係属した事件の控訴審であるが、いくつかの事件については第一審となる。県又はそれ以下のレベルの行政機関又は権限者による行政決定等（ただし、県級人民委員会又は議長によるものを除く）に対しては県級人民裁判所が、省レベルの行政機関又は権限者による行政決定等に対しては省級人民裁判所が第一審となる（行政訴訟法31条、32条）。

2) 行政事件専門部の整備

2018年1月15日付最高人民裁判所ガイダンスによると、各人民裁判所は、以下の専門部を持つ（図2-6）。

³² 国会常務委員会決議 No.957/UBTVQH（2015年5月28日付）。

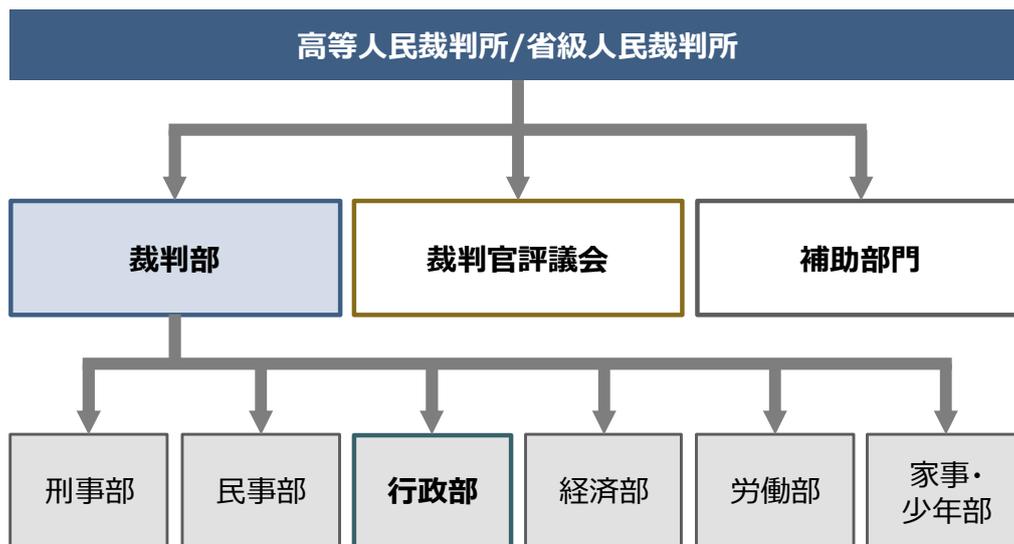


図 2-6 高等人民裁判所及び省級人民裁判所の組織

出所) 三菱総合研究所にて作成。

- 高等人民裁判所には、刑事、民事、行政、経済、労働、家事・少年の 6 専門部がある。
- 省級人民裁判所には、裁判官の数によって専門部が構成される。
 - ✓ 裁判官 22 人以上の場合、刑事、民事、行政、家事・少年、経済（労働）の 5 部
 - ✓ 裁判官 14 人から 21 人の場合、刑事、民事、行政（経済、労働を含む）、家事・少年の 4 部
 - ✓ 裁判官 11 人から 13 人の場合、刑事、民事（家事・少年を含む）、行政（経済、労働を含む）の 3 部
- 県級人民裁判所には、事件数によって専門部が構成される。
 - ✓ 毎年 2,000 件以上の事件を扱う裁判所の場合、刑事、民事、行政、家事・少年の 4 部
 - ✓ 毎年 1,000 件～2,000 件の事件を扱う裁判所の場合、刑事、民事、家事・少年の 3 部
 - ✓ 毎年 700 件～1,000 件の事件を扱う裁判所の場合、刑事、民事の 2 部
 - ✓ 毎年 700 件以下の事件を扱う裁判所の場合、専門部はない。

もともと、県級人民裁判所においては、現時点ではいまだ専門部が整備されていないため、全ての事件が裁判所長官の配点によって割り当てられている。

3) 処理件数

最高人民裁判所の統計によれば、行政事件数（第一審）の年間処理件数は、2010 年に 976 件、2011 年に 1,236 件、2012 年に 3,834 件、2013 年に 4,671 件であった³³。

³³ 最高人民裁判所統計データ (<http://toaan.gov.vn/portal/page/portal/tandtc/5901712>, 2018 年 2 月 26 最終閲覧)。なお、今回、平成 29 年度調査以降の進捗を確認するため、2013 年以降の年間処理件数を確認したが、最高人民裁判所統計データのリンクが切れており、確認不能であった。

(2) 行政訴訟の審理手続

1) 行政訴訟法の目的及び改正経緯

ベトナムの行政裁判所の審理手続は、行政訴訟法により定められている（2010年成立、2015年11月25日に改正、2016年7月1日改正法施行）。

行政訴訟法の目的は、行政訴訟手続の基本原則、手続を履行する機関及び人の役割と責任、手続に参加する人、機関、組織の権利と義務、ならびに訴訟提起、行政事件の解決、判決の執行、行政訴訟における不服申立及び告発の解決についての方法を規定することである（行政訴訟法1条）。現行行政訴訟法は371条からなり、裁判所の権限、訴訟を行う機関、当事者、証明方法、書面の扱い、訴訟提起、第一審及び控訴審の手続、執行、監督審、再審を含む網羅的な内容となっている。

2010年旧法からの主な改正点は、県級人民委員会又は議長の行政決定又は行為に対する訴訟について、裁判への影響を防ぐため、県級人民裁判所の管轄から省級人民裁判所の管轄へと移されたこと等である。

2) 行政訴訟の種類

日本の行政事件訴訟のような、取消訴訟、差止訴訟、義務付け訴訟のような訴訟類型は存在せず、全て判決の内容に含まれている。

具体的には、取消・違法宣言、義務付け及び国家賠償命令がセットになって判決され、その履行を強制する仕組みがある（行政訴訟法193条）。

裁判所に解決を求める要求内容（請求の趣旨に相当するものと思われる）を訴状に記載する（行政訴訟法118条）が、裁判所の判断がそれに拘束されるとの記載はなく、また原告に不利益な変更が許されるかどうかについても明文の規定はない。また違法判断の基準時が行政処分時か判決時かの基準時についての規定もない。

3) 行政訴訟の訴訟要件

a. 原告適格（及び主体）

原告適格を正面から規定する条文はない。ただし、「自らの法的な権利利益を保護するよう裁判所に要求する」（行政訴訟法5条）、「侵害された法的な権利利益を保護すべく行政事件を解決する裁判所に要求する」（行政訴訟法116条2項）と規定されていることから、「法的な権利利益の保護」が訴訟を提起する原告としての要件となっていると考えられる³⁴。

「法律上の利益」との限定がないため、法的に保護される利益一般の救済に拡大される可能性があり、日本ほど原告適格が厳格に扱われていない状況と解される。

³⁴ 多々良周作「ベトナム行政訴訟法（新法）の概要について」国際協力機構（JICA）

（https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_10.pdf, 1頁 2020年3月4日最終閲覧）によれば「原告適格の要件としても意識されているものと理解してもよさそうである」とのことである。

行政訴訟の原告となる者は、機関 (agency) 及び組織 (organization) 又は個人 (individual) である (行政訴訟法 3 条 8 号)。また、被告となる者は、機関及び組織又は個人である (行政訴訟法 3 条 9 号)。

b. 訴訟の対象 (処分性)

行政訴訟の対象は以下のとおりである (行政訴訟法 30 条)。列記主義ではなく、一般的な定めを置いた上で適用除外を規定するという概括主義を採用している。

- 行政決定又は行政行為 (ただし、国防、安全保障、外交上の国家機密に関するもの、手続妨害に対処するための裁判上の規律又は行為及び組織内部の行政決定又は行為を除く)
 - ✓ 行政訴訟の対象となる行政決定とは、機関、組織、個人の適法な権利及び利益を発生、変更、制限、終了させるものであって国家行政機関から発行された書面である (行政訴訟法 3 条 1 号及び 2 号)。
 - ✓ 行政訴訟の対象となる行政行為とは、機関、組織、個人の適法な権利及び利益の履行に影響を与える行為であって、不作為すなわち法的根拠による業務又は公的義務を行わない場合を含む (行政訴訟法 3 条 3 号及び 4 号)。
- 一般職の管理職以下の公務員を対象とする懲戒免職決定
- 競争事件処理決定に対する不服申立てに対する解決決定
- 選挙管理人名簿

ベトナムにおける行政訴訟及び行政不服審査の審理の対象は概ね同様であるが、一部に異なる点もみられる。例えば、公務員に対する懲戒処分に関しては、行政訴訟では懲戒免職 (dismissal) のみが審理対象となるが、行政不服審査では特段の限定がない (不服申立法 2 条 10 項)。したがって、公務員の懲戒免職以外の懲戒処分 (戒告、譴責、減給、降格、昇進停止等) を争う場合には、行政不服申立てによることとなる。

c. 出訴期間

出訴期間は以下のとおりである (行政訴訟法 116 条)。

- 行政決定、行政行為又は懲戒免職決定については、これを受領し又は知った日から 1 年。
- 競争事件処理決定に対する不服解決決定についてはこれを受領した日から 30 日。
- 選挙人名簿については、名簿作成機関による不服申立て解決通知を受領してから、又は名簿作成機関による不服解決通知を受領しなかった場合は不服申立期限の日から選挙日より 5 日前までの期間。
- 行政機関に不服申立てをした場合は、1 回目又は 2 回目の不服申立解決決定を受領し又は知った日から 1 年、不服解決通知を受領しなかった場合は不服申立期限の日から 1 年。

d. 不服申立前置主義

不服申立前置主義は、2010年成立の改正前行政訴訟法においてすでに原則廃止されている（行政訴訟法115条）³⁵。

行政決定、行政行為、懲戒免職決定に対して不服のある機関、組織又は個人は、自身の選択に従い、行政不服審査を経ずに裁判所に対し行政訴訟を提起できる。また、行政審査を選択した場合でもその審査結果に不服がある場合には行政訴訟を提起できる。行政訴訟を提起し、かつ行政不服審査を申立てた場合は、裁判所はどちらかを選択し裁判所に報告するよう要求する（行政訴訟法33条）。

競争事件処理決定及び選挙人名簿に対する不服については、不服申立前置である。ただし、選挙人名簿については、解決期限までに解決されない場合にも提訴が可能となっている。

4) 行政訴訟の審理手続

ベトナム憲法（2013年）の当事者主義の原則を保障し具体化するために、行政訴訟法18条は、一審、控訴審、監督審及び再審において、当事者ならびに当事者の法的権利及び利益を守る弁護団による訴訟活動が保障されることを明記している。

原告による訴状の提出から訴状審査、事件の受理、裁判官の割当て、対話手続を経て、公判期日開始までの流れを図2-7に示す（行政訴訟法130条～147条）。

事件が受理され裁判官が割り当てられると、公判期日の前に、事件解決のための当事者間の対話手続が行われる。

対話手続により、被告が訴訟の対象である行政行為又は行政決定を変更、補充、置換、破棄し、原告が訴訟を取り下げると合意した場合には、裁判官は、当事者のいずれかがその合意を実行しなければ公判に付する決定をする。また裁判官は、当事者が主張を維持し合意しない場合も公判に付する決定をする。対話の結果、原告が任意に訴訟を取り下げた場合には事件は終了するものの、出訴期間内であれば再度訴訟を提起することができる（行政訴訟法140条）。

³⁵ 注15を参照。

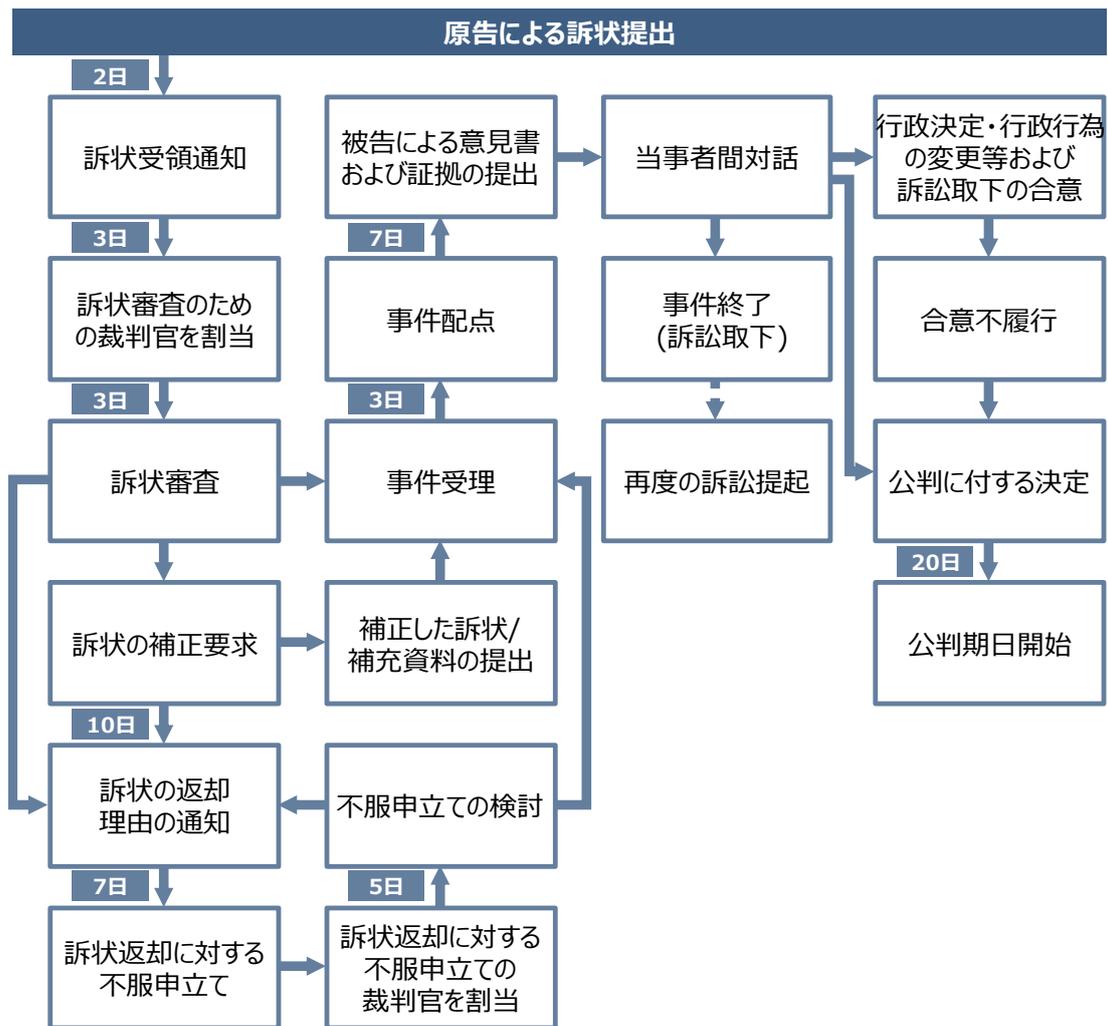


図 2-7 行政訴訟事件の受理及び対話手続の流れ

出所) 三菱総合研究所にて作成。

公判期日は、裁判官による公判に付する決定から 20 日以内に開催され、公開かつ直接口頭で行われる（行政訴訟法 16 条、148 条、152 条）。期日は、裁判長及び 2 人の人民参審員で構成される審理合議体と裁判所書記官によって行われ、検察官及び当事者、代理人が出席しなければならない（行政訴訟法 154 条～157 条）。

人民参審員は、祖国ベトナム社会主義共和国及び憲法に忠誠を尽くし、良識を持ちかつ法的知識及び社会の見識を持ち、体力的に適応可能との要件を満たす国民の中から選出される（人民裁判所組織法 85 条、86 条）。人民参審員は裁判官とともに審理に参加し、多数決では裁判官と同等の権利がある（行政訴訟法 12 条）。

審理合議体は弁論終了から 5 日以内に評議を終え、公判期日において判決を言い渡す（行政訴訟法 191 条、195 条）。

5) 判決

審理合議体の具体的な決定項目は以下のとおりである（行政訴訟法 193 条）。

- 法的根拠のない場合、請求を棄却する。

- 請求の一部又は全部を承認し、違法な行政決定及び関連する不服申立解決決定（もしあれば）の一部又は全部を取り消し、国家機関又は権限者に法律に沿った行為又は公的義務を行うよう命じ、同時に取り消された違法な行政決定の後処理を提示する。
- 請求の一部又は全部を承認し、行政行為が違法であることを宣言し、関連する不服申立解決決定（もしあれば）の一部又は全部を取り消し、国家機関又は権限者に違法な行為を止めるよう命ずる。
- 請求を承認し、違法な懲戒免職決定の取消しを宣言し、機関又は組織の長に法律に沿った業務又は公的義務を行うよう命ずる。
- 請求の一部又は全部を承認し、競争事件に関する決定に対する行政審査の違法な決定の全部又は一部の取消しを宣言し、違法な決定を出した権限機関又は権限者に対し、競争法に従い解決するよう命ずる。
- 請求の一部又は全部を承認し受理し、選挙人名簿を作成した機関に対し、法律に沿って名簿を変更又は、補充するよう命ずる。
- 機関又は組織に対し、違法な行政決定、行政行為、懲戒免職決定又は競争法事件に関する決定に対する行政審査によって、侵害された機関、組織又は個人の適法な権利及び利益を補償し、損害を賠償するよう命ずる。
- 権限国家機関又はその長に対し、国家機関又はその機関の権限者の責任を決定するよう要求する。

裁判所の具体的判断基準は行政訴訟法上規範化されておらず、行政裁量という概念もない。裁判所は、訴訟の対象である行政行為等が違法か否かについて、手続的側面と実体的側面の両面から判断するものである。

6) 控訴審、監督審、再審

当事者及び当事者の代理人は、第一審判決に対し言渡しから 15 日以内に控訴できる（行政訴訟法 204 条、206 条）。県級人民裁判所の判決に対しては、省級人民裁判所が、省級人民裁判所の判決に対しては高等人民裁判所が控訴審の審理を行う（人民裁判所組織法 3 条）。行政事件の審理は原則として二審制である（行政訴訟法 11 条）。

なお、判決の結論と事件の客観的事実の不整合、手続の重大な誤り、法律の適用についての誤りがある場合に、判決の効力が生じてから 3 年以内であれば上級裁判所に異議申立てをすることができる（監督審。行政訴訟法 255 条、263 条）。

また、事件の解決過程において知り得なかった重要な事実が新しく発見された場合等には、その事実を知ってから 1 年以内に再審請求をすることが可能である（行政訴訟法 281 条、284 条）。

7) 判決の執行

行政訴訟法には、判決又は決定が任意に執行されない場合の執行手続が規定されている（行政訴訟法 309 条～315 条）。

行政機関が裁判執行期限を過ぎても執行しない場合は、第一審裁判所は、執行を督促する書面を行政機関の直近上級機関の長及び同じ級の検察官に通知する。政府は、最高人民裁判

所及び最高人民検察院と協力しながら、行政事件判決が執行されるよう管理する。判決を故意に執行しない場合は、行政違反処分、懲戒処分、刑事責任が科される場合もある。行政訴訟の目的は人権救済とされているが、国家による行政監視、行政のコントロールとしても機能しているといえる。

2.4 今年度調査で得られた調査結果（ベトナム）

2.4.1 ベトナムの行政通則法制度に係る調査結果概要

(1) 行政決定法案及び一般行政法案の審議状況

行政決定法³⁶及び一般行政法³⁷の法案（以下「二法」）は、本報告書執筆の時点で国会を通過していない。

二法の審議状況は、ベトナム国会事務局³⁸の一部門であるベトナム国会図書館³⁹のウェブページ「ドラフト・オンライン⁴⁰」で確認することができる。

1) 行政決定法案

a. 概況

一般行政法の法案は「ドラフト・オンライン」で公開されおり⁴¹、審議状況（表 2-3）やパブリックコメント⁴²を確認することができる。2015 年 9 月国会提出の行政決定法案条文構成を表 2-4 に示す。

表 2-3 一般行政法の国会審議状況概要

法案提出	政府
起案機関	司法省
委員会	法務委員会 ⁴³
法案検討	第 13 期 ⁴⁴ 第 10 会期

³⁶ Luật Ban hành quyết định hành chính

³⁷ Luật Hành chính công

³⁸ Văn Phòng Quốc Hội

³⁹ Thư Viện Quốc Hội

⁴⁰ Dự thảo online

(<http://duthaoonline.quochoi.vn/Pages/default.aspx>, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)

⁴¹ Toàn văn dự thảo

(http://duthaoonline.quochoi.vn/DuThao/Lists/DT_DUTHAO_LUAT/View_Detail.aspx?ItemID=1057&LanID=1139&TabIndex=1, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)

⁴² Ý kiến người dân

(http://duthaoonline.quochoi.vn/DuThao/Lists/DT_DUTHAO_LUAT/View_Detail.aspx?ItemID=1057&TabIndex=6, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)

⁴³ Ủy ban Pháp luật

⁴⁴ 2011 - 2016 年

暫定承認	第 13 期第 11 会期
国会承認状況	未承認

出所) ベトナム国会図書館「ドラフト・オンライン」の情報をもとに三菱総合研究所にて作成。

表 2-4 行政決定法案 (2015 年 9 月国会提出) の条文構成

第 1 章 総則 (Những Quy Định Chung)
<p>第 1 条 法の適用範囲 (Phạm vi điều chỉnh)</p> <p>第 2 条 法の対象 (Đối tượng áp dụng)</p> <p>第 3 条 行政決定 (Quyết định hành chính)</p> <p>第 4 条 行政決定発出の原則 (Nguyên tắc ban hành quyết định hành chính)</p> <p>第 5 条 行政決定の形式、内容及び方法 (Hình thức, nội dung, thể thức và kỹ thuật trình bày của quyết định hành chính)</p> <p>第 6 条 行政決定で使用する言語 (Ngôn ngữ của quyết định hành chính)</p> <p>第 7 条 行政決定を発出する能力のある機関及び個人の権利と義務 (Quyền, nghĩa vụ của cơ quan, người có thẩm quyền ban hành quyết định hành chính)</p> <p>第 8 条 行政決定の対象となる個人及び組織の権利と義務 (Quyền, nghĩa vụ của cá nhân, tổ chức là đối tượng thi hành quyết định hành chính)</p> <p>第 9 条 禁止行為 (Những hành vi bị nghiêm cấm)</p> <p>第 10 条 行政決定の監督、検査及び取扱 (Giám sát, kiểm tra, xử lý quyết định hành chính)</p> <p>第 11 条 行政決定の発出における法律の適用 (Áp dụng pháp luật trong việc ban hành quyết định hành chính)</p>
第 2 章 行政決定の分類、順序、手順及び承認 (Phân Loại, Trình Tự, Thủ Tục Và Ủy Quyền Ban Hành Quyết Định Hành Chính)
<p>第 1 節 行政決定の分類 (Phân Loại Quyết Định Hành Chính)</p> <p>第 12 条 行政決定の分類 (Phân loại quyết định hành chính)</p> <p>第 13 条 積極的規制に係る行政決定 (Quyết định hành chính có lợi cho đối tượng thi hành)</p> <p>第 14 条 消極的規制に係る行政決定 (Quyết định hành chính bất lợi cho đối tượng thi hành hoặc cho người thứ ba)</p> <p>第 15 条 公益に係る行政決定 (Quyết định hành chính liên quan đến lợi ích cộng đồng)</p> <p>第 16 条 緊急時の行政決定 (Quyết định hành chính trong trường hợp khẩn cấp, cấp thiết)</p> <p>第 2 節 行政決定公布の順序及び手順 (Trình Tự, Thủ Tục Ban Hành Quyết Định Hành Chính)</p> <p>第 17 条 積極的規制に係る行政決定発出の順序及び手順 (Trình tự, thủ tục ban hành quyết định hành chính có lợi cho đối tượng thi hành)</p> <p>第 18 条 消極的規制に係る行政決定発出の順序及び手順 (Trình tự, thủ tục ban hành quyết định hành chính bất lợi cho đối tượng thi hành hoặc cho người thứ ba)</p> <p>第 19 条 コミュニティの利益に係る行政決定発出の順序及び手順 (Trình tự, thủ tục ban hành quyết định hành chính liên quan đến lợi ích cộng đồng)</p>

<p>第 20 条 緊急時の行政決定を発出の順序及び手順 (Trình tự, thủ tục ban hành quyết định hành chính trong trường hợp khẩn cấp, cấp thiết)</p> <p>第 21 条 組織又は個人の要望受付 (Tiếp nhận yêu cầu của tổ chức, cá nhân)</p> <p>第 22 条 情報収集及び行政決定発出の法的根拠の決定 (Thu thập thông tin, xác định căn cứ pháp luật ban hành quyết định hành chính)</p> <p>第 23 条 意見聴取 (Tham vấn và lấy ý kiến)</p> <p>第 24 条 行政決定の起草 (Xây dựng dự thảo quyết định hành chính)</p> <p>第 25 条 公益に関連する行政決定草案の合法性調査 (Kiểm tra tính pháp lý của dự thảo quyết định hành chính liên quan đến lợi ích cộng đồng)</p> <p>第 26 条 行政決定への署名及び発出 (Ký ban hành quyết định hành chính)</p> <p>第 27 条 行政決定の公表 (Gửi, công khai quyết định hành chính)</p> <p>第 3 節 行政決定の承認 (Ủy Quyền Ban Hành Quyết Định Hành Chính)</p> <p>第 28 条 行政決定発出承認の原則 (Nguyên tắc ủy quyền ban hành quyết định hành chính)</p> <p>第 29 条 行政決定の承認者及び発出権限者の責任 (Trách nhiệm của người ủy quyền và người được ủy quyền ban hành quyết định hành chính)</p>
<p>第 3 章 行政決定の効果と行政決定の実施 (Hiệu Lực Của Quyết Định Hành Chính Và Thi Hành Quyết Định Hành Chính)</p>
<p>第 30 条 行政決定の有効期限 (Thời điểm có hiệu lực của quyết định hành chính)</p> <p>第 31 条 行政決定の施行 (Thi hành quyết định hành chính)</p> <p>第 32 条 行政決定の施行延期 (Hoãn thi hành quyết định hành chính)</p> <p>第 33 条 行政決定の施工に係る決定の発出 (Ban hành quyết định cưỡng chế thi hành quyết định hành chính)</p>
<p>第 4 章 行政決定の主な方針、改正、追加及び拡張 (Định Chính, Sửa Đổi, Bổ Sung, Gia Hạn Quyết Định Hành Chính)</p>
<p>第 34 条 行政決定の修正 (Định chính quyết định hành chính)</p> <p>第 35 条 行政決定の修正及び補足 ; 行政決定発出の補足手順 (Sửa đổi, bổ sung quyết định hành chính; bổ sung thủ tục ban hành quyết định hành chính)</p> <p>第 36 条 行政決定の更新及び再発出 (Gia hạn, cấp đổi, cấp lại quyết định hành chính)</p>
<p>第 5 章 行政決定の停止、廃止及び取消 (Tạm Đình Chi, Bãi Bỏ, Hủy Bỏ Quyết Định Hành Chính)</p>
<p>第 37 条 違法な行政決定 (Quyết định hành chính trái pháp luật)</p> <p>第 38 条 行政決定の停止 (Tạm đình chỉ thi hành quyết định hành chính)</p> <p>第 39 条 行政決定の廃止 (Bãi bỏ quyết định hành chính)</p> <p>第 40 条 行政決定の取消 (Hủy bỏ quyết định hành chính)</p> <p>第 41 条 行政決定に係る文書等の取消 (Thu hồi quyết định hành chính và giấy tờ, đồ vật)</p>
<p>第 6 章 行政決定の監督、検査、及び取扱 (Giám Sát, Kiểm Tra, Xử Lý Quyết Định Hành Chính)</p>
<p>第 42 条 行政決定発出の監督 (Giám sát việc ban hành quyết định hành chính)</p> <p>第 43 条 行政決定の調査及び処理 (Kiểm tra, xử lý quyết định hành chính)</p>

第7章 不服、告発、違反の取扱い及び損害賠償 (Khiếu Nại, Tố Cáo, Khởi Kiến, Xử Lý Vi Phạm, Bồi Thường Thiệt Hại)
第44条 行政決定に対する不服、告発、訴訟 (Khiếu nại, tố cáo, khởi kiện quyết định hành chính)
第45条 行政機関及び行政決定公布者の違反行為への対処 (Xử lý hành vi phạm của cơ quan, người ban hành quyết định hành chính)
第46条 損害賠償 (Bồi thường thiệt hại)
第8章 施行規定 (Điều Khoản Thi Hành)
第47条 適用条件 (Điều khoản áp dụng)
第48条 法律の施行と行政決定発行に係る法律の監視 (Theo dõi thi hành Luật và pháp luật về ban hành quyết định hành chính)
第49条 発効 (Hiệu lực thi hành)
第50条 詳細な規制と施行ガイドライン (Quy định chi tiết và hướng dẫn thi hành)

出所) 三菱総合研究所にて作成。

b. 行政決定法案の国会審議状況

行政決定法案は2020年3月19日時点で国会を通過していない。この背景については、法案に対して各省庁、首相官房からの支持が得られてないことが主な原因と見られている⁴⁵。

なお、本法案は政府(司法省)提出法案であるが、ベトナムにおいて、政府提出法案は政府閣僚の多数決で決しており、法案の是非について政府内で不一致が生じることがある⁴⁶。

2) 一般行政法案

a. 概況

一般行政法の法案は「ドラフト・オンライン」で公開されおり⁴⁷、審議状況(表 2-5)や、パブリックコメント⁴⁸を確認することができる。2018年7月国会提出の一般行政法案条文構成を表 2-6 に示す。

表 2-5 一般行政法の国会審議状況概要

法案提出	国会議員
法案の状況	更新中

⁴⁵ 2020年2月10日於ベトナム商工会議所(VCCI)インタビュー(本調査現地調査)でのコメント。

⁴⁶ エラー! 参照元が見つかりません。参照。

⁴⁷ Toàn văn dự thảo

(http://duthaoonline.quochoi.vn/DuThao/Lists/DT_DUTHAO_LUAT/View_Detail.aspx?ItemID=1328&LanID=1534&TabIndex=1, 2020年3月19日最終閲覧)

⁴⁸ Ý kiến người dân

(http://duthaoonline.quochoi.vn/DuThao/Lists/DT_DUTHAO_LUAT/View_Detail.aspx?ItemID=1328&TabIndex=6, 2020年3月19日最終閲覧)

委員会	法務委員会
法案検討	進行中 ⁴⁹
予定	進行中
国会承認状況	未承認

出所) ベトナム国会図書館「ドラフト・オンライン」の情報をもとに三菱総合研究所にて作成。

表 2-6 一般行政法案（2018年7月6日国会提出）の条文構成

第1章 総則 (Những Quy Định Chung)
<p>第1条 法の適用範囲 (Phạm vi điều chỉnh)</p> <p>第2条 法の対象 (Đối tượng áp dụng⁵)</p> <p>第3条 用語の解釈 (Giải thích từ ngữ)</p> <p>第4条 行政の一般原則 (Nguyên tắc chung của hành chính công)</p> <p>第5条 禁止行為 (Các hành vi bị nghiêm cấm)</p>
第2章 行政手続 (Thủ Tục Hành Chính)
<p>第6条 行政手続に係る原則規定 (Nguyên tắc quy định thủ tục hành chính)</p> <p>第7条 行政手続の実施原則 (Nguyên tắc thực hiện thủ tục hành chính)</p> <p>第8条 行政手続の実施を確保するための順序、実施方法、記録及び条件 (Trình tự, cách thức thực hiện, hồ sơ và các điều kiện bảo đảm thực hiện thủ tục hành chính)</p> <p>第9条 行政手続 (Công khai thủ tục hành chính)</p> <p>第10条 行政手続の評価 (Đánh giá thủ tục hành chính)</p> <p>第11条 行政手続を所管する機関及び個人の責任 (Trách nhiệm của cơ quan, cá nhân có thẩm quyền giải quyết thủ tục hành chính)</p> <p>第12条 行政決定の発出 (Ban hành quyết định hành chính)</p> <p>第13条 行政手続の解決を求める組織及び個人の権利と義務 (Quyền và nghĩa vụ của tổ chức, cá nhân yêu cầu giải quyết thủ tục hành chính)</p>
第3章 国による公共サービスの管理及び提供 (Quản Lý Nhà Nước Về Dịch Vụ Công Và Cung Ứng Dịch Vụ Công)
<p>第1節 国による公共サービスの管理 (Quản Lý Nhà Nước Về Dịch Vụ Công)</p> <p>第14条 公共サービスに係る国の政策 (Chính sách của Nhà nước về dịch vụ công)</p> <p>第15条 国による公共サービスの管理 (Quản lý nhà nước về dịch vụ công)</p> <p>第16条 公共行政サービスの管理責任 (Trách nhiệm quản lý dịch vụ hành chính công)</p> <p>第17条 公共の非営利サービスの管理責任 (Trách nhiệm quản lý dịch vụ sự nghiệp công)</p> <p>第18条 公共サービスの管理責任 (Trách nhiệm quản lý dịch vụ công ích)</p> <p>第2節 公共行政サービスの提供 (Cung Ứng Dịch Vụ Hành Chính Công)</p> <p>第19条 公共行政サービスの提供の要求 (Yêu cầu cung ứng dịch vụ hành chính công)</p> <p>第20条 行政サービスの提供方法 (Cách thức cung ứng dịch vụ hành chính công)</p>

⁴⁹ Đang cập nhật

<p>第 21 条 公共行政サービスを提供する能力 (Thẩm quyền cung ứng dịch vụ hành chính công)</p> <p>第 22 条 公共行政サービス提供の組織モデル (Các mô hình tổ chức cung ứng dịch vụ hành chính công)</p> <p>第 23 条 公共行政サービスを提供する機関、組織及び個人の権利及び義務 (Quyền, nghĩa vụ của cơ quan, tổ chức, cá nhân cung ứng dịch vụ hành chính công)</p> <p>第 3 節 公共非営利サービスの提供 (Cung Ứng Dịch Vụ Sự Nghiệp Công)</p> <p>第 24 条 公共非営利サービス提供の要望 (Yêu cầu cung ứng dịch vụ sự nghiệp công)</p> <p>第 25 条 公共非営利サービス提供の方法 (Cách thức cung ứng dịch vụ sự nghiệp công)</p> <p>第 26 条 業務評価、組織構造及び人員に係る公共非営利部門の自律性 (Tự chủ của đơn vị sự nghiệp công lập về thực hiện nhiệm vụ, tổ chức bộ máy và nhân sự)</p> <p>第 27 条 公共サービス料金 (Giá và phí dịch vụ sự nghiệp công)</p> <p>第 28 条 財政的義務、公的資産の管理及び公的非営利部門の内部支出規制 (Nghĩa vụ tài chính, quản lý tài sản công và quy chế chi tiêu nội bộ của đơn vị sự nghiệp công lập)</p> <p>第 29 条 省、省庁、人民委員会、その他の機関・組織及び非営利団体の責任者の責任 (Trách nhiệm của các Bộ, cơ quan ngang bộ, Ủy ban nhân dân các cấp, các cơ quan, tổ chức khác và người đứng đầu đơn vị sự nghiệp công lập)</p> <p>第 4 節 公共サービスの提供 (Cung Ứng Dịch Vụ Công Ích)</p> <p>第 30 条 公共の物及びサービス提供の要求 (Yêu cầu cung ứng sản phẩm, dịch vụ công ích)</p> <p>第 31 条 公共の物及びサービス提供の方法 (Cách thức cung ứng sản phẩm, dịch vụ công ích)</p> <p>第 32 条 公共の物及びサービス提供方法の決定権限 (Thẩm quyền quyết định cách thức cung ứng sản phẩm, dịch vụ công ích)</p> <p>第 33 条 公共の物及びサービス提供に係る料金及び補助金の決定権限 (Thẩm quyền quyết định mức trợ giá, trợ cấp cho cung ứng sản phẩm, dịch vụ công ích)</p> <p>第 34 条 公共の物及びサービスを提供することができる者 (Thẩm quyền cung ứng sản phẩm, dịch vụ công ích)</p> <p>第 35 条 公共の物及びサービスを提供する組織及び個人の権利及び義務 (Quyền và nghĩa vụ của tổ chức, cá nhân cung ứng sản phẩm, dịch vụ công ích)</p>
<p>第 4 章 公共行政における政府機関、組織及び個人の責任及び関係並びに公共行政における違反の取扱 (Trách Nhiệm, Mối Quan Hệ Của Cơ Quan, Tổ Chức, Cá Nhân Và Xử Lý Vi Phạm Trong Hành Chính Công)</p>
<p>第 36 条 行政における機関、組織及び個人の責任 (Trách nhiệm của các cơ quan, tổ chức, cá nhân trong hành chính công)</p> <p>第 37 条 国の行政機関と組織及び個人との関係及び責任 (Mối quan hệ, trách nhiệm của cơ quan hành chính nhà nước với tổ chức, cá nhân)</p> <p>第 38 条 国の行政機関と企業との関係及び責任 (Mối quan hệ, trách nhiệm của cơ quan hành chính nhà nước với doanh nghiệp)</p>

第 39 条 政府、省庁、省レベルの機関及び人民委員会の責任 (Trách nhiệm của Chính phủ, Bộ, cơ quan ngang Bộ, Ủy ban nhân dân các cấp)
第 40 条 公共行政活動における違反の処分及び補償 (Xử lý vi phạm, bồi thường trong hoạt động hành chính công)
第 5 章 施行規定 (Điều Khoản Thi Hành)
第 41 条 発効 (Hiệu lực thi hành)

出所) 三菱総合研究所にて作成

b. 一般行政法案の国会審議状況

一般行政法案は 2020 年 3 月 19 日時点で国会を通過していない。

2018 年 8 月 14 日に開催された政策評価会議⁵⁰においては、同法案に盛り込まれている公共サービス提供モデルに関連して、首相決定 No. 181/2003/QĐ-TTg⁵¹に基づく地方行政機関におけるワンストップ・サービスの状況について報告がなされ、ワンストップ・サービス導入により地方政府において行政手続、サービス提供の改善が進んでいることが報告された。

このような改善を進める上での技術的な問題として、中央政府と地方政府の行政機関との間での間の接続、データ共有、ソフトウェア間のインターフェイスや情報共有、情報記録、トレーサビリティ等に係る課題が提示された。また、情報処理の負荷（ワークロード）については、ハノイ市（2017 年）及びホーチミン市（平均）の例としてそれぞれ 1780 万件及び 1400 万件だったことが報告された。

このように、行政手続、サービスの改善が進んでいる状況が積極的に評価される一方、これを支える組織、人員構成、機能、タスク、運用等について規律する統一的な法律が整備されていないとの指摘がなされ、一般行政法に対する期待が示された。

しかし、同年 9 月 11 日に開催された国会常任委員会⁵²では、本法案に対して一定の積極的評価があった一方で、本法案の規定が一般的なため具体的な適用が不可能であるとの指摘や条文間の矛盾が存在すると指摘が出され、同法の実際的な運用可能性に対する疑問が示された。

以上の議論を経て、ウォン・チュー・リュー⁵³国会副議長は本法案に対して消極的な態度を示した。

⁵⁰ ベトナム国会ウェブページ（2018 年 8 月 21 日付）*Xây Dựng Luật Hành Chính Công: Hoàn Thiện Quy Định Về Mô Hình Tổ Chức Cung Ứng Dịch Vụ Hành Chính Công*（一般行政法構築：公共行政サービス提供の組織モデル）

（<http://quochoi.vn/UserControls/Publishing/News/BinhLuan/pFormPrint.aspx?UrlListProcess=/content/tintuc/Lists/News&ItemID=36938>, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧）

⁵¹ Quyết định số 181/2003/QĐ-TTg

（http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=12214, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧）

⁵² ベトナム国会ウェブページ（2018 年 9 月 11 日付）*Ủy Ban Thường Vụ Quốc Hội Cho Ý Kiến Về Dự Án Luật Hành Chính Công*（一般行政法についての国会常任委員会意見）

（<http://quochoi.vn/hoatdongcuaquochoi/cackyhophquochoi/quochoikhoaXIII/kyhophthusau/Pages/danh-sach-ky-hop.aspx?ItemID=37172&CategoryId=0>, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧）

⁵³ Ông Chu Lưu

(2) 法案審議を取り巻く状況

本調査の現地調査においてハノイ法科大学での意見交換の場が設けられ⁵⁴、二法の審議を取り巻く状況等について、以下の情報を得た。

1) 所掌・所管の整理

二法を取り巻く環境として、行政手続等について中央政府及び地方政府機関の所掌・所管の明確化、整理が進められている点が重要であるとの認識がベトナム側から示された。

具体的には、たとえば特定のライセンス権限が中央政府又は地方政府のどちらにあるのかなど、所管の明確化が進められている。また、地方政府の省レベルではライセンス手続のワンストップ・サービス化が進められている。

このように、さまざまな手続の明確化、簡素化が進んだことは改革の主要な成果のひとつと言え、建設関係関連企業をはじめとして日系進出企業もこのような改革の成果に満足しているように見受けられるとのことである。

わかりやすい制度構築推進の重要性が強調されているところ、これはさまざまな要素を含む課題であり、論理的と実務では異なるところもあることから、手続等の改革の成果に対する日系企業からベトナム側へのフィードバックが求められている。

2) 一般行政法関係

一般行政法の所管については、これを国会事務局⁵⁵とする案、法務省等とする案が提出されており、現時点で結論は出ていない。

また制度原理（principal）や立法内容については、エストニアなど欧州の行政と制度を研究してその原理や法律を参考にしようとする動きもある。

3) 立法作業における課題

ベトナムにおける立法の問題点は、国の法制度、システムとしてまず立法を支える原理があってそれに基づいて個別法が制定されるのではなく、逆に先に区々の法律が成立した後により基本的な法律が作られてきたという経緯にあるとの指摘がある。

指摘のような経緯から、たとえば公務員法、政府職員法、政府法、地方政府法など関連する諸法の規定間に多くの齟齬が存在する。さらに地方政府が多くの政令等を出すため、輻輳に拍車を掛けているとされる。

一方で、このような状況でもそれなりに行政が機能していることから、その上に敢えて膨大な法令、議決、決定、通達等を整序して行政通則法を制定する必要は見出せないと主張する勢力もあり、二法成立が遅れている原因となっている。

⁵⁴ 2020年2月7日於ハノイ法科大学（ハノイ市）。同大学教授（行政法学科、国際学部他）及び司法省幹部（行政法及び刑法部）の出席を得て、本調査の一環として意見交換を行った。

⁵⁵ Office of national assembly

4) 日越協力への期待

意見交換においては、所掌・所管の整序、手続等の簡素化に関連して、日本で進められた行政改革に対してベトナム側の強い興味が示された⁵⁶。

さらに、日越のコラボレーションの可能性は大きいとして、ベトナム、日本側関係者及びシンクタンクで構成される国際ワークショップを開催して日越で情報交換を行うなど、今後の継続的な日越交流の要望が出された。

(3) 行政法関連の立法動向等

本調査の現地調査において日系法律事務所との意見交換の場が設けられ⁵⁷、同事務所弁護士より行政法関係の立法動向等について、以下の情報を得た。

1) 行政決定法案及び一般行政法案

ベトナムには、行政手続法と名付けられている法令（Law No.93/2015/QH13）があるが、これは不利益行政処分に対する不服申立訴訟の裁判手続きが規定されているものである。

しかし、不利益処分ではなく、国家のライセンス、登録を求める際の許認可手続を一般的に定めた法令はまだ整備されていない。

そこで行政決定法案及び一般行政法案が提出されているが、これら二法については、直近で特段の動きはなく、2年前から大きな変化は無い。

2) 行政手続関連法の状況

ベトナムにおいて手続の迅速化の努力は確かに進められており、各法令に、手続の標準処理時間の規定が入るようになってきている。改善に向けての取り組みのひとつとして、Non-action Letter 等の重要法案が国会に提出されており、法案条文が国会のウェブサイトで公開されている。

このような取り組みもあって、ベトナムにおける行政手続は20年前と比較してだいぶ改善している。

多くの法律について、法案や立法趣旨説明書は公開されているが、その内容は大掴みなものである。このため、法律成立後の運用段階で、法律の趣旨を判断しかねて本来法が予定しているスコープではないところにまで法を適用されてしまうようなことが起きる。

3) 法令間の矛盾・抵触

法令間の矛盾予防策としての機能もある法案レビューの仕組みは司法省に存在するが、重要法案優先で手が回っていない可能性がある。

⁵⁶ 日本の行政改革はベトナム側よりベスト・プラクティスのひとつと認識されており、意見交換の場では日本の行政改革の経緯、経験についての説明を求められた。

⁵⁷ 2020年2月7日於日系法律事務所（ハノイ市）。

問題の原因としては、まず法案の数が多すぎるという問題もあるが、レビューの仕組みについての問題もある。すなわち、首相府に設けられた法案レビューの部署はレビューだけではなくその後の処理、手当てで行わなければならない。

このような仕組みの下では、成立した法律について何らかの問題が持ち上がった場合に法案のレビュー担当者が責任を問われる可能性がある。そのため、レビュー担当者は、自らの責任を問われる事態を恐れて、自分の判断を示すことを避けて上級の判断を仰ぐため、ますます業務が輻輳してしまう。

その結果、法令間の矛盾・抵触が解消されないまま法令が成立してしまう場合もある。

4) 行政手続等の実務

手続で提出すべき書類を定めた法令の規定で、「提出書類は、一、かくかく、二、しかじか」と列挙して、最後に「その他必要な書類」というような定め方をしている例もあり、担当官の裁量で提出書類が増えてしまう可能性を残している。

行政機関に対する各種照会に回答は返ってくるが、法律上は担当官に応答義務はない。そして、いわゆる「たらい回し」の問題については、非常にプリミティブな部分で、受理した文書の振り分け、フィルタリングのルールがないことを原因として挙げることが出来る。

たとえば、申請書類を受け付けた担当者が当該申請の所管部署が判断できず、その結果として不適当な部署に移送されてしまうことがある。移送を受けた部署も自分の部署に判断権限がないことに気付かずに無権限で判断を行い、申請が不当に却下されかかることもある。

また、正しい部署に移送する場合でも、たとえ隣の部署であっても直接移送せずに、いったん申請を受付に戻して始めからやり直すような非効率なことが行われている。

このような状況を改善するだけでも状況はかなり改善されると思われる。手続の電子化で改善する可能性があるが、導入は簡単ではない。

(4) JICA による支援の状況

JICA は 1996 年より数次にわたり継続的にベトナム法整備支援プロジェクトを行っており、現在は「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」(以下「PHAP LUAT 2020」)を遂行中である(表 2-7)。

本調査では、現地調査において PHAP LUAT 2020 のプロジェクト・オフィスでの JICA インタビューの場が設けられ、支援の状況及び今後の方向性等についての情報を得た⁵⁸。

表 2-7 JICA によるベトナム法整備支援プロジェクト

プロジェクト		期間 自至	カウンターパート*					
			MOJ	SPC	SPP	VNU	VBF	OGG
法整備支援 プロジェクト	フェーズ 1	1996-12 1999-11	✓					
	フェーズ 2	1999-12 2002-11	✓	✓	✓			

⁵⁸ 2020 年 2 月 1 日於 PHAP LUAT 2020 プロジェクト・オフィス (ハノイ市)。

プロジェクト		期間	カウンターパート*					
		自至	MOJ	SPC	SPP	VNU	VBF	OGG
	フェーズ3	2003-07 2007-03	✓	✓	✓	✓		
法・司法制度改革 支援 プロジェクト	フェーズ1	2007-04 2011-03	✓	✓	✓		✓	
	フェーズ2	2011-04 2015-03	✓	✓	✓		✓	
2020年を目標とする 法・司法改革支援プロジェクト		2015-04 2020-03	✓	✓	✓		✓	✓

* MOJ: 司法省; SPC: 最高人民裁判所; SPP: 最高人民検察院; VNU: ベトナム国家大学ハノイ校;
VBF: ベトナム弁護士連合会; OGG: 首相府
出所 「世界を変える日本式『法づくり』」 (2018年6月12日, JICA) 35頁のデータをもとに三菱総合
研究所にて作成。

1) PHAP LUAT 2020 の概要

PHAP LUAT 2020 は、1996年から数次に亘って継続的に行われている JICA のベトナム法整備支援プロジェクトの一環であり、プロジェクト期間は2015年4月から本年(2020年)3月までである。

ベトナム側実施機関(カウンターパート)は、司法省(以下「MOJ⁵⁹⁾」、最高人民裁判所(以下「SPC⁶⁰⁾」、最高人民検察院(以下「SPP⁶¹⁾」、ベトナム弁護士連合会(以下「VBF⁶²⁾」)及び首相府(以下「OGG⁶³⁾」の5機関である。

2020年までの法整備、法運用体制の整備、司法改革に関する国家戦略についてはベトナム自身が定めており、共産党中央執行委員会政治局決議第48号が法整備について、第49号が司法改革について、それぞれ定めている。プロジェクトは、サブプロジェクト1～3で構成されている(表2-8)。

表 2-8 PHAP LUAT 2020 のサブプロジェクト構成

プロジェクト目標	成果
サブプロジェクト1 法規範文書の整合性確保 及び統一的運用・適用の ための手法 及び制度整 備の促進	成果1 現行制度の課題及び改善策の整理 a 法規範文書の整合性確保 (OOG、MOJ) b 法規範文書の事後検査 (MOJ) c 法規範文書の統一的運用・適用 (MOJ)

⁵⁹ Ministry of Justice

⁶⁰ Supreme People's Court

⁶¹ Supreme People's Procuracy

⁶² Vietnam Bar Federation

⁶³ Office of Government

プロジェクト目標	成果
サブプロジェクト 2 民事関連法及び民事刑事 実務の基盤整備の促進	成果 2 a MOJ 改正民法、ADR、財産登記、民事判決執行の適正運用 b SPC 紛争解決機能強化のための基盤整備の促進 c SPP 改正刑事訴訟法、改正刑法に基づく捜査公判実務改善 d VBF 会員弁護士の実務能力向上、適正な業務遂行促進 e SPC、SPP、VBF 刑事裁判実務の争訟原則（当事者主義的訴訟運営）の定着
サブプロジェクト 3 2021 年以降の法・司法分 野における中長期的な取 組みの共有	成果 3 所定分野における準備活動の実施（例；知財法廷、家事法廷、 和解調停、少年司法、犯罪者社会内 処遇、刑事司法共助、成 果 2-e の共同活動

出所) JICA PHAP LUAT 2020 提供資料をもとに三菱総合研究所にて作成。

2) 行政通則法関連

行政通則法については、主としてサブプロジェクト 1 が関連している。ベトナムにおける行政通則法立法に関連しサブプロジェクト 1 に関連して、JICA 専門家の枝川弁護士より以下のコメントを得た⁶⁴。

(法規範文書の整合性確保に係る課題)

- 法規範文書の統一的運用・適用法律の前提として、法規範文書自体の整合性が取れている必要がある。整合性という場合、法律用語や同位、上下の法令間の整合性といった側面から見る必要があるところ、ベトナムでは省庁間の縦割り等の弊害があり、そうした整合性が必ずしも十分確保される体制になっていない。
- 例えば、省庁所管の法律がそれぞれ単行法として整備され、いわゆる基本法との関係等、法令間の整合性が必ずしも意識或いは徹底されず制定される傾向がある。このことは、政府提出法案が政府閣僚の多数決で決しており、法案の是非について政府内で不一致が生じることがあるという点とも関係している。
- 法案提出後の条文修正等に政府は関与せず、法律の最終的な内容は国会に委ねられている。このため、ベトナムでは官僚が起草した法案が国会で大きく書き換えられることがあり、立法の行方を法技術的点も含め国会での審理まで見届ける必要がある。

⁶⁴ 2020 年 2 月 11 日於 PHAP LUAT 2020 プロジェクト・オフィス（ハノイ市）。

(法規本文書の統一的運用・適用に係る課題)

- 関係法令を当該事案に運用・適用する場合、それぞれ法令の一般法／特別法、後法／前法の優劣関係を確定する必要があるが、ベトナムではこれらの理解が必ずしも浸透・定着していない。
- 前述したように、ベトナムにおいては法令間の不整合や相互矛盾が指摘されることが多い。一般法／特別法等の法適用の原則が適切に理解・適用されれば、実は法律間の矛盾と呼ばれるものも矛盾なく整理できる場合があると思われる。
- 法令等の法規本文書の統一的運用・適用を図るため、案内文書等を発出する方法もあるが、一方で裁判所の果たす役割も大きい。この点で、判例も重要な意義をもつが、判例制度は2015年12月から進められ、現在までに29の判例が選定されている⁶⁵。

(法規本文書の施行・執行上の課題)

- 法規本文書が制定されても適切に施行・執行されない点が課題となっている。これは、法律等を施行・執行する際の人的・財政的問題、下位法規が適時適切に整備されないといったことが理由としてあげられている。

3) 他ドナーの動向

主なドナーによる対ベトナム法・司法部門支援動向を表 2-9 に示す。

表 2-9 主なドナーによる対ベトナム法・司法部門支援動向

ドナー	支援先
ドイツ国際協力公社 (GIZ ⁶⁶)	首相府 (OOG)
韓国国際協力団 (KOICA ⁶⁷)	最高人民裁判所 (SPC)
欧州連合 (EU ⁶⁸)	司法省 (MOJ) を中心とした法司法関連機関。EU がファンディングをし、UNDP ⁶⁹ や UNICEF ⁷⁰ が実施機関として支援 (SDG16 ⁷¹ 司法アクセス等)。

出所) JICA インタビューをもとに三菱総合研究所にて作成。

⁶⁵ 本インタビュー時点での数字。

⁶⁶ Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit

⁶⁷ Korea International Cooperation Agency

⁶⁸ European Union

⁶⁹ 国連開発計画 (United Nations Development Programme)

⁷⁰ 国際連合児童基金 (United Nations Children's Fund)

⁷¹ Sustainable Development Goal 16: Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels / 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

2.5 マレーシアの行政通則法制度の概要:平成 29 年度調査より⁷²

2.5.1 マレーシアの行政通則法制度の概要

マレーシアにおいては、先述の通り、日本の行政手続法、ならびに行政不服審査法及び行政事件訴訟法のような、明文化された体系的な行政通則法は存在しない。また、現時点において、そのような行政通則法の法案を作成しようという政府の強い動きもみられなかった。

個別法においては、例えば意見聴取等の手続が行政機関に課されている場合があり、行政契約を規律する行政契約法が存在するものの、行政による行為一般に適用されるようなルールは存在しない。行政による決定の有効性が争われた場合に、どのような手続を履践していれば有効性が認められるかについては、裁判例の集積により一定のルールが形成されているものの、そのようなルールは成文化化されていない⁷³。

行政による決定に関する紛争解決については、どのような不服申立て手段があるか、どのような基準で審査を行うか等は個別法に委ねられており、個別法に定めのない場合に、司法審査 (judicial review) を裁判所が行うことが認められている。これら状況を踏まえると、マレーシアにおける行政通則法の整備状況は、以下の「表 2-10 マレーシアの行政通則法に関する整備状況」にて整理できる。

表 2-10 マレーシアの行政通則法に関する整備状況

調査項目	マレーシアの法整備状況
所管する行政機関	● 該当なし
行政手続	● 通則法は存在しない ● 個別法に規定あり (所得税法、環境基準法等)
情報公開/情報提供	● 通則法は存在しない ● 但し、州レベルでは法令が存在する
行政作用	● 行政計画：個別法に規定あり (都市及び国土計画法等) ● 行政契約：行政契約法 (1949 年制定)、政府手続法 (1956 年制定)
不服審査	● 通則法は存在しない ● 個別法に規定あり (所得税法、環境基準法等)
行政訴訟	● 通則法は存在しない ● 裁判所法 (1964 年制定)、特定救済法 (1950 年制定) 等に規定あり

⁷² 2.5 の内容は、前掲注 1) 84-107 頁の内容を一部修正・変更して再掲した。

⁷³ マレーシア法の法源は大きく分けて制定法、不文法、シャリーア法の 3 つに分類することができる。シャリーア法は離婚等の家庭問題に関する法律であるため、行政通則法との関連で問題となるのは制定法及び不文法となる。不文法には慣習法のほか、裁判所により形成されるコモン・ローも含まれており、制定法とコモン・ローは、同等の重要性を有するとされている (日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク事務所知的財産部「マレーシア下位法令調査」14-17 頁 (2015)

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/survey_201508_my.pdf, 2020 年 2 月 27 日最終閲覧)。そのため、制定法の存在しない分野については、裁判例の集積により形成されたルールを参照する必要がある。なおマレーシアは、法令により、1956 年に英国コモン・ローをマレーシア・コモン・ローとして制定しているため (日本貿易振興機構 (JETRO) ・同 2 頁)、英国の裁判例も不文法として拘束力を有することがある。またシンガポール等の旧英領の裁判例についても事実上参照されている。

出所) 三菱総合研究所にて作成。

また、マレーシアにおいては、体系的な明文化された行政通則法制度は存在しないため、行政通則法制度を所管する行政機関に相当するものは存在しない。

なお、本節においては、基本的に、マレーシア半島について適用のある行政法について記載している。サバ・サラワク州に適用のある行政法については、その内容は実質的に重複している可能性はあるが、本節の対象外としている⁷⁴。

2.5.2 マレーシアの行政不服審査に関する法制度の概要

2.5.1 で述べたように、マレーシアには、行政上の不服申立てに関する一般法は存在しないが、個別法により、行政が行った決定に対し、それより上級の行政機関に対する不服申立手続が定められている場合がある。

例えば、マレーシアでは、裁決機関 (tribunal)⁷⁵ に対する不服申立てが認められている場合がある。裁決機関は、その管轄 (jurisdiction) の範囲外の事項について決定する権限を有しない。しかしながら、一般的には、国内の裁決機関は、自らその管轄の有無を判断することが可能であって、裁判所はこのような裁決機関の判断を否定しないというのが原則である⁷⁶。ただし、その場合であっても、例えば、裁決機関による管轄権の基礎に関する事実認定が合理的な人間であればそのようには認定しないといえるようなときには、その判断は裁判所によって否定されることがある⁷⁷。

裁決機関が管轄を有しない場合の例としては、①裁決機関が不適切に設立されていた場合、②手続が不適切に開始された場合、③決定権限が違法に委任されていた場合、④争いが生じた場所、訴訟物 (subject matter) の性質、訴訟物の価値又は有効な裁決についてその他の必要要件が存在しないことについて、当事者のために処理する権限がない場合がある⁷⁸。

裁決機関の管轄の有無に関する問題が個別具体的な事情に委ねられている場合には、このような個別具体的な事情は、争点に対する予備的なもの (preliminary to the issue) 又は管轄 (jurisdictional) の問題として提起することが可能である。仮に、裁決機関による調査において、当初の段階で、このような管轄について異議が出された場合には、裁決機関は判断す

⁷⁴ マレーシアの高等裁判所 (High Court) には、①マラヤ高等裁判所と②サバ・サラワク高等裁判所の2つがあり、この2つの高等裁判所は同等の司法権と地位を持つが、その間に先例拘束力はない (桑原尚子「第9章 マレーシア」鮎京・前掲注8) 240頁、257-258頁)。

⁷⁵ ここでの裁決機関には、個別法に基づき設置される statutory tribunal と、私的な団体内部に設置されるものがある。statutory tribunal の例として、所得税法 (Income Tax Act (1957)) により設置され課税額の決定に対する不服申立てを審議する場である所得税特別委員会 (Special Commissioners of Income Tax) や、従業員社会保障法 (Employees Social Security Act (1969)) により設置され、従業員社会保障の受給権等についての争いを審議する場である社会保障不服申立委員会 (Social Security Appellate Board) 等がある (HARDINGE STANLEY GIFFARD OF HALSBURY, HALSBURY'S LAWS OF MALAYSIA [80.013] (Lexisnexis, 2015)。なお、裁決機関には独立性が認められていることが不可欠であるとされている (MP JAIN, ADMINISTRATIVE LAW OF MALAYSIA AND SINGAPORE, 58 (4th edition, Damien Cremean ed)165頁)。

⁷⁶ HALSBURY・前掲注27) [80.072]。

⁷⁷ 裁判例も含めて、HALSBURY・前掲注27)[80.074]。

⁷⁸ HALSBURY・前掲注27)[80.073]。なお、議会の決定による場合を除き、当事者の合意によって、裁決機関の管轄を生じさせることはできない。

るか否かについて決定する必要があり、また、管轄権の問題についてルールを提供することも可能であるが、このようなルールは裁判所によって審査される可能性がある⁷⁹。

なお、審査請求についても、申立期間（limitation period）の適用があり得る。すなわち、制定法に基づく義務その他の公的義務を執行する者については、訴訟、訴追その他の手続は、その行為がなされてから 36 か月以内に開始されなければならない、又は、権利侵害もしくは損害の発生が継続している場合には、このような権利侵害もしくは損害の発生が止んだときから 30 か月以内に開始されなければならないとされている^{80,81}。

2.5.3 マレーシアの行政訴訟に関する法制度

(1) 組織の概要

裁判所は、行政機関の決定について、司法審査（judicial review）をすることが可能である⁸²。ただし、マレーシアには、行政事件のみを取り扱う行政裁判所は存在せず、通常の裁判所がこうした行政機関に係る司法審査を行う。このような司法審査を含め、行政法が問題となる訴訟は多数みられるものの、件数の統計等は国民が一般的に利用可能な形では公開されていない。

(2) 行政訴訟の審理手続

1) 行政訴訟の類型・判断基準⁸³

マレーシアにおいては、日本の行政事件訴訟法のように、行政訴訟にのみ適用される通則法は存在しておらず、したがって、マレーシアにおける行政訴訟についても、日本における行政事件訴訟類型のような形での類型化はされていない。

もともと、上記のとおり、裁判所は、行政機関の決定について、司法審査することが可能である⁸⁴。すなわち、公的機関（public body）や公務員（public officer）が法律に基づく権限

⁷⁹ HALSBURY・前掲注 27)[80.074]。なお、裁決機関その他の決定権限者が、誤って審理を拒絶した場合には、職務執行令状（order of mandamus）が発行され、管轄内又は権限の範囲内に関する事項について決定をすることになる（HALSBURY・前掲注 27)[80.078]。

⁸⁰ 政府機関保護法（Public Authorities Protection Act (1948)）2 条(a)。

Attorney General's Chambers Malaysia, PUBLIC AUTHORITIES PROTECTION ACT (1948)

(<http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%20198.pdf>, 2018 年 3 月 12 日最終閲覧)。

⁸¹ HALSBURY・前掲注 27) [80.201]。

⁸² 中村良隆「マレーシアの裁判制度」『アジア諸国の司法改革』163 頁、181 頁（日本貿易振興機構アジア経済研究所、2002 年）。

⁸³ HALSBURY・前掲注 27)[80.050]。

⁸⁴ 裁判所が審理できない決定（non-justiciable）としては、例えば、国家安全保障、外国との関係に関する決定、条約締結権限の行使、政府による政策的考慮に関する事項に加えて、国籍・移民に関する決定がある。この点に関する控訴裁判所の裁判例として、Ketua Pengarah Jabatan Alam Sekitar & Anor v Kajing Tubek & Ors And Other Appeals, 3 MLJ 23 (1997)がある。また、連邦裁判所の裁判例として、Dr Michael Jeyakumar Devaraj v Peguam Negara Malaysia, 2 MLJ 321 (2013)がある。移民については、1959 年の移民法

の行使によってその対象者の法的利益を侵害した場合、マレーシアの裁判所は、当該権限行使を審査する固有の管轄権 (inherent jurisdiction) を有している。更に、上位裁判所 (superior court) は、下位裁判所及び裁決機関 (tribunal) に対しても、類似の固有の管轄権を有している。

また、裁決機関は、その管轄に属する事件について、審理及び裁決を行う義務があるにもかかわらず、それらの義務を履行しなかった場合には、法律に従いこの義務を履行するように命令され得る。

2) 裁判所による司法審査の基準及び手続の概要

マレーシアにおける司法審査とは、下位裁判所及び裁決機関その他の準司法機能を行行使する主体、ならびに公的な行為又は公的義務を担う者による手続又は決定について、高等裁判所が監督的管轄権 (司法審査権) (supervisory jurisdiction) を行使するための手続である。

なお、司法審査の対象は、行政機関の意思決定プロセスに限定され、決定自体は司法審査の対象とはならない。

一般的に、司法審査を求める理由としては、以下の3つが挙げられる⁸⁵。

- 違法性 (Illegality)

違法性は、実体的な権限踰越 (substantive ultra vires) に関わるものであり行政の決定について、根拠となるべき法令が存在せず、したがって、実体的な権限が存在しない場合等に問題となる。行政機関は、その意思決定についての権限を規制する法令を理解したうえで、その権限の範囲内に限り、意思決定を行う必要がある。

- 不合理性 (Irrationality)

不合理性とは、司法審査の対象となっている決定に論理的な破綻又は一般的な道徳的基準からの逸脱があり、当該事案において分別を有する者であればそのような判断はしなかったであろうという場合をいう。

- 手続的瑕疵 (Procedural Impropriety)

手続的瑕疵とは、手続的な権限踰越 (jurisdictional ultra vires) であって、その管轄内において、行政機関が法令に明示的に定められた手続規定に従わなかった場合に適用されるものである。なお、行政機関が自然的正義 (natural justice) の基本原則に従わなかった場合や、手続的な公正 (procedural fairness) に反したような場合も含まれる。自然的正義とは、偏見の禁止 (nemo iudex in causa sua : 自分自身による原因に対しては何人も裁判官たりえない) 及び公正な聴聞を受ける権利 (audi alteram partem : 聴聞原則、他方当事者の言い分も聴く) を指す。

司法審査によって与えられる主な救済措置は、1964年裁判所法 (the Courts of Judicature Act (1964)) 25条2項ならびに1950年特定救済法 (the Specific Relief Act (1950)) 附則第1段落、44条及び46条に規定されている。これらの法律の規定によって、高等裁判所は、いか

(Immigration Act 1959/63) 59条A(1)号、マレーシア連邦憲法附則2、3編2条 (Section 2, Part III of the Second Schedule to the Federal Constitution) に従う。

⁸⁵ 連邦裁判所の裁判例である R Rama Chandran v Industrial Court of Malaysia, CLJ 147(1997)を参照。

なる者や機関に対しても、指示 (directions)、命令 (orders)、令状 (writs) を発することができる。令状としては、例えば、以下のような機能を持つものがある。

- 職務執行令状 (mandamus)
公的な義務の不履行があった場合にその履行を強制し、又は、行政機関による公的機能の行使が管轄権の範囲内であることを保障するための命令をいう。
- 禁止令状 (prohibition)
行政機関に対し、その状況の継続を禁止する命令をいう。
- 移送令状 (certiorari)
行政機関の決定を破棄又は無効とする命令をいう。

司法審査手続においては、裁判所は、以下のような救済措置を付与することもできる(2012年裁判所規則(Rules of Court (2012))⁸⁶命令 53号(order 53) “Application for Judicial Review”)。

- 宣告 (declaration)
- 差止命令 (order of injunction)
- 金銭的補償命令 (order of monetary compensation)
- 損害賠償 (damages)

前述のとおり、原告が、司法審査に代わる適切な措置として裁決機関に対する不服申立てを行うことができる場合であるにもかかわらず、その不服申立権を行使しなかったときは、これを理由として司法審査による救済が認められない可能性がある。

更に、管轄権に関する問題を除き、当事者は、裁決機関その他行政機関による手続の過程においてなされた裁定については、その機関における手続が完了するまでの間、司法審査による救済を求めることはできない⁸⁷。このような裁定の例としては、手続の過程又は最終的な決定前における証拠の許容性に関するものがある。

司法審査の申請手続は、2012年裁判所規則 53号2項4号に定められている。この規定は「公権力又は公的機能の行使に関する決定、作為又は不作為によって悪影響を受けている者は、申請を行う権利を有する」と定めている。

司法審査の申請を行うためには、まず、高等裁判所の許可 (leave or permission of the High Court) を得なければならない(命令 53号3項1号)。この許可の申請は、一方当事者 (ex parte) が裁判官室における高等裁判所裁判官に対して行う。申請には、①申請者(不服申立人)の名前とその説明(権利侵害を受けた者である等)、申立人が求める救済措置及び救済の根拠、②依拠する事実を証明するための宣誓書 (affidavit) (命令 53号3項2号)を添付しなければならない。権利侵害を受けた者又は申請者は、許可の申請を行ったことについて、聴聞が行われる3日前までに、司法長官室 (the Attorney General’s Chambers) に対して通知しなければならない(命令 53号3項2号)。この段階においては、裁判所は、このような申請が法的根拠を欠くか又は申請権限の濫用ではないことが明白か否か (prima facie case : 一見して明らかな事案) のみを検討する⁸⁸。

⁸⁶ RULES OF COURT 2012 (<https://zulkiflihasan.files.wordpress.com/2008/06/rules-of-court-2012-01-07-2012.pdf>, 2018年3月12日最終閲覧)。

⁸⁷ Dr Colin Lee Soon Soo v Majlis Perubatan Malaysia, 1 CLJ 907 (2011).

⁸⁸ 控訴裁判所における裁判例として、Chin Mee Keong v Pesuruhjaya Sukan, 6 MLJ 193 (2007)。

なお、許可に際しての要件は、裁判所による許可の付与が、司法審査の対象となっている決定を行った公務員もしくは公的機関又は決定により利益を受ける国民を不安定な状況に置くものであることから、無益な許可申請から行政を保護するものとして機能することとなる。裁判所は、一般に、司法長官が、政府又は公共の利益のために十分な根拠があると考えられる場合には、そのような不確実性を除去するために介入する機会を与えられるべきだとしている⁸⁹。

許可の申請は、申請の原因が最初に生じた日又は行政機関による決定が不服申立人に最初に通知された日から3か月以内に、直ちになされなければならない（命令53号3項6号）。高等裁判所は、司法審査の申請期限を延長する権限を有しているが、その権限は、高等裁判所が「十分な理由があると認めるとき」に限って行使される（命令53号3項7号）。なお、その事案の解決によって利益があるということは、ここでいう「十分な理由」には該当しない⁹⁰。この点について、一般的に、マレーシアの裁判所は不遵守を致命的（fatal）なものとする傾向があることから、厳格に法定された期限を遵守することが不可欠である。連邦裁判所は、法的価値がなく、無益で又は遅延を生じさせる嫌がらせから、適切な行政と公権力の行使による利益を保護する必要がある、申請された事案の解決の遅延を減少させるために、厳格な期限が定められているのだとしている⁹¹。

高等裁判所の許可が出された後は、司法審査の申請は、公的機関を被上訴人（respondent）とし、当事者間（inter partes）において審理される。この段階においては、申請者の主張の実体的事項（merit and substance）が審理されることになる。

高等裁判所による決定に対して不服を有する当事者は、控訴裁判所に対して、30日以内に上訴することができる（1994年控訴裁判所規則（Rules of the Court of Appeal (1994)）命令12号）。控訴裁判所の決定がなされた後は、連邦裁判所（マレーシアにおける最高の裁判所）の許可が得られた場合に限り、控訴裁判所の決定から1か月以内に、連邦裁判所に対する上訴が認められる（1964年裁判所法（Courts of Judicature Act (1964)）⁹²96条及び97条）。ただし、許可は、不服申立てが初めて判断されるべき一般原則に関する問題を含んでいる場合、公共の利益に関する重要な問題である場合、又は、マレーシア連邦憲法の規定の効力に関する判断を要する問題（憲法に關係する成文法の有効性についての問題を含む）である場合に限り、認められる（同法96条(a)号及び(b)号）。したがって、許可が認められることは多くない。

なお、裁判所は、行政による個別の制定法には基づかない固有の権限行使（non-statutory powers）についても、司法判断に適する場合には、固有の管轄権を有する⁹³。

⁸⁹ George John v Goh Eng Wah Bros Filem Sdn Bhd & 2 Ors, 1 MLJ 319 (1988).

⁹⁰ 連邦裁判所における裁判例として、自ら及びパハン州ラウブの Kampung Bukit Koman 地区の全占有者の代理人として訴えを提起した事案である Wong Kin Hoong & Anor v Ketua Pengarah Jabatan Alam Sekitar & Anor, 4 MLJ 161 (2013)がある。

⁹¹ Ahmad Jefri bin Mohd Jahri v Pengarah Kebudayaan & Kesenian Johor & Ors, 3 MLJ 145(2010).

⁹² CommonLII, COURTS OF JUDICATURE ACT (1964)

(http://www.commonlii.org/my/legis/consol_act/coja19641972307/, 2018年3月10日最終閲覧)。

⁹³ HALSBURY・前掲注27)[80.051]。

3) 不服申立前置主義⁹⁴

マレーシアにおいては、上記のとおり、行政機関又は裁決機関の決定を争うために司法審査を利用することが可能であるが、行政機関の決定により権利侵害を受け又は行政機関の行為に対して不服のある当事者は、当該決定又は不服について、司法審査を利用する前に、適用法令に規定されたその他の救済措置を利用する必要がある。この点から、マレーシアにおいては、日本の行政法における不服申立前置主義に相当する制度の採用の有無は、個別法の規定に委ねられていると言える⁹⁵。すなわち、上位裁判所（superior court）の第一審管轄権（original jurisdiction）は、制定法に基づき、新しい法的権利・義務が創設されており、かつ、執行のための特定の手続が規定されているような場合には、間接的に排除されるとされている。そして、特定の手続として裁決機関に対する不服申立て等が規定されており、かつ、特定の手続を経ることが義務的なものであると解される場合、当事者は特定の手続を経る前に、上位裁判所に対して訴えを提起することはできない。他方で、①特定の手続が存在しない場合、②異議の理由が適用法令により認められた申立理由の範囲外である場合、又は、③異議の理由が特定の手続についてである場合には、行政機関の行為又は裁決機関の決定について、裁判所に審査を求めることができる。ただし、司法審査の対象である訴訟物（subject matter）は、裁判所において審査できるものでなければならない。

なお、第一審管轄権が排除されるか否かのより具体的な判断要素としては、①不当行為（misfeasance）の有無、②問題となっている行為が権限外（ultra vires）のものか、③当該法律が既存の法的権利を侵害するものか、④案件の事情からして規定された手続の範囲外となってしまうような問題があるか、⑤法律に規定された他の救済手段が不適當なものか、及び、⑥正義（interest of justice）の観点から裁判所の介入を要求されるべきというその他の理由があるか等があるとされている。

排他的第一審管轄権（exclusive original jurisdiction）を与えられた機関が事件について決定を下したときは、破棄に関する移送令状（certiorari to quash）や宣言を求める訴え（action for declaration）等の適切な方式により、当該決定の有効性を上位裁判所において争うことが可能である。ここで、裁判所が当該決定を無効と宣言した場合であって、かつ、無効性の判断に黙示的に修正決定（correct decision）が含まれているといえるときには、当該裁判所は、修正決定を下すことができる。しかしながら、裁判所は、上訴管轄権の違法な創設に類似の事態を招くことから、既判力（res judicata）が及ばない場合等を除き、当該機関がすでに有効であると判断した問題を再決定することはできない。

2.6 今年度調査で得られた調査結果（マレーシア）

既述の通り、マレーシアにおいては、体系的な明文化された行政通則法制度は存在しないため、行政通則法制度を所管する行政機関に相当するものは存在しない。

⁹⁴ HALSBURY・前掲注 27)[80.058]。

⁹⁵ 他方で、制定上、裁決機関の決定が最終的（final）なものと規定されている場合、原則としてその決定を争うために、裁判所に訴訟を提起することはできないとされているが、制定法が文字通りに解釈されることは少なく、裁判所の管轄権を認める方向で一般的には解釈されている（HALSBURY・前掲注 27)[80.058]）。

従って、今年度調査では、このような制度下でマレーシアへの投資促進のために同国の行政手続きに関する情報提供や手続き簡略化に取り組んでいるマレーシア投資開発庁（MIDA）にインタビューを行い、マレーシアにおける行政手続きの実態と簡略化への取り組みを調査した。さらに、マレーシアにおけるビジネス環境のさらなる改善に向けて行政手続き上の課題の解決に向けた提言を行っているマレーシア日本人商工会議所（JACTIM）にインタビューを実施した。

2.6.1 マレーシア投資開発庁（Malaysian Investment Development Authority）の取り組み

2020年2月6日にマレーシアの投資開発庁を訪問しインタビューを実施した。当日は、5つの関係部局（①Foreign Investment Promotion Division、②Strategic Planning & Policy Advocacy (Manufacturing)、③Chemical & Advanced Materials Division、④Green Technology Division、⑤Machinery & Metals Division）から担当者が参加した。

日本企業を始め、マレーシアで事業を行う外資系企業のライセンス、インセンティブ取得、免税恩恵等に係る各種制度・手続の状況を聴取するとともに、特に現地当局と外資系企業側との間で紛争が発生した際の処理の実態等について意見交換を実施した。

(1) 組織構造及び所掌事務⁹⁶

マレーシア投資開発庁（Malaysian Investment Development Authority, MIDA）は国際貿易産業省（Ministry of International Trade and Industry (MITI)）傘下の組織であり、ライセンス、インセンティブ（税制優遇措置）、免税等の外国企業が行う各種申請手続等をサポートする組織である。マレーシア工業開発庁法に基づき、1967年に設立された。

MIDAは対応する産業部門等に応じた部門を有しており、組織構造の詳細は以下の通りである。

⁹⁶ 以下の情報は、主に Official Portal, Malaysian Investment Development Authority (<https://www.mida.gov.my/home/mida-team/posts/> , 2020年2月27日最終閲覧) を参照して整理した。

MIDA ORGANISATION CHART

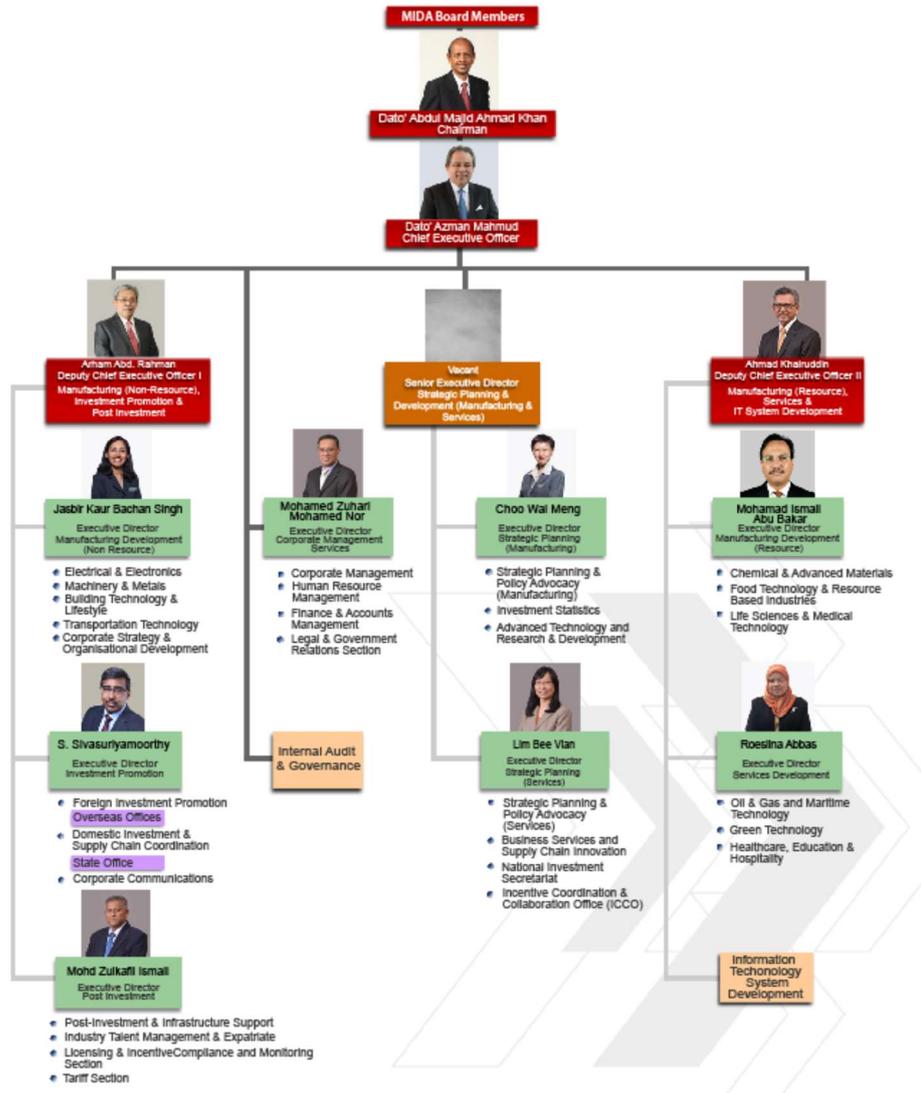


図 2-8 MIDA の組織図⁹⁷

1) 製造（非資源）、投資促進&投資後の支援部門(Manufacturing (Non-Resource), Investment Promotion & Post Investment)

A) 製造開発（非資源）部門(Manufacturing Development (Non Resource))

- i. 電機電子部門(Electrical & Electronic)
電機電子分野に係るライセンスやインセンティブ関係の審査を行う。
- ii. 機械及び金属部門(Machinery & Metal)
機械及び金属分野に係るライセンスやインセンティブ関係の審査を行う⁹⁸。
- iii. 建築技術とライフスタイル部門(Building Technology & Lifestyle)

⁹⁷ Official Portal, Malaysian Investment Development Authority (<https://www.mida.gov.my/home/mida-team/posts/>, 2020年2月27日最終閲覧)。

⁹⁸ MIDA インタビュー (2020年2月6日)。

建築技術とライフスタイルに係るライセンスやインセンティブ関係の審査を行う。

- iv. 輸送技術部門(Transportation Technology)
輸送技術分野に係るライセンスやインセンティブ関係の審査を行う。
- v. 企業戦略と組織開発部門(Corporate Strategy & Organisational Development)
CEO への直接報告を担当し、MIDA の監督、管理、調整を行う。

B) 投資促進部門(Investment Promotion)

- i. 外国投資促進部門(Foreign Investment Promotion)
外国投資促進のため、外国投資家のサポート等を行っている⁹⁹。対象分野は主に製造業及びサービス業である。
- ii. 国内投資とサプライチェーンの調整部門(Domestic Investment & Supply Chain Coordination)
今後拡大する可能性のある地元企業と協力する。また、国内外の企業を対象としたウェブベースのビジネスマッチングを行い、企業にとってのビジネスチャンスを拡大する。
- iii. コーポレートコミュニケーション部門(Corporate Communication)
マレーシアの製造業及び関連サービス部門への投資に関する情報を公開する。

C) 投資後の支援部門(Post Investment)

- i. 投資後の支援及びインフラのサポート部門(Post-Investment & Infrastructure Support)
企業における新規プロジェクトの実施と運営を支援する。
- ii. 業界の人材管理と国外居住者部門(Industry Talent Management And Expatriate)
MIDA の顧客となる投資家への人的資本に関するサービスを提供する。
- iii. ライセンスとインセンティブのコンプライアンスとモニタリング課(Licensing & Incentive Compliance and Monitoring Section)
1986 年投資促進法 (PIA 1986) 及び 1967 年所得税法 (プリパッケージインセンティブ) に基づくインセンティブ申請の評価、また 1975 年の産業調整法 (ICA 1975) に基づく許可後申請の評価を行う。
- iv. 関税課(Tariff Section)
輸入関税免除に関する評価を行う。

2) 戦略的計画と開発 (製造とサービス) 部門(Strategic Planning & Development (Manufacturing & Services))

A) 戦略的計画 (製造) 部門(Strategic Planning(Manufacturing))

- i. 戦略的計画と政策提言 (製造) 部門(Strategic Planning & Policy Advocacy (Manufacturing))
国際貿易産業省 (MITI: ministry of international trade and industry) 等への政策提言を行っている¹⁰⁰。

⁹⁹ MIDA インタビュー (2020 年 2 月 6 日)。

¹⁰⁰ MIDA インタビュー (2020 年 2 月 6 日)。

- ii. 投資統計部門(Investment Statistics)
投資に関する統計の編集及び報告を行う。
 - iii. 先端技術と研究開発部門(Advanced Technology and Research & Development)
新規テクノロジーや新興ビジネスの特定を行う。
- B) 戦略的計画（サービス）部門(Strategic Planning(Services))
- i. 戦略的計画と政策提言（サービス）部門(Strategic Planning & Policy Advocacy(Services))
サービス部門のインセンティブ(財政及び非財政)に関するポリシー、戦略、及びガイドラインを策定及びレビューする。
 - ii. ビジネスサービスとサプライチェーンの革新部門（Business Services and Supply Chain Innovation）
E-business に関係する戦略特区、物流ハブ、ロジスティクスビジネス等に関するインセンティブ設計等を所管する。
 - iii. 国家投資事務局(National Investment Secretariat)
投資委員会への事務局サービスを提供する。
 - iv. インセンティブ調整及びコラボレーションオフィス（ICCO）(Incentive Coordination & Collaboration Office (ICCO))
企業向けのワンストップセンターである。また、品質 KPI の評価と監査も行う。

3) 製造（資源系）、サービス & IT システム開発部門(Manufacturing (Resource), Services & IT System Development)

- A) 製造開発（資源系）部門(Manufacturing Development (Resource))
- i. 化学及び先端材料部門(Cheical & Advanced Material)
化学及び先端材料分野に係るライセンスやインセンティブ関係の審査を行う。また、廃棄物に関しては、廃プラスチックからの燃料油やレジン（再生ペレット）、廃油からのバイオディーゼル燃料に関する事項等を担当している¹⁰¹。
 - ii. 食品技術及び資源産業部門(Food Technology & Resource Based Industrie)
食品技術及び資源産業分野に係るライセンスやインセンティブ関係及び助成金申請の評価を行う。
 - iii. ライフサイエンスと医療技術部門(Life Sciences & Medical Technology)
ライフサイエンスと医療技術分野に係るライセンスやインセンティブ関係の審査を行う。
- B) サービス開発部門(Services Development)
- i. 石油及びガスと海事技術部門(Oil & Gas and Maritime Technology)
石油、ガス関連のサービス及び機器製造、また造船及び船舶修理に関する開発の調整を行う。上記事業に関する税制上の優遇措置の申請の評価も行っている。

¹⁰¹ MIDA インタビュー（2020年2月6日）。

- ii. グリーンテクノロジー部門(Green Technology)
コジェネレーションや太陽光発電、グリーンビルディング（環境配慮型建物）のほか、廃棄物の管理、収集運搬、処理、処分、再生の総合的な廃棄物管理に係る事項を担当している¹⁰²。
 - iii. ヘルスケア、教育、ホスピタリティ部門(Healthcare, Education & Hospitality)
ヘルスケア、教育、ホスピタリティ分野の発展に対する調整を行っている。また、①私立病院と外来診療センター②私立教育機関 ③ホテル&ツーリズムプロジェクトにおける税制上の優遇措置の申請を評価している。
- C) IT システム開発部門(Information Technology System Development)
MIDA のコアビジネスをサポートするアプリケーションシステムを計画、開発、実装する。MIDA のネットワーク及びセキュリティを含む IT インフラストラクチャの計画、実装、及び管理を行う。また、IT 戦略、ポリシー、ガバナンスの開発と実装を計画及び管理する。

4) 企業経営サービス部門(Corporate Management Services)

- A) 企業経営部門(Corporate Management)
経営管理に関するサポートサービスを提供する。
- B) 人的資源管理部門(Human Resource Management)
MIDA における人事計画の戦略と実装を決定する。
- C) 財務及びアカウント管理部門(Finance & Accounts Management)
MIDA の予算を計画、管理する。
- D) 法務及び政府関係部門(Legal & Government Relations Section)
MIDA のすべての部門に法的助言と推奨事項を提供する。

5) 内部監査及びガバナンス部門(Internal Audit & Governance)

リスク管理の問題と内部統制の欠陥を監査委員会に直接報告し、組織の運営を改善するための推奨事項を提供する。

(2) 行政手続きの透明化・簡略化への取り組み

MIDA は、国内での有望な外資系企業の誘致を促進するべく、ライセンス、インセンティブ取得、免税恩恵等に係る各種制度・手続の透明化/簡略化に努めている。特に手続きの電子化については多面的な施策を実施しており、申請者側の業務負担の軽減につながっている。

¹⁰² MIDA インタビュー（2020年2月6日）。

1) 手続き電子化の取り組み¹⁰³

MIDA は電子化の促進による手続きの効率化及び電子媒体による情報提供を通じた手続きの透明化向上に取り組んでいる。具体的には以下のサービスが提供されている。

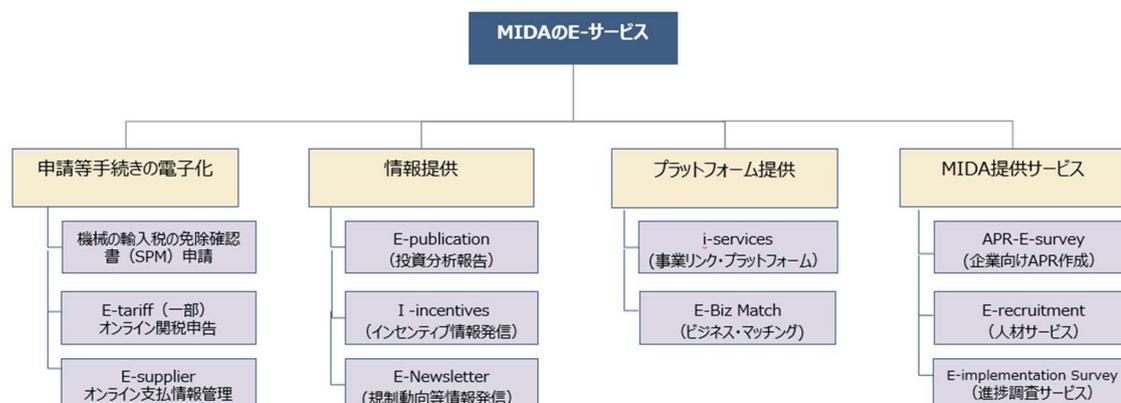


図 2-9 MIDA の E-サービス概観

出所) MIDA ウェブサイト情報 (<https://www.mida.gov.my/home/mida-e-services/posts/>, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧) をもとに三菱総合研究所作成。

A) MIDA's Confirmation Letter [Surat Pengesahan MIDA (SPM)]

製造業者、ホテル運営者、運送業者、航空宇宙保守企業、修理及びオーバーホール (MRO) 企業の機械、設備、予備部品、原動機、コンテナトレーラーに対する輸入税及び売上税は免除可能にしている。対象企業は MIDA のポータルサイトを通じて免除申請を行うことができる。税関申請に必要な免税対象となる製造者であることを示す確認書を MIDA のポータルを通じて入手することができる。

B) e-Tariff

一部の原材料の輸入に係る免税手続きがオンラインで行うことができるようになってきている。ポータル上で申請マニュアルを入手し、申請状況をポータル上で確認することができる。

C) e-Publication

マレーシアへの投資に関する分析や報告を記載した電子出版物である。以下に関するデータが記載してある。

- ・ 製造及び特定のサービスセクターで承認された投資の概要
- ・ 主要産業分野で承認された投資
- ・ 主要な投資国と州による投資
- ・ カテゴリ別に作成された労働者雇用機会
- ・ 産業界と投資国が実施するプロジェクトの概要
- ・ 一部のサービスセクターで承認された投資

D) APR e-Survey

¹⁰³ ここでは、MIDA のサイトに記載の情報を中心に整理した (<https://www.mida.gov.my/home/mida-e-services/posts/>, 2020 年 3 月 6 日最終閲覧)。

MIDA は企業向けに年次パフォーマンスレポート(Annual Performance Report)を作成する調査サービスを実施している。企業側は本ポータルを通じて調査を依頼できる。対象企業は 1975 年の産業調整法及び 1986 年の投資促進法に基づいて製造ライセンスの承認を取得したすべての製造会社である。

E) i-Services

国内外の企業で構成されるローカルサービスプロバイダーとその潜在的なクライアントを接続するためのビジネスリンクプラットフォームである。

F) i-Incentives

マレーシア連邦政府が提示する投資関連情報を提供するためのポータルである。

G) e-BizMatch

世界中の企業を結ぶオンラインビジネスマッチングサービスである。企業は e-BizMatch に登録すると、会社の詳細とプロジェクト提案を e-BizMatch に投稿することができる。

H) e-Newsletter

製造業、サービス業、産業、経済ニュース、MIDA が主催するさまざまなイベントに関連する最新情報を提供する。

I) e-Recruitment

マレーシア国民のための人材採用サービスを提供している。

J) e-Supplier

MIDA オンラインで支払われた請求書に関する情報を取得するためのポータル。

K) e-Implementation Survey

MIDA は企業向けにプロジェクトの実施の進捗状況に関する調査サービスを実施している。企業側は本ポータルを通じて調査を依頼できる。対象企業は 1975 年の産業調整法及び 1986 年の投資促進法に基づいて製造ライセンスの承認を取得したすべての製造会社である。

2) 各種手続に要する時間

ライセンスやインセンティブ取得に実際にどの程度の時間がかかるかについて、インタビュー時に聴取したが、回答は以下の通りであった¹⁰⁴。

- 製造業ライセンスの手続において、ライセンス要件の審査は 7 日程度で完了する。申請内容に漏れや不明確な点などがあった場合には、電話や電子メールなどで照会して手続を進める。
- インセンティブ関係の手続きには、4 から 6 週間を要する。
- 環境影響評価 (EIA105) が絡む場合には、更に日数を要する場合がある。
- MIDA は、申請者である外国企業と協力して、担当官署との仲立ちをして円滑な手続の実現を推進している。

¹⁰⁴ MIDA インタビュー (2020 年 2 月 6 日)

¹⁰⁵ Environmental Impact Assessment

3) 紛争処理について

(3) 紛争処理

MIDA では産業分野別の部門において当事者間の話し合いを通じて適切な解決に導くことにより紛争を解決することに努めているとの一般的な回答が得られた。また、個別のケースでの取り扱いや他の機関との協力、役割分担等の各論について以下の回答が得られた¹⁰⁶。

- 廃棄物管理については、それぞれの国にユニークなルールがあり、これはマレーシアにおいても同様である。また、中央レベルに加えて州レベルのルールも存在する。
- このような状況にあつて、MIDA とマレーシア日本人商工会議所（JACTIM¹⁰⁷）との緊密な協力体制を築いており、日系企業への情報提供や、日系企業の要望の関係省庁への伝達、対話を行っている。
- （リサイクルに関しては、当該物品が廃棄物／資源のいずれに相当するかが問題となった場合はどうなるか、との問いに対し）廃プラスチックの場合、無価値な「ゴミ」か再生可能な「資源」は明確である。
- 2015 年に中国が廃プラの輸入禁止を決め、またオーストラリアが廃プラを輸出禁止としたときは、マレーシアを含めた東南アジア諸国が影響を受けた。
- 税関に関しても、責任者同士が対面で会議を行っており、MIDA の仲立ちで良好なコミュニケーションを取っている。
- MIDA には税関のワンストップ・サービスを開設している¹⁰⁸。
- （行政機関の処分等に対して不服がある場合の不服申立はどのように行うか、との問いに対し）不服に対応する機関としては Arbitration Centre¹⁰⁹があるが、MIDA には産業分野別の部門があり、MIDA を通じた当事者の話し合いで適切な解決を導くことができる。

2.6.2 マレーシア日本人商工会議所（JACTIM）の取組み

2020 年 2 月 4 日にマレーシアに所在するマレーシア日本人商工会議所を訪問し、インタビューを実施した。当日は、事務局長より JACTIM の組織概要・所掌、マレーシアの全般

¹⁰⁶ MIDA インタビュー（2020 年 2 月 6 日）。

¹⁰⁷ Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

¹⁰⁸ 「MIDA では、製造業や国際調達センター（IPC）、地域流通センター（RDC）、経営統括本部（OHQ）、プリンシパル・ハブのステータスを有する会社について、外国人就労枠（Key Post 永久ポスト/Time Post 3～5 年の期限付きポスト）の申請を受け付けている。また、マルチメディア・デジタル経済公社（Multimedia Digital Economy Corporation : MDEC）では、マルチメディア・スーパー・コリドー（MSC）ステータスの企業については、必要に応じて外国人駐在員を認めるとしている。なお、こうした外国人就労枠の認可を得ていない販売会社やサービス会社は、次に述べる雇用パス取得の手続きに従う。」（JETRO ウェブページ <https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/invest_05.html>2020 年 2 月 6 日最終閲覧）。

¹⁰⁹ Asian International Arbitration Centre（旧 Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration: KLRCA）（<<https://www.aiac.world>>）。

的な概況、対マレーシア投資の状況、日系企業を取り巻く環境・課題、マレーシアへの政策提言の内容等、幅広い事項に及ぶ説明を受けた。

(1) 組織構造及び所掌事務

1983年5月中曽根首相の訪マレーシア時にマハティール首相とのトップ会談でマレーシア日本人商工会議（以下「JACTIM」）の創設が合意された。外国商工会議所としてはマレーシア初であった。日系企業1,376（JETRO/JETRO調査2018年10月現在。）のうち、普通会员592社（2019年12月末現在）がJACTIMに加入しており、日馬両国に正式に認められている唯一の日系経済団体である。主に①政策提言、②ビジネス交流、③社会貢献活動を行っている。

組織は委員会及び部会から成り立っており、部会は産業ごとのものと地域ごとのものが存在する。会員の基本的な活動は部会への参加であり、各部会では会員に有益な情報を提供するための講演会や自社PR、アドバイザー報告等が行われる他、会員同士の情報交換の場となっている¹¹⁰。組織構造は以下の通り。

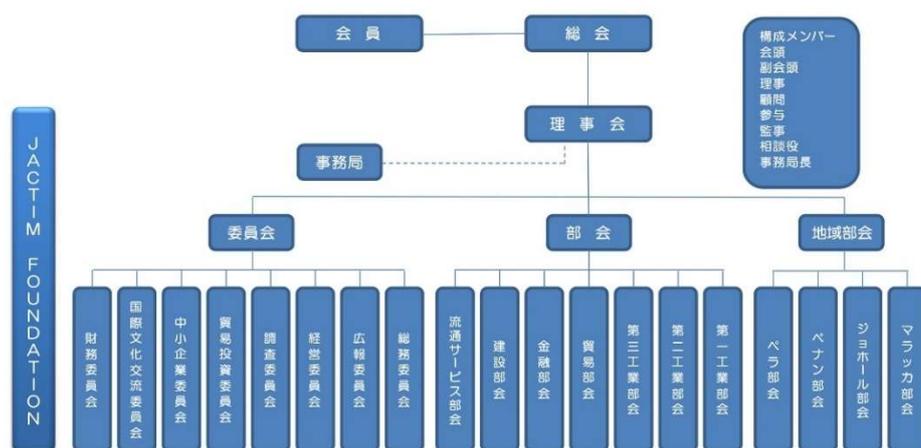


図 2-10 JACTIM の組織図 (2019年12月時点)

JACTIM の組織及び組織の所掌事項（2019年12月時点）は以下の通りである。

1) 委員会¹¹¹

A) 経営委員会

- 企業経営及びこれに関する政策に係る研究、分析、意見の取りまとめを行う。

¹¹⁰ Official Portal, マレーシア日本人商工会議所(<https://www.jactim.org.my>, 2020年2月27日最終閲覧)

¹¹¹ Official Portal, マレーシア日本人商工会議所(<https://www.jactim.org.my>, 2020年2月27日最終閲覧)

- 工場や事業場における賃金、労働協約、その他労務全般に関する情報の収集及び分析を行う。
 - 企業内教育、研修生の受け入れ、技術移転全般に関する情報の収集及び分析を行う。
 - 政府、関係団体、報道機関等に対する渉外及び広報を行う。
- B) 調査委員会
- 日系企業の企業活動に関する統計の作成及び調査を実施する。
 - 会員の便宜に供する各種資料の作成及び配布を行う。
 - 調査団及びミッションの派遣を行う。
- C) 中小企業委員会
- 中小企業向け経営相談室を運営し、経営問題への対応を担う。
 - 中小企業懇談会を開催する。
 - 裾野産業振興に関する提言等、マレーシア政府と中小政策企業関連の対話を行う（経営委員会・貿易投資委員会と連携する）。
- D) 総務委員会
- 収支予算案及び事業計画案の策定を行う。
 - 会員申込資格審査を行う。
 - 職員の採用、給与等の決定を行う。
 - 規約等を作成する。
 - その他、商工会議所の運営全般に関する庶務事項を担当する。
 - 他の委員会が所掌するものを除き、政府の政策に関する業務を担当する。
 - 調査団及びミッションの受け入れを行う。
 - 新規企業会員の加入促進運動を推進する。
- E) 貿易投資委員会
- 日馬間の貿易、投資等を促進する。
 - 貿易・投資に関するマレーシアでの企業活動及びこれに関する政府の政策に係る研究及び分析、意見のとりまとめを行う。
 - 日馬経済協議会（JAMECA-MAJECA）に関する業務を行う。
- F) 広報委員会
- 会報やその他広報資料の作成及び配布を行う。
 - セミナー、講演会、展示会等を企画及び実施する。
（他の委員会が所掌するものを除く）
- G) 国際文化委員会
- 文化交流を通じた日本・マレーシアの相互理解の促進を行う。
 - マレーシア社会への貢献事業等を推進する。
- H) 財務委員会
- 中期的・長期的な課題を含めた財務全般に関する業務を行う。
 - JACTIM 並びに JACTIM FOUNDATION に関する収入面・支出面を検討する。
 - 政府からの支援金に関する業務を行う。

2) 部会¹¹²

A) 工業部会

- 約 320 社(本籍) の会員企業が所属する JACTIM 最大の部会である。以下の 3 部会で構成されている。
 - 第 1 工業部会 (食品、化学関係)
 - 第 2 工業部会 (機械、輸送用機器関係)
 - 第 3 工業部会 (電子・電機関係)

B) 建設部会

- 建設、設備工事、建設コンサルティングなどの企業が約 40 社(本籍) 所属している。

C) 金融部会

- 主に銀行、証券、リース、損保などの企業が約 30 社(本籍) 所属している。

D) 貿易部会

- 商社などの貿易関連企業が約 50 社(本籍) 所属している。

E) 流通サービス部会

- 主に人材派遣、I Tコンサルティング、小売り、運輸、観光、飲食、広告などの企業が約 175 社(本籍) 所属している。

3) 地域部会¹¹³

A) ペナン部会

- ペナン州、ケダ州を中心に約 60 社の会員企業で構成されている。

B) ペラ部会

- ペラ州、パハン州を中心に約 10 社の会員企業で構成されている。

C) マラッカ部会

- マラッカ州を中心に約 10 社の会員企業で構成されている。

D) ジョホール部会

- ジョホール州を中心に約 70 社の会員企業で構成されている。

(2) 日系企業を取り巻く課題¹¹⁴

日本企業を取り巻く課題について、JACTIM は会員企業についてアンケートを実施している。特に貿易、投資上の課題として日系企業が指摘する事項は以下のとおりである¹¹⁵

- 労務 (41.4%)
- 煩雑なビザ取得手続き (30.9%)
- 売上税/サービス税 (SST) の運用 (29.5%)

¹¹² Official Portal, マレーシア日本人商工会議所(<https://www.jactim.org.my>, 2020 年 2 月 27 日最終閲覧)。

¹¹³ Official Portal, マレーシア日本人商工会議所(<https://www.jactim.org.my>, 2020 年 2 月 27 日最終閲覧)。

¹¹⁴ JACTIM インタビュー (2020 年 2 月 4 日)

¹¹⁵ JACTIM 提供資料 (2019 年 12 月現在) による。元データの 2019 年度 JACTIM/JETRO 在マレーシア日系企業アンケート調査は n=278、複数回答可の形式で実施された。

- 政治の先行き不透明 (28.4%)
- 為替管理 (28.4%)
- 政府の統一的な投誘致政策の欠如 (24.5%)
- 外資規制 (18.0%)
- 煩雑な通関手続き (17.6%)
- 輸出入規制 (14.4%)
- 関税 (13.3%)
- 物品・サービス税 (GST) の還付 (11.9%)
- その他 (9.7%)
- その他規制 (8.6%)
- インフラ (5.0%)
- 知的財産権 (2.9%)
- 自由貿易協定 (FTA) (1.4%)

JACTIM への日本企業からの相談内容として多いものは、「手続きが進まず遅滞して困っている」というものである。

また、日系企業を取り巻く課題に対して、近年、JACTIM はマハティール首相をはじめ、MITI(国際貿易産業省)、MOF(財務省)、MOHR(人的資源省) などへ事業環境改善に向けた提言活動を実施している。以下はその提言内容の一例である。

- マレーシアにおける外国人向けの就労ビザの一種である Professional Visit Pass(PVP) が累積 12 ヶ月超取得不可能であるという問題に対応すべきである。
- 外国人労働者のクォータ取得が遅れている問題に対応すべきである。
- 今後予定されている労働関連法改正により企業側のコスト増大が見込まれる。適用までに十分な猶予期間を持つべきである。
- 企業側の急なコスト増大を避けるため、最低賃金は緩やかに見直されるべきである。
- 輸入サービスとグループ内サービスに対して課税対象等を明確化するべきである。
- 特別再投資控除の復活。
- GST の早期還付を行うべきである。

上記の提言内容を概観すると、提言は労務関係のものが最も多く、税務関係の提言がそれに続く。提言の背景としては、外国からの投資の呼び入れには一生懸命だが、そのあとの「当地での投資を育てる部分(ビジネス環境の改善)」のさらなる充実について提言を行っているといえる。

2.6.3 マレーシア生産性公社 (Malaysia Productivity Corporation) の取り組み

マレーシア生産性公社(以下「MPC」)は、国際貿易産業省 (Ministry of International Trade and Industry (MITI)) 傘下の組織であり、国家政策の推進と生産性向上を促進することをミッションとする。

マレーシア政府は2007年に Modernizing Business Regulation Programme (MBR)を公表し、国の事業規制の構造を近代化することにより国際競争力強化を図ることを国の方針とした。第10次マレーシア計画（2011年~2015年）では経済成長を促すビジネス環境整備の一環として規制・許認可の在り方を近代化することを重点分野に掲げ、その推進を事業促進特別タスクフォース（PEMUDAH）と MPC の任務とした。さらに政府は MBR を加速させるため2013年に National Policy on the Development and Implementation of Regulations (NPDIR)を公表した。NPDIR は、官民の協力と利用者目線に立ったアプローチを通じた規制プロセスの標準化と改善に取り組むことで、規制の透明性、アカウンタビリティ、信用性の向上を目指している。MPC は規制を策定と実施の両面から分析し、改善に取り組むことで、NPDIR 達成を推進する。

(1) 組織構造及び所掌事務

規制改革は第10次及び第11次マレーシア計画における重点項目となっており、MPC は以下の役割を担っている¹¹⁶：

- 不要なルール削除とコンプライアンス・コスト削減の観点からの既存規則の見直し。
- 新規政策・規則策定の、経済への影響を分析する費用対効果分析の実施。
- 関連する生産性統計情報の提供及びベンチマーク国の水準との比較。
- 規制が中小企業の成長に与える影響等、生産性に関する調査の実施。
- 生産性向上のための政策や規制の変更に関する内閣府への提案と、政策実施の監督。

改革を推進する MPC の組織構成は下図の通りである：

¹¹⁶ Malaysia Productivity Corporation, “Annual Report on Modernization of Regulations 2016”, (<http://www.mpc.gov.my/wp-content/uploads/2016/12/ARMR-2016.pdf>, 2020年3月19日最終閲覧)。

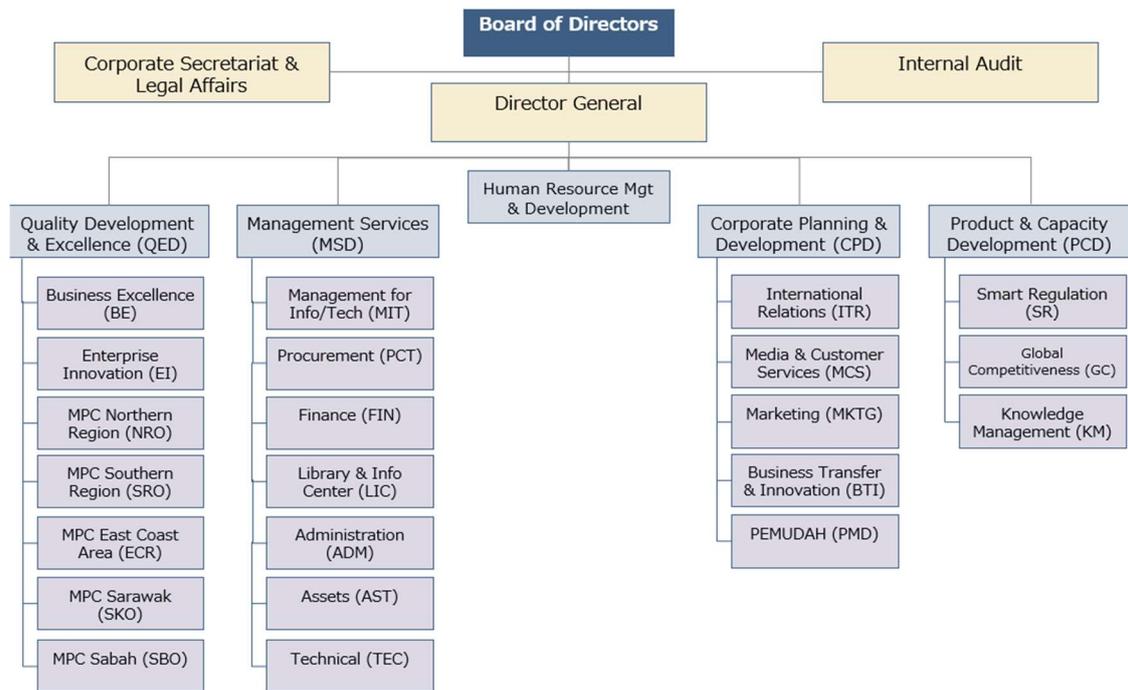


図 2-11 MPC 組織図

出所) MPC ウェブサイト情報 (http://www.mpc.gov.my/wp-content/uploads/2018/07/MPC-PELAN-STRATEGIK_FINAL-2016-2020.pdf, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧) をもとに三菱総合研究所作成。

(2) 行政手続きの透明化・簡略化への取り組み

MPC による主な行政手続きの透明化・簡略化への取り組みには以下のものがある：

1) 良き規制慣行 Good Regulatory Practices¹¹⁷

良き規制慣行 (GRP) は、WTO/TBT 協定 (貿易の技術的障害に関する協定) の実施において用いられてきた概念である。基準・認証制度による貿易障壁を軽減するための様々な取り組みが含まれるものであり、特に規制作成過程における透明性とアカウンタビリティに重きを置いている。MPC は GRP の推進に取り組んでおり、煩雑な規制や行政手続きの改善を行っている。マレーシアが実践する GRP の関連施策には以下のものがある：

- 官僚形式主義 (Red Tape) 排除プログラム (MyCURE プログラム)
 不必要な書類の作成、許認可手続き、必要以上の担当官や委員会の関与によるビジネスの負担や遅延を軽減することを目的としたキャンペーン。

¹¹⁷ Good Regulatory Practice オンライン・ポータル (<http://grp.mpc.gov.my/home>, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)。

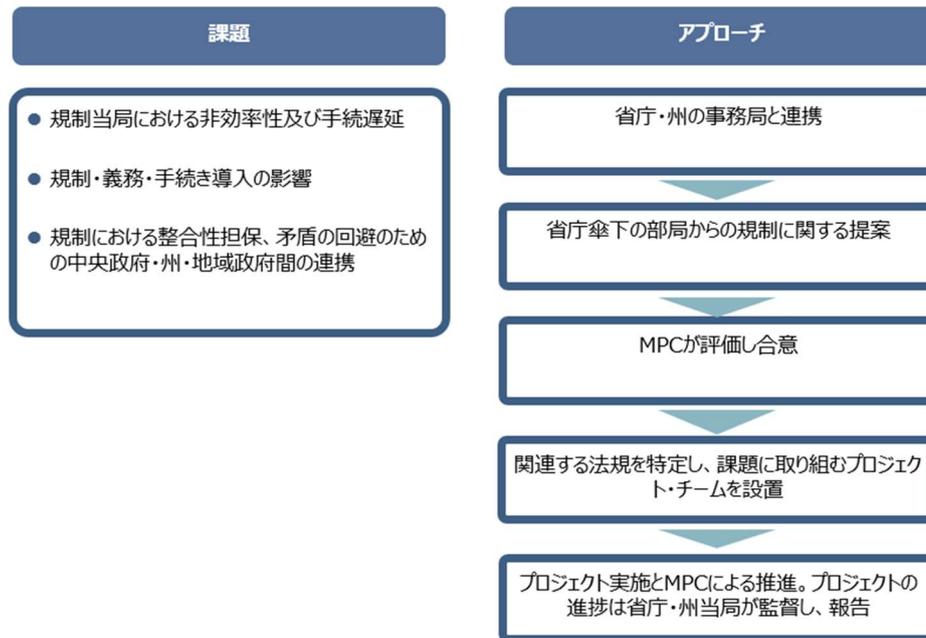


図 2-12 MyCURE で取り組む課題とアプローチ方法

出所) MPC, Report on Modernization of Regulations 2018 (http://www.mpc.gov.my/wp-content/uploads/2018/11/RMR-2018_FINAL.pdf, 2020年3月19日最終閲覧) をもとに三菱総合研究所作成。

- 不要な規制上の負荷の軽減 (Reducing Unnecessary Regulatory Burdens: RURB) プログラム¹¹⁸

MPC は既存の規制を見直し、事業者への負担を軽減する活動を実施している。MPC は主に以下のような規制を見直しと改善の対象としている：

- ・ 過度に広範な規制
- ・ 一般的な法規による規制があるにもかかわらず重複的に規定されている個別規制
- ・ 自由な事業形態を制限する慣習的な規定
- ・ 過度に複雑な規制
- ・ 煩雑な許認可申請・承認プロセス、又は同プロセスにおける当局の応答の過度の遅延
- ・ 必要以上の又は重複した情報提出要請
- ・ 非効率的な事業の在り方をもたらす規則の制定や実施
- ・ 過度の監視や情報提供要請等による当局の過剰な介入
- ・ 複数当局による重複した又は不整合な要請
- ・ 当局による矛盾した法規の適用や解釈

¹¹⁸ MPC 公式ウェブサイト(<http://www.mpc.gov.my/reducing-unnecessary-regulatory-burdens-rurb-2/#1459471256887-6d3f19cf-97f6>, 2020年3月19日最終閲覧)。

- 規制影響分析（Regulatory Impact Analysis（RIA））の実施

MPC は規制の導入・修正に際して、想定される費用と便益等の影響を分析し、その情報を開示することで規制制定過程の客観性と透明性の向上を目指す RIA の取り組みを実施している。MPC はオーストラリア、オランダ、韓国、メキシコの方式を参考に RIA 実施枠組み構築した。

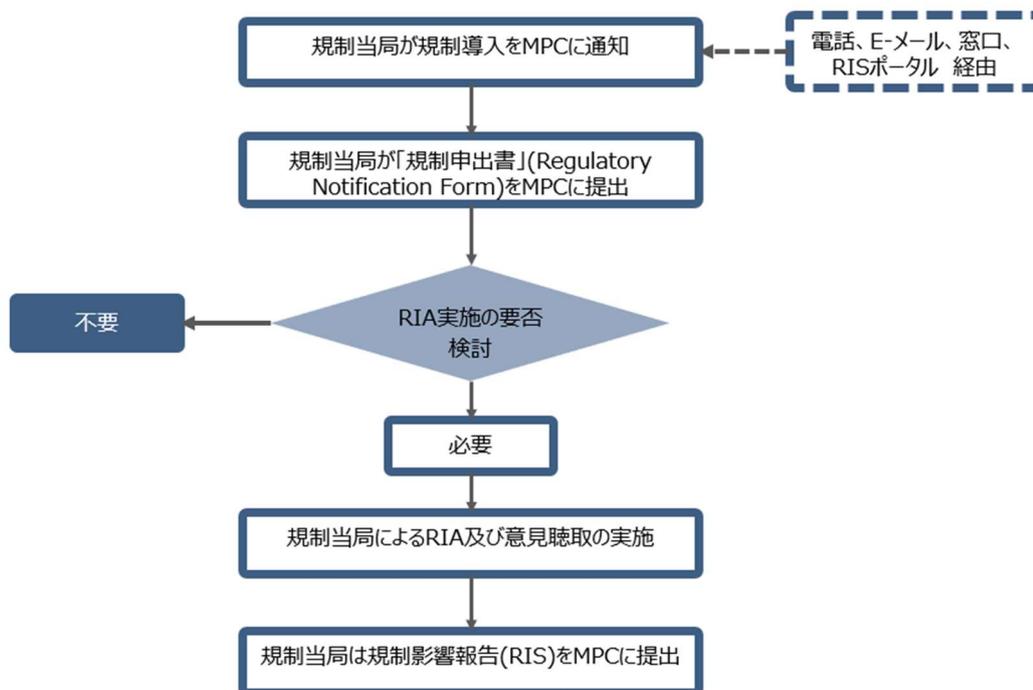


図 2-13 MPC による RIS 実施のステップ

出所) MPC, Good Regulatory Practice Portal (<http://grp.mpc.gov.my/ria/intro>, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧) をもとに三菱総合研究所作成。

2.6.4 マレーシアにおける取組みからの示唆

1991 年に発表されたマレーシアの長期国家戦略 Vision 2020 は公共部門の強化を長期目標実現のための戦略的改革政策の一つに据えている。その推進を担うのが MIDA 及び MPC という国際貿易産業省傘下の二つの組織である。MIDA は外国からの投資促進の統一窓口となるとともに関係当局と申請者の見解不一致等に際し当事者間の話し合いを支援して適切な解決に導く等紛争解決的な役割も果たしている。又 MPC は、生産性・効率性の面から規制当局の改善を図るための当局間連携の推進役としての役割を果たしており、両機関共に行政手続きの改善という側面から、国の競争力強化に貢献している。このようにマレーシアは、規制当局のサービスの改善を単純な効率化施策と捉えるのではなく、価値創造につながる取り組みとして捉え、専門の推進機関を任命し、省庁横断的な協力を得ることに成功している。このような取り組みは実際に功を奏しており、世界銀行の「ビジネスのしやすさ指数」(Ease of Doing Business) ランキングで 2019 年には世界で第 12 位の高評価を獲得した。指標の中でも特に建設許可の取得しやすさ (2 位) とマイノリティ投資家の保護 (2 位) の項

目は高く評価されており¹¹⁹、効率化の取り組みが競争力強化に結び付いていると推察される。このように事業環境整備政策は高評価を得ているが、一方で後述の日本及び現地企業からのインタビュー結果をみると、現場の行政手続きではまだ多くの改善すべき点が残されていることが窺える。この点、マレーシアでは日本企業を支える機関として JACTIM が活躍しており、さらなる事業環境改善に向けた活動を行っている。現在も各機関は共に協力しながら活動を行っているが、今後、活動を一層効果的に連携させることができれば、マレーシアの行政手続きの効率性・透明性の向上、紛争解決的機能のさらなる充実化につながると期待される。

¹¹⁹ The World Bank, “Doing Business”, (<https://www.doingbusiness.org/en/rankings>, 2020年3月19日最終閲覧)。

3. ベトナム・マレーシアのオンブズマン制度

3.1 ベトナムのオンブズマン制度

3.1.1 制度の状況

(1) 制度の概要

ベトナム国家監察省¹²⁰（以下「GIV」と言う。）は、ベトナムにおけるオンブズマン機関であり、省庁¹²¹として位置づけられる機関である。

GIV は、国による監察の管理、国民接遇、不服申立及び告発事案の解決、全国的な汚職防止の役割を担っている。

1) 組織体制及び予算規模

a. 組織体制

GIV 組織体制は議定 No. 50/2018/ND-CP 第 3 条¹²²に定められており、監察官の直下に配置された 19 部署で構成されている。

19 部署は監察官を補佐する部門¹²³（同条第 1-14 号に定める部局）と非業務部門¹²⁴（同 15-19 号）とで構成され、実務上は①直接対応部局、②総務部局及び③研究部局に分類することができる¹²⁵。

全体で約 700 名の職員が勤務しており、そのうち約 400 名が公務員である。この 700 名の他に、自動車運転士等の職員が勤務している¹²⁶。

¹²⁰ Thanh tra Chính phủ / Government Inspectorate of Vietnam. 平成 29 年度報告書では「政府監査院」と呼んでいたが、本報告書では「ベトナム国家監察省」に改めた。

¹²¹ “Thanh tra Chính phủ là cơ quan ngang bộ của Chính phủ”. なお、省庁の「省」（Bộ / Ministry）と行政区画の「省」（Tỉnh / Province）とを区別するため、本章では前者を「省庁」と呼ぶ。

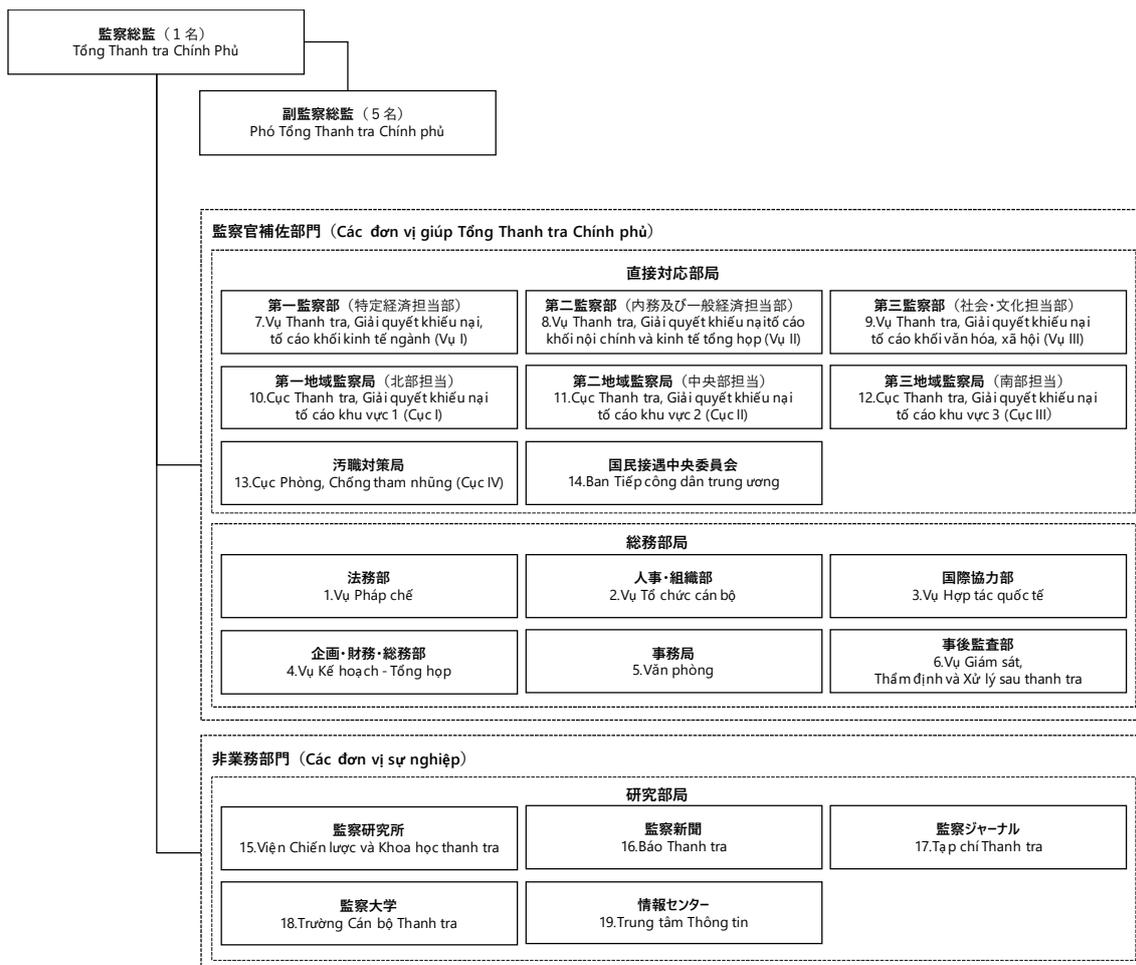
¹²² Nghị định số 50/2018/NĐ-CP, Điều 3. Cơ cấu tổ chức (<http://congbao.chinhphu.vn/noi-dung-van-ban-so-50-2018-nd-cp-26275?cbid=22052>, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)。

¹²³ Các đơn vị giúp Tổng Thanh tra Chính phủ

¹²⁴ Các đơn vị sự nghiệp

¹²⁵ 以下本節では特に断りがない限り 2020 年 2 月 10 日於ベトナム国家監察省（GIV）インタビュー（本調査現地調査）に基づく。

¹²⁶ 2020 年 2 月 10 日於ベトナム国家監察省（GIV）インタビュー（本調査現地調査）に基づく。



注) 算用数字は議定 No. 50/2018/ND-CP 第 3 条以下の号数を示す。
出所) 議定 No. 50/2018/ND-CP 第 3 条及び GIV インタビューをもとに三菱総合研究所にて作成。

図 3-1 ベトナム国家監察省組織図

b. 予算規模

2019 年の GIV 予算は 3,164 億ドン¹²⁷ (約 15 億円) であった。直近数年の推移を見ると、国の経済成長と歩調を合わせて予算額が増加していることがわかる (図 3-2)。

¹²⁷ VIET NAM GOVERNMENT PORTAL

(<http://chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/noidungsolieungansachnhauoc?categoryId=100003909&articleId=10060273>, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)。

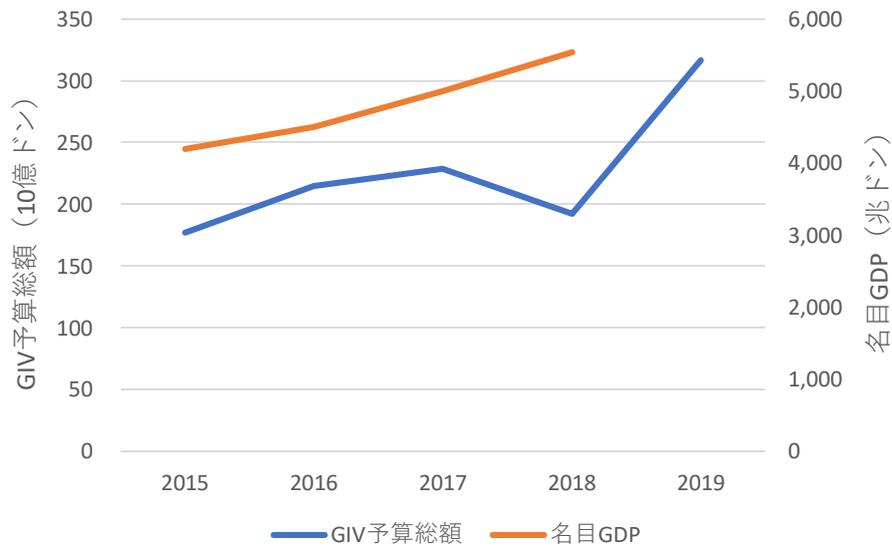


図 3-2 GIV 予算の推移

出所) ベトナム政府ポータルサイト¹²⁸ (GIV 予算総額) 及び世界銀行データベース¹²⁹ (名目 GDP) のデータをもとに三菱総合研究所にて作成。

2) 独立性

a. 機関の独立性

GIV は、議定 No. 123/2016/ND-CP¹³⁰によって中央政府の省レベルの機関であることが明定され、機関の独立性が高められた。

b. 職権行使の独立性

次節で見ると、職権行使に当たって必要に首相の判断を仰ぐものとされる場合がある。また、身分保障規定は見当たらない。

¹²⁸ VIET NAM GOVERNMENT PORTAL

(<http://chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/noidungsolieungansachnhanuoc?categoryId=100003909&articleId=10060273>, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)。

¹²⁹ GDP (current LCU) - Vietnam

<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CN?locations=VN>, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)。

¹³⁰ Nghị định số 123/2016/NĐ-CP

3) 任務及び権限

GIV の任務と権限は、監察法¹³¹、不服申立法¹³²、告発法¹³³、国民接遇法¹³⁴及び汚職防止法¹³⁵並びに政令等に定められている。

機能、任務、権限及び組織の詳細については、主として議定 No. 50/2018/ND-CP¹³⁶及び議定 No. 123/2016/ND-CP¹³⁷が定めており、GIV は以下の 18 分野の任務を担っている¹³⁸。

1. 監察、国民接遇、不服申立及び告発事案解決、汚職防止（三菱総研注：以下、総称して「監察等」）に係る政府法案¹³⁹、国会決議案¹⁴⁰、国会常務委員会令案¹⁴¹、国会常務委員会議決案¹⁴²、政府の決定・議定案¹⁴³及びその他の法規範文書の策定。
2. 首相が所掌する監察等に係る年間計画の方針、決定案、議定案、指令案¹⁴⁴その他の文書の首相への提案。
3. 監察等に係る通達¹⁴⁵、決定、指令その他の文書の発出。
4. 監察等に係る指示、計画及び戦略の実施及び監察等に係る法律の普及、啓蒙、教育。
5. 監察に係る事項

¹³¹ Luật thanh tra: Luật số 56/2010/QH12

(http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&_page=1&mode=detail&document_id=98567, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)。

¹³² Luật khiếu nại: Luật số 02/2011/QH13

(http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&_page=194&mode=detail&document_id=162374, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)。

¹³³ Luật tố cáo: Luật số 25/2018/QH14

(<http://congbao.chinhphu.vn/loi-dung-van-ban-so-25-2018-qh14-26892?cbid=23071>, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)。

¹³⁴ Luật tiếp công dân: Luật số 42/2013/QH13

(https://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=28844, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)。

¹³⁵ Luật phòng chống tham nhũng: Luật số 55/2005/QH11

(https://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=16890, 2020 年 3 月 19 日最終閲覧)。

¹³⁶ Nghị định số 50/2018/NĐ-CP

¹³⁷ Nghị định số 123/2016/NĐ-CP

¹³⁸ 以下の情報は 2020 年 2 月 10 日於ベトナム国家監察省 (GIV) インタビュー (本調査現地調査) で提供された資料に基づく。

¹³⁹ dự án luật

¹⁴⁰ dự thảo nghị quyết của Quốc hội

¹⁴¹ dự án pháp lệnh

¹⁴² dự thảo nghị quyết của ủy ban Thường vụ Quốc hội

¹⁴³ dự thảo nghị quyết, nghị định của Chính phủ

¹⁴⁴ các dự thảo chỉ thị

¹⁴⁵ thông tư

- a) 監察計画の策定及び省庁又は省庁級機関で実施される監察（以下「省庁監察」）、地方及び中央直轄市¹⁴⁶レベルで実施される監察（以下「地方レベル監察」）における監察実施の指導。
 - b) 省庁又は省庁級機関、政府付属機関、地方及び市の人民委員会（以下「地方レベル人民委員会」）、国営企業における政策実施、法執行及び任務遂行及び権能行使状況の監察並びに複数機関が関与する複雑事案の監察。
 - c) その他首相によって指定された事案の監察。
 - d) 必要と認められる場合において、監察結果の正確性及び適法性の検証並びに省監察、地方監察及び地方レベル人民委員会で実施された監察についての事後監察。大臣において既に結論した監察結果に違法の疑いがある場合における首相の判断の下に再監察。地方レベル人民委員会及び地方レベル監察の結果に違法が疑われる場合も同様。
 - e) 大臣又は地方レベル人民委員会委員長に対し、その所掌する監察の結果に違法の疑いがある場合に監察の実施を勧告。大臣又は委員長は勧告の採否について首相に対して責任を負う。
 - g) 中央省レベル監察機関と地方レベル監察機関との間に監察範囲、案件、内容及び期間等に抵触が生じた場合における責任機関の判断
 - h) GIV 及び首相が監察について行った各種判断のモニタリング、検証等。
 - i) 省庁又は省庁級機関又は地方レベルの監察において、大臣と GIV 総監又は人民委員会委員長と地方監察総監との間に監察結果について意見の相違が生じた場合は、GIV 総監はこれを首相に報告してその判断を仰がなければならない。
 - k¹⁴⁷) 省庁が制定した法令が国の上位の法律と抵触する場合には、当該省大臣に対して当該法令の停止又は廃止を提案する。当該省庁大臣が提案を受け容れない場合には、その事実を首相に報告してその判断を仰ぐ。
 - l) 地方レベル人民委員会が制定した法令が上位の国の法律と抵触する場合には、首相に当該法令の停止又は廃止を提案する。
 - m) 管理上の要求事項に適合するように、所管官庁に対し、法令の改正、附則の制定を提案する。監察の結果、違法な条項が発見された場合には、当該条項の停止又は廃止を提案する。
 - n) 監察の結果、首相の管理下にある者の行為に法令違反があると判断された場合又は判断が不能な場合には、首相に対して適切な判断・取扱を求める。同様に、機関又は組織の管理下にある者の行為に法令違反があると判断された場合又は判断が不能な場合には、当該機関又は組織の長に対して適切な判断・取扱を求める。
6. 国民接遇¹⁴⁸、不服申立及び告発事案の解決
- a) 国民接遇：不服申立及び告発の受付・処理、不服申立及び告発事案の法令に基づいた解決

¹⁴⁶ Ủy ban nhân dân tỉnh, thành phố trực thuộc trung ương. Tỉnh (Province, 省)、Thành phố trực thuộc trung ương (Municipalities, 中央直轄市)。行政区画の「省」(Tỉnh / Province) と省庁の「省」(Bộ / Ministry) とを区別するため、本章では前者を「地方」と呼ぶ。

¹⁴⁷ ベトナム語には “J” の文字がないため、I の次は K となる。

¹⁴⁸ Tiếp công dân / Citizen reception

- b) 国民接遇中央委員会¹⁴⁹並びにハノイ市及びホーチミン市に設けられた国民接遇事務所で受け付けた案件を統括して適切な管轄庁に移送する。
 - c) 告発内容を精査し、当該告発が首相の所管となる場合はその取扱について首相に進言する。
 - d) 大臣、省庁又は省庁級機関の長、政府附属機関の長又は地方レベル人民委員会委員長において処理した告発事案の解決について法令違反の疑いが認められるときは、当該結果について調査、検討を行う。当該解決に法令違反があった場合は、首相に対して事案の検討及び解決を進言する。
 - d) 省庁、省庁級機関、政府附属機関又はすべてのレベルの人民委員会における市民国民接遇、不服申立解決、決定の実施の状況を首相が監督、監察し、必要な行為を促すことを補助する。
 - e) 所管庁による不服申立及び告発に係る全国レベルのデータシステム構築を統括、調整する。
7. 汚職防止及び汚職との戦い
- a) 汚職防止に係る法令を執行し汚職と戦うため、監察業務を統制し、指針を示す。
 - b) 首相の権限、指示に基づき、省庁、省庁級機関、政府附属機関又は地方レベル人民委員会における汚職防止法の実施状況を監察し、汚職の発見に向けて関係諸機関間に調整を積極的に行う。汚職行為を行った者に対して法令に基づく適切な処分を行うように当該機関に対して促す。
 - c) 所管庁による汚職防止に係る共通データシステム構築を統括、調整する。
 - d) 国家会計検査院¹⁵⁰、公安省¹⁵¹、国防省¹⁵²、最高人民検察院¹⁵³、最高人民裁判所¹⁵⁴及び内務中央委員会¹⁵⁵と連携して情報交換を行い、汚職防止活動の経験の共有、取りまとめを通じて汚職の予測、防止に取り組む。
8. GIV が監察業務、不服申立解決、告発案件の処理及び汚職防止活動を行うにあたっては、法令の定めに従って関係機関に参加を求めることができる。
9. 省庁級機関、政府附属機関又はすべてのレベルの人民委員会に対して、当該機関が行った監察、不服申立解決、告発事案の処理及び汚職防止活動の状況及び結果の報告を求めることができる。
10. GIV 所管の監察、不服申立解決、告発事案の処理及び汚職防止活動の結果報告を行う。これらの活動で得られた経験を取りまとめる。
11. 「腐敗の防止に関する国際連合条約¹⁵⁶」のフォーカルポイントとして、監察、不服申立解決、告発事案の処理及び汚職防止活動の国際協力活動を行う。
12. 監察、不服申立解決、告発事案の処理及び汚職防止に係るプログラム、科学的研究、先進的科学技术の応用を統括して指針を示す。

¹⁴⁹ Ban Tiếp công dân Trung ương / Central Citizen reception Committee

¹⁵⁰ Kiểm toán nhà nước / State Audit, State Audit of Vietnam

¹⁵¹ Bộ Công an / Ministry of Public Security

¹⁵² Bộ Quốc phòng / Ministry of Defense

¹⁵³ Viện kiểm sát nhân dân tối cao / Supreme People's Procuracy

¹⁵⁴ Tòa án nhân dân tối cao / Supreme People's Court

¹⁵⁵ Ban Nội chính Trung ương / Central Committee for Internal Affairs

¹⁵⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_6.html

13. 政府の行政改革プログラム及び計画¹⁵⁷並びに首相の方針に従い、GIV における行政改革計画を進める。
14. 監察官の指揮及び指導：監察を応援する公務員等の臨時監察官の専門性を促進し、法令に従ってその職位、任命基準を明確化する。監察官の身分証明書を付与する。
大臣、省庁級機関の長又は地方レベル人民委員会委員長の同意を得て、省庁、省庁級機関又は地方レベルの人民委員会の監察官の任免を行う。
15. 組織構造、職員の人事、給与を管理し、賞罰規定を策定する。
16. 法令に従って、附属の非営利組織の管理を行う。
17. 財務及び資産の管理を行い、法令に従って予算を執行する。
18. その他、法令に従って政府及び首相から与えられた業務を行う。

〔備考〕

法令種別の越日英語対応は、原則として表 3-1 に従った。

表 3-1 法令種別の越日英語対応

ベトナム語	日本語訳	英語訳
nghị quyết	議決	resolution
pháp lệnh	法令	ordinance
lệnh	令	order
quyết định	決定	decision
nghị định	議定（日本での政令に該当）	decree
nghị quyết liên tịch	合同議決	joint resolution
thông tư	通達	circular
thông tư liên tịch	合同通達	joint circular

出所）法規範文書発行法¹⁵⁸・日本語仮訳版¹⁵⁹（2015年 JICA）をもとに三菱総合研究所にて作成。

¹⁵⁷ Chương trình, kế hoạch cải cách hành chính nhà nước của Chính phủ

¹⁵⁸ Luật ban hành văn bản quy phạm pháp luật (Luật số 80/2015/QH13)

<http://www.phutho.gov.vn/phobienphapluat/Pages/tintuc/tinchitiet.aspx?tintucid=195046>, 2020年3月19日最終閲覧)。

¹⁵⁹ 法規範文書発行法 平成 27 年 9 月 1 日付仮訳 (JICA 2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト) https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wj-att/legal_norms_2015.pdf, 2020年3月19日最終閲覧)。

(2) 業務の流れ及び活動実績

1) 業務の流れ

a. 処理フロー

不服申立の所管省、不服審理・解決の手続は、2011年の不服申立法¹⁶⁰が定めており、施行細則は議定 No. 75/2012/ND-CP¹⁶¹が、申立の扱い・解決手続は通達 No. 07/2013/TT-TTTP¹⁶²が、それぞれ定めている。同通達 (No. 07/2013/TT-TTTP) には通達 No. 02/2016/TT-TTTP¹⁶³により改定が入っている。

法第三章「不服申立の解決」は、法の適用及び解決について定めており、外国の組織、機関及び個人により不服申立は、国際条約に特段の定めがない限り、同法が適用される。

また、外国人からの申立とベトナム国民からの申立に区別がないことが法定されている。

不服申立の取扱・処理手続は、3つのステップで構成される¹⁶⁴。

- 第1ステップ：準備
 - 申立受理
 - 申立に係る行政判断、行政行為、懲戒処分の内容の再確認
 - 担当部署への配点
- 第2ステップ：実体審理
 - 実体審理開始の宣言
 - 審理は、申立人又はその代理人、権限者、弁護士若しくは補助者並びに被申立人と直接に行う
 - 所管省庁、機関、部署及び個人に照会を行い、情報、文書、証拠を収集
 - 収集した情報、文書、証拠の取り調べ
 - 申立の実体を審理
 - 専門家の協力を要請
 - 不服審査の結果の通知
 - 解決に向けたアドバイス
 - 対話の継続
- 第3ステップ：裁決
 - 裁決の公布、送付及び公表
 - 一件記録の管理

¹⁶⁰ Luật số 02/2011/QH13

(http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&_page=194&mode=detail&document_id=162374, 2020年3月19日最終閲覧)。JICA「法・司法制度改革支援プロジェクト」による日本語仮訳 (2015年3月12日付) は、以下のURLから入手可能。

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_50.pdf, 2020年3月19日最終閲覧)。

¹⁶¹ Nghị định số 75/2012/NĐ-CP

¹⁶² Thông tư số 07/2013/TT-TTTP

¹⁶³ Thông tư số 02/2016/TT-TTTP

¹⁶⁴ 以下の情報は2020年2月10日於ベトナム国家監察省 (GIV) インタビュー (本調査現地調査) で提供された資料に基づく。

b. 申立チャネル

不服等の申立は、法に定められた方法・様式により文書で行わなければならない。

申立を受理した場合は、不服申立調書を作成し申立人の署名を得る必要である。このような手続によって透明性、公開性の確保を図っている。

なお、電話や電子メール、アプリ等による不服等申立は原則として受け付けていないが、不正告発の場合には電話等でも受け付けており、また各官署のウェブページに用意されている不正告発フォームを用いてネット経由で行うことができる。

2) 活動実績

a. 外国人からの申立

GIV の国民接遇委員会¹⁶⁵が 2013 年以降に受理、処理を行った外国人及び外国機関からの不服、告発、建議（以下「不服等」）の申立件数は 25 件である¹⁶⁶。

ベトナム国内に居住し又は営業を営む者が申立てた不服等は GIV 通達 No. 07/2014 /TT-TTCP¹⁶⁷及び GIV 決定 No. 3039 / QĐ-TTCP¹⁶⁸並びに法に基づいて所管省庁に移送され、処理された。これら 25 件の概要を下記に示す。

表 3-2 2013 年以降に受理・処理した外国人／法人による申立事例一覧

No.	日付	申立の概要	分類	移送先機関
1	2013-02-28	X 社への投資登録証明書発行を担当すべき機関の決定に対する X 社からの不服申立及び提案	建議	Bình Dương 省人民委員会
2	2013-12-04	民事事件判決に対する不服申立	不服	人民裁判所の最高裁判事及び最高人民検察長
3	2013-11-11	民事執行を求める申立	不服	Hồ Chí Minh 市民事執行部 (GDTQ)
4	2013-09-12	会社組織変更の手続が適式に行われなかったとの申立	反映	処理を担当する部門の移送を検討
5	2014-03-14	新都市開発に係る文書の見直し及び同計画の監察を提案する申立	建議	Nghê An 省人民委員会
6	2014-05-26	Thừa Thiên Huế 省が作成した個人の犯罪記録等の内容に対する異議申立	不服	最高人民検察官
7	2014-04-07	Lâm Đồng 省が少数民族の土地を収用した際に適切な補償が行われなかったとの申立	不服	Lâm Đồng 人民委員会
8	2014-12-08	和解事件に関する提案	建議	Nguyễn Tiến Bình 副主査
9	2014-12-31	土地の権利に係る Ninh Thuận 省人民委	不服	Ninh Thuận 省、

¹⁶⁵ Ban Tiếp công dân Trung ương

¹⁶⁶ 以下の情報は 2020 年 2 月 10 日於ベトナム国家監察省 (GIV) インタビュー (本調査現地調査) で提供された資料に基づく。

¹⁶⁷ Thông tư số 07/2014/TT-TTCP của Thanh tra Chính phủ

¹⁶⁸ Quyết định số 3039/QĐ-TTCP của Tổng Thanh tra Chính phủ

No.	日付	申立の概要	分類	移送先機関
		委員会の決定に対する異議申立		Thuận Nam 地区の人民裁判所
10	2015-07-23	賃金紛争に係る第一審民事判決に対する異議申立	不服	Hồ Chí Minh 市人民裁判所
11	2015-10-08	Khánh Hòa 省人民委員会によるリゾート開発プロジェクト投資許可取消に対する異議申立	不服	計画投資省 (MPI)
12	2015-03-09	Khánh Hòa 州人民裁判所の決定等に対する異議申立	不服	最高人民裁判所及び民事判決執行部
13	2015-09-30	企業による用地使用等に係る Hồ Chí Minh 市人民委員会の決定に対する異議申立	不服	Hồ Chí Minh 市人民委員会
14	2015-05-10	土地紛争に係る An Giang 省人民委員会の決定に対する異議申立	不服	An Giang 省人民委員会
15	2015-10-20	Hồ Chí Minh 市高等人民裁判所の判決に対する異議申立	不服	最高人民裁判所
16	2015-11-16	Y 社に対し、用地代金支払済の工業団地用地の土地利用証明書の引き渡しを求める訴え	不服	Hà Nội 市人民委員会
17	2016-01-14	Hà Nội 人民委員会による工業団地使用权取消決定に対する異議申立	建議	Hà Nội 市人民委員会委員長
18	2016-01-06	Z 社の不正会計の告発	告発	Hồ Chí Minh 市警察
19	2017-09-01	海外ブランドを扱う衣料品メーカーの株主構成に係る提案	建議	Hà Nội 市警察
20	2017-03-26	Hung Yen 省 My Hao 県、Thinh Van 村にある O 社には現在に至ってもエントランスが設置されていない	建議	Hung Yên 人民委員会
21	2017-03-08	解任された元取締役会長の不適切な行為に対する Hà Nội 市人民裁判所への出訴等	不服	Hà Nội 市人民裁判所及び国家証券委員会
22	2017-06-19	P 社の土地取得に係る Lâm Thao 県人民委員会の決定に対する異議申立	不服	Phủ Thọ 州人民委員会
23	2018-03-01	ベトナム企業 Q 社が米国企業 R 社との契約に違反した疑われる事案についての調査提案 (最高人民検察局による申立)	不服	Kiên Giang 人民裁判所
24	2018-10-29	会社の経営者及び従業員に対する刑事起訴決定を不当とする申立	不服	最高人民検察局長
25	2019-10-21	複数地域の工業団地で操業している肥料会社等 2 社に対する不服申立	不服	Lâm Đồng 人民委員会

出所) GIV 提供資料をもとに三菱総合研究所にて作成。

b. 日系企業から見た不服審査

本調査の現地調査において日系法律事務所との意見交換の場が設けられ¹⁶⁹、同事務所弁護士より日系企業から見た不服審査等について、以下の情報を得た。

ア) 不服審査等制度が活用されている分野

ベトナムにおいて不服審査制度が多く活用されている分野は、税務分野である。

また、税務関係は行政訴訟になった場合でも原告（不服申立側）の勝訴率が高いところ、これは VAT 還付に係る事案が多いためである。

すなわち、担当官が誤って VAT を少なく徴収した場合、納付すべき額との差額は担当官が自腹で補填しなければならないという現実があるため、いきおい担当官が多めに税を徴収する傾向がある。その結果過剰な徴収が多くなり、裁判での原告勝訴につながっている。

イ) 不服審査等制度の課題

外国企業は裁判所を恐れるが、地元の企業はむしろ裁判所の傾向を熟知して有利な判決を導く場合がある。

土地管轄の割り振りに疑問がある部分もある。ベトナムにある 63 省について、土地管轄の定めが不明確であることに加え、地方の省での事件の管轄がハノイの裁判所だということもある。これは管轄を定める法律自体に不明確な部分が残っていることも原因している。

法に明確な土地管轄の定めがあれば、事件の移送中は時効停止の効果が生じるが、そうないないので移送中にも時効が進行してしまうという問題がある。

ウ) 抵触法の問題

オンブズマンが事案・事件を扱う場合、オンブズマンはあくまでもベトナム国内法に基づいた主張をしていくという問題が指摘されている。

例えば、ODA 案件において、越側のプロジェクトユニットと日系ゼネコンとの間で FIDIC 約款¹⁷⁰の適用が合意され、政府担当者のサインもあるにもかかわらず、後に、国家監査委員会の監査が入った際、FIDIC 約款の規定を無視し、ベトナムの建設関係の法令、通達等を適用して、FIDIC 約款に基づく支払いは、ベトナムの建設関係の法令、通達に反して違法であると主張してくる場合がある。

このような事件では裁判所も政府寄りとなる傾向があることは否めず、外資にとっては不利である。

これに対して税務訴訟であれば、税金は単に「お金の話」で済むので、逆に中立的な裁判が期待できる面がある。

¹⁶⁹ 2020 年 2 月 7 日於日系法律事務所（ハノイ市）。

¹⁷⁰ International Federation of Consulting Engineers 約款（国際コンサルティング・エンジニア連盟約款）。国際的なインフラ案件で用いられる。

3.1.2 ベトナムのオンブズマン制度からの示唆

(1) 課題と GIV の機能

ベトナムにおける行政手続の課題としては、①法令間の矛盾、抵触、②担当官の裁量、③予測可能性の低さ、④いわゆる「たらい回し」、⑤公務員のキャパシティー等の問題が指摘されている。

これらの課題解決に向けては各方面で努力が積み重ねられているところ、GIV の機能は以下の効果をもたらしている。

- ① 不服申立事例の調査、処理過程を通じて、法令間の矛盾、抵触の所在を明らかにするとともに、その解決例を示している。また、法令等の改廃を提言する機能を有する。
- ② 具体的案件、事件における担当官の裁量の妥当性検討の機会の方が与えられる。
- ③ 不服等取扱事例は公表されるので、その蓄積は予測可能性の向上に資する。また、監察新聞、監察ジャーナル、及び情報センターによる情報共有もこれに寄与している。
- ④ GIV は受付けた申立を適切な省庁・機関等に移送する機能を有しており「たらい回し」を緩和している。
- ⑤ 監察大学による教育活動は、公務員のキャパシティー向上に寄与している。

(2) 示唆

(1)のように、GIV はさまざまな分野にわたる行政まわりの具体的な課題について、①具体的な事案の解決（ADR¹⁷¹的な機能）と、②法制度・システムのアップグレードに資する機能を兼ね備えた独特の機関であるということが出来る。

急速に立法、強制、司法の改革が進むベトナムにあつて、このような GIV の機能は重要である。

3.2 マレーシアのオンブズマン制度

3.2.1 制度の状況

(1) 制度の概要^{172, 173}

マレーシアで現在オンブズマン機能を担っているのは総理府苦情処理局（PCB）である。設立の経緯は1967年にニュージーランド外交官であり、同国初代オンブズマンであった Sir Guy Powels が当時マレーシアの副首相であったアブドゥル・ラザク第2代首相の協力を得てマレーシアにおけるオンブズマン制度導入の可能性を調査したことに遡る。調査の結果、司法府や行政府から独立した機関の設立が提案されたが、最終的にはマレーシアの政治社会実態に即した形での導入が決定され、1971年に行政通達により総理府総合計画部（General Planning Division, Prime Minister's Department）の内部に苦情処理局が設置された。

¹⁷¹ 裁判外紛争解決手続（ADR: Alternative Dispute Resolution）。

¹⁷² PCB インタビュー（2020年2月5日）。

¹⁷³ Public Complaints Bureau 提供資料。

その後、1992年に発せられた通達 Public Administration Development Circular No.4 1992 (Public Administration Development Circular No.1 2009により改正)により総合計画部から独立した部局となったが、2018年に国営投資会社ワン・マレーシア開発 (IMDB) 資金の不正流用疑惑追及のため首相府相 (Minister in the Prime Minister's Department) 直下に汚職防止を任務とする「ガバナンス・インテグリティ・汚職防止センター」(GIACC) が創設されることが決定し¹⁷⁴、PCBは新設されたGIACCの管轄下に位置付けられた(下図参照)。

PCBが取り扱う苦情は創設当初公職の不正追及に限定されていたが、1992年及び2002年 (Public Administration Circular Letter No.1, 2002) の通達により拡大・強化され、不公正・法規の不遵守・権限濫用・違法行為・不適切な行政・公金の不正流用に該当するとみられる行政機関の作為・不作為に対する不服の取扱い等、幅広く含むようになった。現在のPCBは苦情の取扱いを通して行政サービスの質を向上させ、ひいては福祉の増進と国の競争力強化に貢献することをミッションとして掲げている¹⁷⁵。その一方でGIACC内に位置付けられることにより不正追及の任務の重要性も増している。現在、PCBは省庁だけでなく政府が出資する企業に対する苦情も受け付けている。

このような変遷の中で公的セクターに対する苦情処理という任務を遂行してきたPCBであるが、2019年11月1日にはPCBに代わる新たな機関としてOmbudsman Malaysiaを創設することが閣議決定された。現在、Ombudsman Malaysia設置に向けた準備が進められており、2020年の5月の国会に法案が提出される予定である。法案が可決された場合、新設されるOmbudsman MalaysiaがPCBに代わり活動を開始する予定であるが^{176,177}、2020年3月現在、ムヒディン・ヤシン新首相への政権交代直後の移行期にあるため今後の見通しはやや不透明である。

¹⁷⁴ New Straits Times 2018年6月1日付記事, <https://www.nst.com.my/news/nation/2018/06/375513/pm-agrees-giacc-formation-handle-governance-integrity-and-anti-graft> (2020年3月6日最終閲覧)。

¹⁷⁵ Public Complaints Bureau, Annual Report 2018, http://www.pcb.gov.my/pdf/laporantahunan_2018.html (2020年3月6日最終閲覧)。

¹⁷⁶ PCB インタビュー (2020年2月5日)。

¹⁷⁷ New Straits Times (<https://www.nst.com.my/news/nation/2018/09/413601/malaysia-have-its-own-ombudsman-replacing-public-complaints-bureau>), 2020年2月26日最終閲覧)。

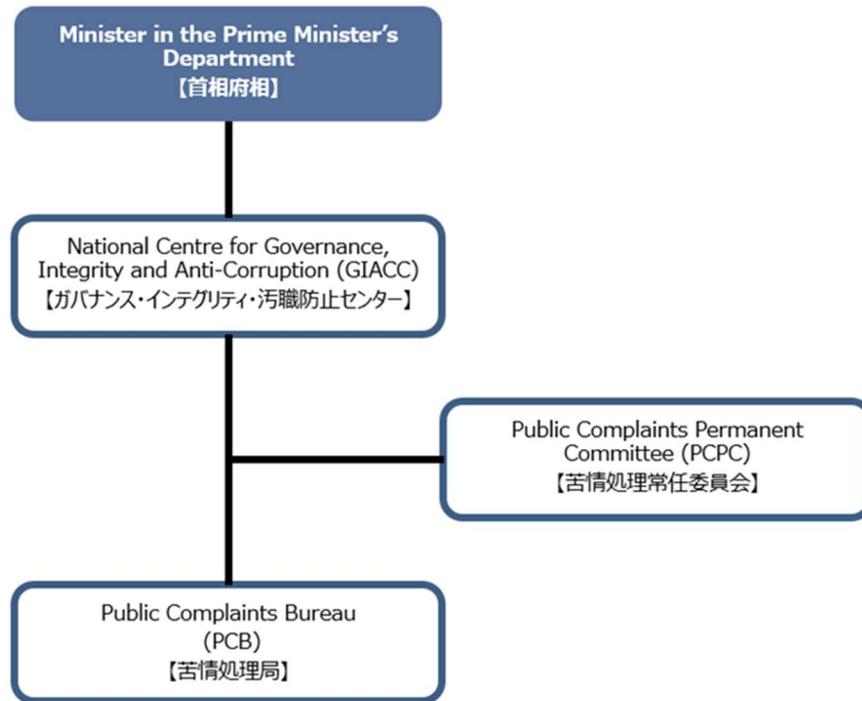


図 3-3 PCB の位置づけ

出所) Public Complaints Bureau 提供資料をもとに三菱総合研究所作成。

1) 組織体制及び予算規模

a. 組織体制

総理府苦情処理局 (PCB) の最高責任者は局長 (Director General) であり、その下に管理部門次長 (Deputy Director General (Management)) 及び苦情部門次長 (Deputy Director General (Complaints)) が存在する。局長と次長の下に 3 名の理事 (Director) がおり、これら 6 人がトップ・マネジメントを構成している。管理部門の下には管理サービス部、苦情部門の下には苦情処理部と企画・イノベーション・調整部及び 9 つの州事務所が存在する。2019 年時点における職員数は定員 180 名のところ現在 169 名が在籍しており、執行部・専門職・管理職に空席が生じている状態である¹⁷⁸。

PCB の組織図を以下に示す。

¹⁷⁸ PCB インタビュー (2020 年 2 月 5 日)。

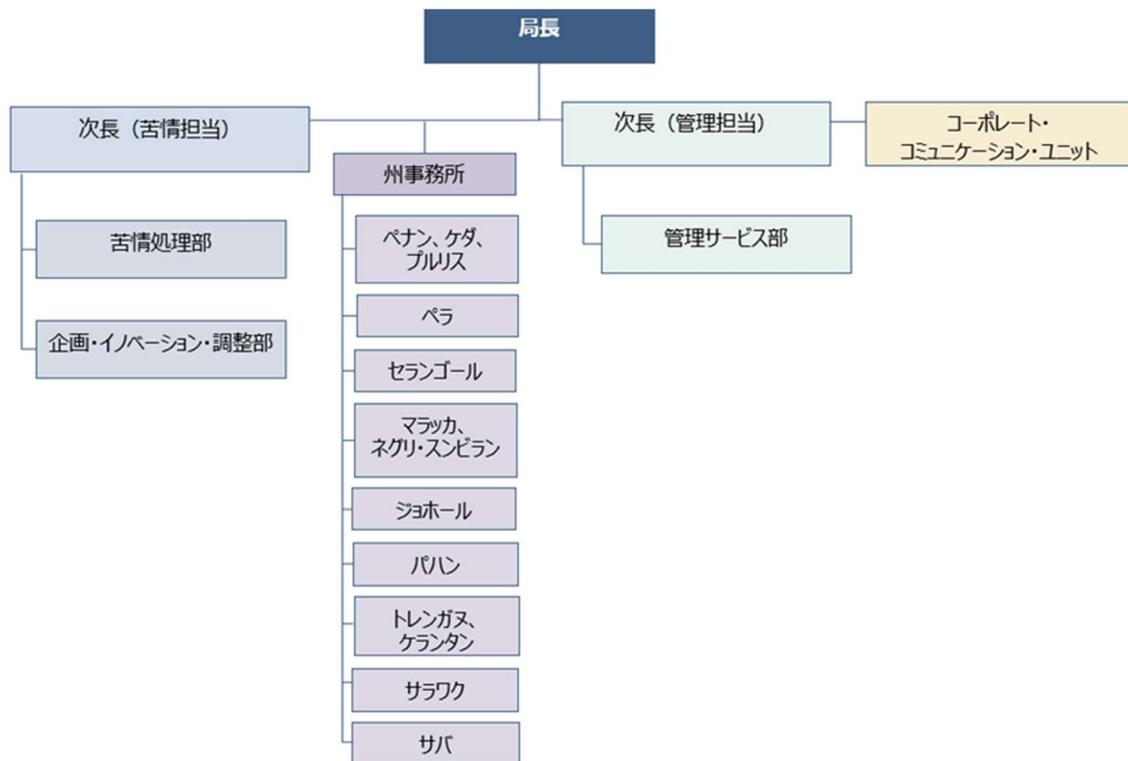


図 3-4 PCB 組織図

出所) Public Complaints Bureau Annual Report 2018 をもとに三菱総合研究所作成。

b. 予算規模

現在、PCB 単独の予算に関する情報は公開されていない。PCB を擁する「ガバナンス・インテグリティ・汚職防止センター」(GIACC) 全体での 2020 年度の予算は、37,456,700 RM (1RM=25 円で換算した場合、約 9.4 億円) となっている¹⁷⁹。今後設立が予定されている、Ombudsman Malaysia の予算規模についての見通しはまだ明らかになっていない。

2) 独立性

a. 機関の独立性

現在の PCB は憲法・法律ではなく、行政通達により設立された。内閣官房長官の通達により、国内の行政機関から調査に必要な情報を入手する権限が付されている。

一方で、2019 年 11 月 1 日に閣議決定された新設機関 Ombudsman Malaysia については、現在設立に向けた法案が策定されており、2020 年 5 月に開催予定の国会で審議される予定

¹⁷⁹ Ministry of Finance, Budget 2020,

https://www.treasury.gov.my/pdf/bajet/maklumat_bajet_kerajaan/2020/perbelanjaan/B.6_P.6.pdf (2020 年 3 月 6 日最終閲覧)。

である。議会が法案を可決した場合、法律に基づいた Ombudsman Malaysia が PCB の後継として活動開始予定である^{180,181}。

Ombudsman Malaysia 新設の背景には、政府機関の不正や非行に関する市民の苦情を取り扱う機関としての独立性と透明性を向上させ、信頼を高める目的がある。PCB の局長はこれまで総理府人事局 (Public Service Department) により任命されていたが¹⁸²、新制度下ではオンブズマンの任命が政府によるか議会によるかまだ明らかになっていない¹⁸³。

b. 職権行使の独立性

PCB は苦情処理常任委員会 (Permanent Committee on Public Complaints: PCPC) と協働している。PCPC は内閣官房長官を委員長とし、総理府人事局長、ガバナンス・インテグリティ・汚職防止局 (GIACC) 局長、財務事務局長、総理府副事務局長、マレーシア行政近代化・管理計画局 (MAMPU) 局長、汚職対策局長及び PCB 局長で構成されている¹⁸⁴。PCPC の役割は、苦情処理制度の基本的事項の決定、さらに PCB から報告を受けた苦情案件に関する審議と決定を行い、関係機関への予防・是正措置の実施指示を行うことである。PCB と PCPC の共同会合は少なくとも年 2 回以上開催される¹⁸⁵。

Ombudsman Malaysia 新設後の PCPC の存続等については現時点で明らかにされていないが、PCPC を介することにより PCB が議会に直接報告や勧告を行うことができなかった点が過去メディア等により指摘されてきた¹⁸⁶経緯からすれば、新制度下では PCPC のような機関の介在が排除される可能性がある。

3) 任務及び権限

a. 任務¹⁸⁷

PCB は①行政機関の作為・不作為に対する苦情の受理、②苦情の調査、③PCPC 及び苦情に係る行政機関への調査結果の報告及び勧告、④行政機関への PCPC の決定の伝達及び是正措置の要求を任務とする。なお、決算委員会 (Public Accounts Committee)、汚職防止委員会 (Anti-corruption Commission)、司法扶助局 (Legal Aid Department) の所管事項及び政府の政策や家庭内の問題、民事紛争の取扱いに関しては管轄外である。

¹⁸⁰ PCB インタビュー (2020 年 2 月 5 日)。

¹⁸¹ New Straits Times (<https://www.nst.com.my/news/nation/2018/09/413601/malaysia-have-its-own-ombudsman-replacing-public-complaints-bureau>, 2020 年 2 月 26 日最終閲覧)。

¹⁸² 片岡寛光編・今川晃ほか『アジアのオンブズマン』127 頁 (第一法規, 2012 年)。

¹⁸³ New Straits Times, May 25, 2018, (<https://www.nst.com.my/opinion/letters/2018/05/373069/ombudsman-aggrrieved-citizens>, 2020 年 3 月 11 日最終閲覧)。

¹⁸⁴ Public Complaints Bureau (<http://www.pcb.gov.my/en/about-pcb/permanent-committee>, 2020 年 2 月 26 日最終閲覧)。

¹⁸⁵ PCB インタビュー (2020 年 2 月 5 日)。

¹⁸⁶ FMT News, 2017 年 2 月 28 日付記事 (<https://www.freemalaysiatoday.com/category/nation/2017/02/28/time-for-an-ombudsman-says-think-tank/>, 2020 年 3 月 11 日最終閲覧)。

¹⁸⁷ PCB インタビュー (2020 年 2 月 5 日)。

現在の PCB は苦情の取扱いを通して行政サービスの質を向上させ、ひいては福祉の増進と国の競争力強化に貢献することをミッションとして掲げている。一方で、2018 年以後は汚職防止を任務とする「ガバナンス・インテグリティ・汚職防止センター」(GIACC) の管轄下に設置され、公職の不正防止の追求における任務も重要性を増しているとみられる。今後、設立が計画されている Ombudsman Malaysia についてはまだ明らかになっていない部分が多い。

なお、マレーシアでは、2013 年金融サービス法 (Financial Services Act 2013) 及び 2013 年イスラム金融サービス法 (Islamic Financial Services Act 2013) に基づき Ombudsman for Financial Services (OFS) が設立され、2016 年 10 月から活動を開始している。OFS は金融オムブズマン・スキーム (Financial Ombudsman Scheme) に基づき旧金融調停局が扱っていた銀行・保険関連の紛争やイスラム金融・保険に関する紛争の調停を行っている。が¹⁸⁸OFS は金融に特化した別制度として存続する予定であり、現在議論されている Ombudsman Malaysia と統合される見通しはない¹⁸⁹。

b. 権限

現在の PCB の主な権限は以下の通りである。

① 調査権

PCB は内閣官房長官の通達により、国内の行政機関から調査に必要な情報を入手する権限を有する。PCB は以下を除き、行政に関する全ての苦情を調査する権利を有する¹⁹⁰。

●以下の機関が所管する政策及び問題

- ・ 決算委員会 (Public Accounts Committee)
- ・ 汚職防止委員会 (Malaysian Anti-Corruption Commission (MACC))
- ・ 司法扶助局 (Legal Aid Department)

●家庭内及び個人的な問題

●個人・会社が関係する民事訴訟

●政府と関係のない団体・民間企業に対する苦情

② 報告・勧告権

PCB は省庁を跨がる複雑な内容の苦情や公共の利益にかかわる深刻な苦情について PCPC に報告する。PCPC は PCB から報告を受けた苦情案件に関する審議と決定を行い、関係機関への予防・是正措置の実施を指示する¹⁹¹。

¹⁸⁸ Ombudsman for Financial Services, (https://www.ofs.org.my/en/company_overview, 2020 年 3 月 11 日最終閲覧)。

¹⁸⁹ Focus Malaysia 2020 年 1 月記事 (https://www.ofs.org.my/file/files/Newspaper_clipping_5jan19.pdf, 2020 年 3 月 11 日最終閲覧)。

¹⁹⁰ MALAYSIA CENTRAL(<http://www.malaysiacentral.com/information-directory/biro-pengaduan-awam-bpa-public-complaints-bureau-malaysia/>, 2020 年 2 月 26 日最終閲覧)。

¹⁹¹ PCB インタビュー (2020 年 2 月 5 日)。

新設される Ombudsman Malaysia の権限についてはまだ不明であるが、PCPC を介することにより PCB が議会に直接報告や提案を行うことができなかつた点が過去メディア等により指摘されてきた¹⁸⁶ 経緯からすれば、新制度下では PCPC を通さず、PCB が直接議会に対して報告や勧告を行う権限が付される可能性がある。

さらに GIACC 局長は 2019 年のインタビューで、国民が所管庁に直接不服申立てを行ったにもかかわらず、適切に処理されなかつた事案について審理する二階層目の不服申立て機関として Ombudsman Malaysia を位置付けることを構想していると語っている。国民からの申立てを受けた Ombudsman Malaysia にはなぜ当該所管庁が適切に申立てを処理しなかつたか独自に調査する権限を付すことも計画されている¹⁹²。

(2) 業務の流れ及び活動実績

1) 業務の流れ

PCB は苦情受理後 3 日以内に関係当局へ質問状を送付する。その後関係当局からの返事及び関係当局との会議を経て、質問状送付後 10 日程の内に苦情に対して返事が為される。苦情受理から解決までの期間は原則として 15 日とされている^{193,194}。ただし、他省庁の管轄事項と重なる複雑な案件等は処理に時間がかかるため、15 日を超えて審議されるケースも多く存在する。

現在、PCB への苦情申請のために以下の 11 の方法が認められている¹⁹⁵。

- ・ 事務所訪問による対面申請
- ・ 苦情申請書への記入
- ・ 電話
- ・ 出張相談所開設等のアウトリーチ・プログラム
- ・ 手紙、ファックス
- ・ E メール
- ・ SMS
- ・ Facebook
- ・ 公衆苦情管理ポータル (SISPAA) 上のオンラインフォーム
- ・ マレーシア政府のコールセンター (MyGCC)
- ・ モバイルアプリ

上記のうち最も利用頻度が高いのは、①公衆苦情管理ポータル (SISPAA) 上のオンラインフォーム(48.2%)、②モバイルアプリ(38%)、③マレーシア政府のコールセンター(3%)、④来所による対面申請(2.9%)、⑤E メール(2.9%)であり、上位 5 位までの申請方法が全体の 95% を占めている。

¹⁹² Malay Mail 2019 年 4 月 19 日付記事 (<https://www.malaymail.com/news/malaysia/2019/04/19/giacc-ombudsman-bill-to-be-tabled-by-year-end/1744694>, 2020 年 3 月 11 日最終閲覧)。

¹⁹³ "Public Complaints Bureau", Datuk Harjeet Singh, p.19。

¹⁹⁴ PCB インタビュー (2020 年 2 月 5 日)。

¹⁹⁵ "Public Complaints Bureau", Datuk Harjeet Singh, p.23。

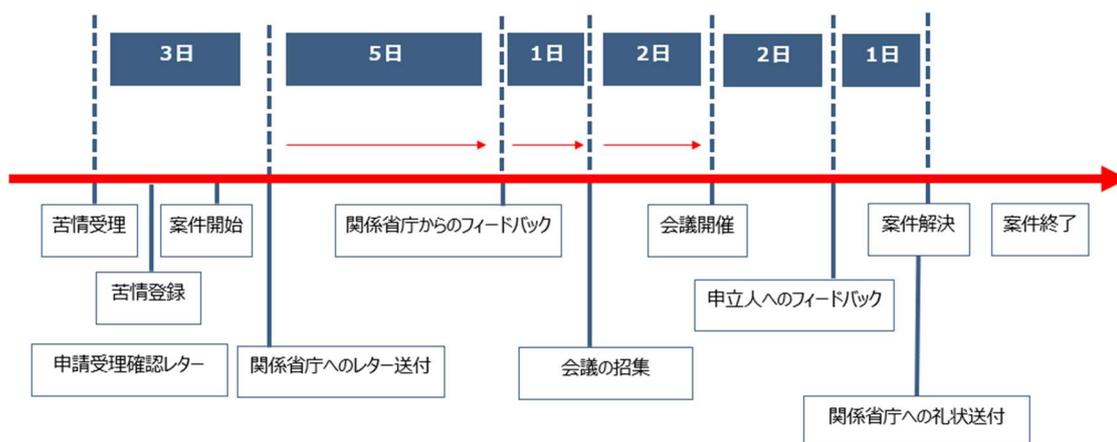


図 3-5 苦情処理フロー

出所) Public Complaints Bureau 提供資料をもとに三菱総合研究所作成。

2) 活動実績

a. 取扱件数

2019 年度の相談件数は全部で 12,397 件あり、そのうち PCB が受理した苦情件数は 8,992 件であった。上記 8,992 件のうち 4,939 件は中央省庁に関するものであり、残り 4,053 件は州政府に関するものであった。

表 3-3 2019 年度における PCB が受理した苦情の種類及びその割合

苦情の種類	割合
公務員による法律・規則の適用懈怠	22.1%
行政の対応がニーズに合わないことへの不満	20.9%
定められた手順の不遵守	14.6%
電話・窓口の対応を含む行政サービスへの不満	14.3%
公共施設の不整備	13.4%
行政の不正な行為に関する苦情	4.5%
その他	10.2%

出所) Public Complaints Bureau 提供資料をもとに三菱総合研究所作成。

b. 事例

PCB への申立ての典型事例としては、以下の類型がある¹⁹⁶。

¹⁹⁶ Official Portal of Public Complaints Bureau (<http://www.pcb.gov.my/en/complaint-info/about-complaint/type-of-complaint>, 2020 年 2 月 26 日最終閲覧)。

表 3-4 PCB 申立て事例

類型	典型的な苦情例
1. 行政手続きの遅延・不履行 (Delays/No Action)	<ul style="list-style-type: none"> ・国家登録局 (NRD) が申請から 2 カ月以内に発行すべき MyKAD (身分証) の発行をせず、遅延に関するフィードバックもない。 ・入国管理局から労働許可申請と紛失したパスポートの再発行に関するフィードバックがない。
2. 行政の不公正な行為 (Unfair Action)	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産売買を扱う州当局 (Land Office) から土地の売買に関する申請の状況についてフィードバックをしない。 ・労働災害の補償を目的とした社会保障制度である社会保障機構 (SOCSSO) が賠償金を支払わない。 ・公共サービス局及びマレーシア高等教育財団 (PTPTN) が奨学金申請や教育ローンの申請について回答しない。
3. 公共施設の不整備 (Lack of Public Amenities)	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署、消防署、学校、礼拝所、市場、給水場、ごみ箱、電話サービス、電気供給、公共バス、信号、街燈、公園等の不整備に関する苦情。
4. 政策・法律の実施における不備 (Inadequacies of Policy Implementation And Law)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地に関する規則や州当局の定める手続きに反するにもかかわらず、不公平な判断又は行動を行った。 ・新規の開発者の申請を受理する一方で、特定の土地開発に過去 15 年携わっている実績がある事業者からの申請を退けた。
5. 権限濫用 (Abuses of Power)	<ul style="list-style-type: none"> ・省庁の長、その他公務員が権限を濫用し、申請承認の対価として賄賂を受けとった。 ・自治体政府、市の職員等が建設許可申請の承認の対価として賄賂を受けとった。 ・警察官が加害者やその家族から賄賂を受け取り、召喚の取り消し措置を行った。
6. 公務員の不適切な態度 (Misconduct of Civil Servants)	<ul style="list-style-type: none"> ・公務中や電話・対面による応対における公務員の態度が乱暴である。公務員が理由なく遅刻・早退・欠勤し、営業時間中不在にしている。 ・省庁のフロントデスクの応対者の態度が悪く、傲慢で非友好的である。
7. 定められた手順の不遵守 (Failure to Adhere to Set Procedures)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体政府、マレーシア王立警察、商業車両免許登録局、環境局、道路交通局、その他の省庁の公務員の不真面目な職務遂行。(例：許可なき行商人や無許可で土地開発を行う事業者の取締りの懈怠、メーターを利用しないタクシー運転手の取締り懈怠、環境省による廃棄物の不

類型	典型的な苦情例
	法投棄の取締り懈怠等)
8. サービスの質への不服 (Unsatisfactory Quality of Service Provided)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校校舎が破損したままになっているなど、建造物の適切な維持管理ができていない。 ・礼拝所が清潔に保たれていない。 ・自治体当局が橋梁の安全、排水溝のつまりの解消、街灯の管理、廃棄物収集等を適切に行わない。 ・医師による不注意な施術により恒久的な障害や死亡のリスクに晒された。
9. 法律・規則の適用懈怠 (Failure to Enforce Regulations/Laws)	<ul style="list-style-type: none"> ・警察が公道での違法レースや薬物使用を見過ごしている。 ・住宅地における窃盗やひったくりの予防に対して必要な行動をとらない。

出所) Public Complaints Bureau ウェブサイト情報をもとに三菱総合研究所作成。

PCB による具体的な解決事例としては以下の事案が公表されている。

マレーシアのシャー・アラムの街において、街灯の配電ボックスから配線が盗まれる等の破壊行為が行われているとの苦情が PCB に申請された。これに対して PCB は街灯の支柱に追加の部品を取り付ける必要性を確認し、地方自治体の道路照明計画の承認要件に本件を加えるよう報告した¹⁹⁷。

3.2.2 マレーシアのオンブズマン制度からの示唆

マレーシアで現在オンブズマン機能を担っているのは総理府苦情処理局 (PCB) であるが、2019 年 11 月 1 日に後継の機関として Ombudsman Malaysia の設立が閣議決定され、現在準備が進められている。2020 年 3 月のムヒディン新首相就任後、本来オンブズマン法案が提出される予定であった。2020 年 3 月の国会が延期されたため、見通しがやや不透明になったところもあるが、予定通り法案が可決されれば、近い将来 Ombudsman Malaysia が PCB の後継機関として活動を開始する。

Ombudsman Malaysia の詳細はまだ明らかではないが、総理府及び他の政府機関から独立させることで、より自由な裁量による適切且つ効率的な苦情処理を実現するという目的が設立の背景にある。現状のように政治が流動的な状況の中で行政サービスの水準を維持していくという観点からもオンブズマン機関の独立性を強化することは有効であると考えられる。このように行政府に対するチェック・アンド・バランスが適切に働くよう大きな改革が進められている一方で、現行の PCB も国民の利用上の便宜に配慮した取り組みを幅広く行っている。たとえば、申立て方法においても電話、郵便、Eメールだけでなく、モバイルアプリの開発、オンライン・ポータル、SNS の利用など最新ツールを活用するほか、国内各地における出張相談所 (Mobile Complaints Counter) や総合出張苦情相談所 (Integrated Mobile

¹⁹⁷KES ADUAN: KEROSAKAN LAMPU JALAN DI ALAM IMPIAN, SHAH ALAM
(<http://www.pcb.gov.my/penyelesaian/Penyelesaian%20Kes%20Kerosakan%20Lampu%20Jalan%20di%20Alam%20Impian%20Shah%20Alam.pdf>, 2020 年 2 月 26 日最終閲覧)。

Complaints Counter) 開設等アウトリーチ活動に注力することで地方や遠隔地における隠れた苦情やニーズを把握する等、きめ細かい対応を展開している。このような PCB への相談や苦情申立ては、自国民のみならず外国人や外国企業も可能である。又、PCB では制度のさらなる改善を目指し、他国の制度研究を行っている他、国際 NGO、弁護士会、消費者団体等の第三者とのエンゲージメントにも注力している¹⁹⁸。PCB は第三者の視点を取り込み質の高い行政を実現することで、国民からの信頼を獲得するだけでなく、国としての競争力強化につなげることをミッションとして強く意識している。

¹⁹⁸ PCB インタビュー（2020年2月5日）。

4. ベトナムの行政改革

本章では、ベトナムの行政改革の計画について、2011～2020年の全体計画を軸として概説する。次に、行政改革のための取組が展開されてきた成果を論じる。さらに、それらの成果を踏まえ、同国の行政改革の当面の優先課題や今後への示唆をまとめる。

4.1 ベトナムの行政改革の現状

4.1.1 行政改革の沿革

ベトナムは、1986年に「ドイモイ（刷新）」政策を採用した。また、1988年に外国投資法を制定し、外資の導入に取り組み始めた。その結果、ベトナムは著しい経済成長を達成してきた。しかし、市場経済へ移行後、ドイモイ以前の社会主義統制経済に基づく国家システムは、同国の発展の足かせになってしまい、市場経済のさらなる活性化のためには、行政を含む新たな国家システムが必要になった。1990年代に入り、合理的で効率的な近代的行政の形成や、計画経済から社会主義志向市場経済への移行に見合った行政改革、共産党一党支配のもとでの法治国家形成、国家機構の体質改善といった目的から、ベトナムでの行政改革が始まった。党大会文書において行政改革という文言が初めて明記されたのは、1991年の第7回党大会である。同大会で採択された「2000年までの経済社会安定発展戦略」においては、国家機構の改革に関する政策の項のなかで、「改革の重点は行政システムであり、その主たる内容は中央から基礎レベルまで、十分な権力、能力、効力を有する法執行、国家行政管理システムを構築することである」と述べられている。但し、1990年代の行政改革は、基本的な制度整備と部分的な改革の実施ないし試行の段階にあった。

2000年代に入り、外国投資が本格化してきた中で、「外国企業が許認可を得るのに長い時間がかかる」、「意思決定のルールが明確でない」、「ベトナムでは汚職が当たり前となっている」等、ベトナムへ投資する外国企業からの批判が高まったこと等を受けて、行政改革の動きが一段、加速してきた。2001年の第9回党大会で採択された「2001～2010年経済・社会発展戦略」では、「行政改革の推進、清潔で堅固な国家機構の構築」という見出しの下で、①制度の刷新、②国家機構組織の健全化、合理化、③幹部・公務員の道徳的資質、能力の向上、④汚職、官僚主義の抑制の4分野における改革の方向性が具体的に示された。同時に、行政改革が発展戦略全体の3つの突破口のひとつと位置づけられた。これを受けて、同年、政府は「2001～2010年の行政改革マスタープラン」（第1次行改MP）を首相決定という形で公布した¹⁹⁹。

さらに、2010年代になると、上述の行政改革マスタープランの「2011～2020年の行政改革マスタープラン」（以下、「第2次行革MP」とも書く）が2011年に公布された。

¹⁹⁹ 石塚二葉「ベトナムの行政改革の現状と課題—一人は礎—」『転換期のベトナム：第11回党大会、工業国への新たな選択』（日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所）2012年

（https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/invest_vie_env01.pdf, 2020年2月27日最終閲覧）。

4.1.2 第2次行革 MP の概要

ベトナム政府は、2011年1月に開催された第11回共産党大会で国家の指針を示す党文書「社会経済開発10カ年戦略（2011年～2020年）」を承認した。その中で、行政改革について以下の記述があった。

- 経済成長の目標を達成する戦略のひとつに、「社会主義を指向する市場経済の制度を完成し、その中で平等な競争環境づくり及び行政改革を中心とする」と掲げている。
- 国家の管理効率の向上の取組として、「国家機構の完全化及び大規模の行政改革」が掲げられる。その内容は、
「明瞭で強固な国家行政システムの構築に集中し、統一的で効果的に管理する。体制、組織、幹部、公務員に関して2011～2020年までの行政改革事業を計画し、実施を指導すること並びに国家行政の近代化は、飛躍時期における戦略的な課題である。政府組織の健全化を引続き行い、特に、計画の質、体制の構築、国際統合を背景とした市場経済に関する予測能力と政策対応の能力などマクロ的管理の効果を向上させる。組織モデル及び地方政府の活動を評価し、機能、責任、権限、効果を基準に最適な組織づくりを保障する。郡、区、町では人民評議会をつくらない。」（略）

上記を受け、政府が「2011～2020年の行政改革マスタープラン」（2011年11月8日公布）を策定し、次の6つの分野に基づいて進められている。特に、以下の②、③及び④（下線の分野）が重点課題とされている。

- ① 制度改革
- ② 行政組織改革
- ③ 行政手続き改革
- ④ 公務員改革
- ⑤ 財政改革
- ⑥ 行政の近代化

上述6つの分野における行政改革の目的を下表に示す。

表 4-1 2011～2020年の行政改革マスタープラン 目的

分野	目的
制度改革	● 合法性、一貫性及び実現可能性を確保するために立法業務を更新・質の改善。特に、法、条例、法令、決定及び地方行政の法律文書の策定・公布するプロセスが焦点 等
行政組織改革	● 行政のすべての分野、特に国民や企業に関連する分野の行政手続きの簡素化、品質の向上 等
行政手続き改革	● 省庁、政府付属機関、すべてのレベルの人民委員会、県レベル及び地区レベルの人民委員会の専門機関、中央及び地方レベルの行政機関の傘下組織（国営の非事業単位を含む）などの既存の役職、機能、タスク、権限、組織構造及び給与を包括的に見直す ● それに基づき、権限の重複等の課題を克服するため、機能、業務内容、権限を調整し、組織を再編

分野	目的
	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政機関が担うべきでない、又は非効率な業務を民営化、非政府組織に移転 等

出所) 政府 30 号議決 2011～2020 年の行政改革マスタープラン (2011 年 11 月 8 日発布) をもとに三菱総合研究所作成。

本マスタープランを実施するにあたって、下表のとおり、各機関が役割分担して進めている。

表 4-2 2011～2020 年の行政改革マスタープラン 各機関の役割

組織	役割
内務省	<ul style="list-style-type: none"> ● 取り纏め組織としてプログラムを実装 ● 組織の行政部門の改革、公務員の給与及び待遇にかかる制度、政策の改革 等
司法省	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部組織の改革タスクの管理及び統括 ● 法規範文書の構築及び公布プロセスの刷新を統括
政府官房	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政改革プロセスの指導的役割の確保 ● 行政改革にかかる費用の算出方法及び導入方法の確立 等
財務省	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央省庁、地方組織の行政改革予算を内務省と連携し、管理・統括、等
計画投資省	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府官房、内務省及び司法省との連携を強化し、2011～2020 年の間におけるマクロ経済の改革を管理・統括
情報通信省	<ul style="list-style-type: none"> ● プログラム対象の政府機構における IT 関連業務を統括 等
保健省、教育訓練省等	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連プロジェクトの実施

出所) 政府 30 号議決 2011～2020 年の行政改革マスタープラン (2011 年 11 月 8 日発布) をもとに三菱総合研究所作成。

その実現に向けて、下表のとおり、全国規模の行政改革に関する各プロジェクト案が公表された。

表 4-3 2011～2020 年の行政改革マスタープラン 各プロジェクト案

No.	プロジェクト名称	実施主体
1	行政改革とマクロ経済のマネージメントにおける連携の強化 2011～2020 年	計画投資省
2	行政改革の評価基準とフォローアップの開発基準	内務省
3	公務員の訓練戦略	内務省
4	公務員の育成戦略	内務省
5	公務員の給与及び待遇にかかる制度、政策の改革	国家給与政策改革委員会
6	2011～2015 年の地区人民委員会におけるワンストップシ	内務省

No.	プロジェクト名称	実施主体
	ヨップの実施のサポート	
7	公務員の責任感及び道德の向上	内務省
8	2011～2015年の行政改革に関する情報発信計画の策定	内務省
9	公務員のデータベース作成	内務省
10	管理手続きの開発評価ツール及び管理手続き費用の方法	政府官房
11	政府機構への国民の評価システムの確立	内務省
12	公立医療機構への国民の評価システムの確立	保健省
13	公立教育施設への国民の評価システムの確立	教育訓練
14	政府ウェブサイトの刷新	政府官房
15	社会主義志向の市場経済における国家管理に関する法制度の役割の特定	司法省
16	公務員のプロフェッショナル意識の改善	政府官房

出所) 政府 30 号議決 2011～2020 年の行政改革マスタープラン (2011 年 11 月 8 日発布) をもとに三菱総合研究所作成。

本行政改革マスタープランは、第 1 段階 (2011～2015 年) と第 2 段階 (2016～2020 年) に分けて、それぞれの目標を定めている。

表 4-4 2011～2020 年の行政改革マスタープラン 第 1 段階 (2011～2015) の実施計画

分野	目標
制度改革	● 政府、各省庁、省庁と同格の機関、政府直属機関及び各級地方政権の間の職務の重複の漸進的解消
	● 法的文書の策定と公布のプロセスの根本的改革
	● 社会主義指向の市場経済メカニズムに適合するように、所有権、土地及び国営企業に関する制度を策定し、公布
行政手続き改革	● 市民と組織に関連する管理手順を、簡潔さと簡素化に向けて改革
	● 2013 年までにすべての地方の行政機関にワンストップショップ及び機関間のワンストップショップメカニズムを実装。行政機関のサービスにおいて 60%以上の国民の満足度を確保
	● 公共サービスの品質を段階的に向上させ、2015 年までに教育及び保健セクターの公共非事業部門が提供するサービスに対する国民の満足度を確保
公務改革	● 行政機関の 50%で、役職に基づいて公務員を配置する。三角州及び都市部のコミュニケーションレベルの公務員の 80%以上、及び山地及び少数民族の地域の 60%以上が役職に設定された基準を達成
	● 公務員の給与制度をさらに更新。共通の最低給与レベルを調整するためのリソースを集中し、優先順位を付ける。各セクターの特定の給与メカニズムを開発及び及び公表・透明化

分野	目標
行政の近代化	● 行政機関間で交換される公式文書の 60%は電子形式。地区以上のレベルの州の行政機関の 100%には、必要に応じて十分な情報を備えたウェブポータル又はウェブサイトへ掲載
	● 省庁、政府付属機関、地方レベルの人民委員会のウェブサイトとウェブポータルは、政府ウェブポータルに接続され、インターネット上で政府の完全な電子管理情報ネットワークを形成

出所) 政府 30 号議決 2011~2020 年の行政改革マスタープラン (2011 年 11 月 8 日発布) をもとに三菱総合研究所作成。

表 4-5 2011~2020 年の行政改革マスタープラン 第 2 段階 (2016~2020) の実施計画

分野	目標
制度改革	● 社会主義志向の市場経済の制度を完成
	● 中央から草の根レベルまでの行政機関を効果的・効率的に行えるよう改善
行政手続き改革	● 行政手続を根本的に改革し、行政手続に対する国民と企業の満足度を 2020 年までに 80%以上へ改善
	● 公務員の給与制度を根本的に改革。新しい給与水準と手当を実装。2020 年までに、この決議の条項 3、条項 4、ポイント h で記載された項目を達成
	● 2020 年までに、教育及び健康部門の公的非事業部門が提供するサービスに対する国民の満足度 80%を達成。行政機関のサービスに対する国民と企業の満足度は、2020 年までに 80%以上へ改善
公務員改革	● 2020 年までに、公務員の数と構成が合理的であり、国民と国家発展に奉仕するための十分な資格と能力を保有し、公務を遂行
行政の近代化	● 2020 年までに、行政機関の業務における情報通信技術の適用は、この決議の第 3 条第 6 項 a で設定された目標を達成

出所) 政府 30 号議決 2011~2020 年の行政改革マスタープラン (2011 年 11 月 8 日発布) をもとに三菱総合研究所作成。

4.1.3 各分野における主要な成果

第 2 次行革 MP の総括は、現在、内務省主導の下で進められている。2020 年 6 月までに、各省庁・各地方から内務省に 2016~2020 年の行政改革の実施状況を報告し、それを受けて同省が総括を行う予定となっている。

以下では、主として「第 2 次行改 MP の 2019 年の実施の総括及び 2020 の行革方針、任務に関する報告書」、「第 2 次行改 MP 第 1 段階 (2011~2015 年) の実施の総括及び第 2 段

階（2016～2020年）の行革方針、任務に関する報告書²⁰⁰」及び及び調査団が2020年2月に行ったインタビュー調査を基に、第2次行革MPの成果を行政改革の個別分野ごとに整理していく。

総じていえば、いずれの分野においても、行政改革の進捗が確認された。しかし、後述する通り、制度改革や行政手続き改革等について、外国企業等からまだ改善要望が寄せられている状況の中、さらなる改革が必要であると考えられる。また、行政手続き改革は、中央官庁レベルでの組織統合等も検討されているなど、改革の余地があるといえよう。加えて、現地調査では、公務員の能力向上が重要であることや、国営企業の民営化が計画通りに進んでいないといった指摘があったことを踏まえると、公務員改革と財政改革の分野においても、今後一段、アクセルを入れていく必要があると考えられる。

(1) 制度改革

（内務省報告書の記載）

- 2019年に各省庁が発布した文書数が989件で（前年比116件減）、各地方政府が発布した文書の件数が省レベルで3,556件、県レベルで1,074件（前年比約34%減）、市レベルで3,524件（前年比57%減）

(2) 行政組織改革

（内務省報告書の記載）

- 財務省は、省レベルの税務局で63の室、193の税務支局、県レベルの1,792税務支局等、省レベルの12の税関局の下にある12の税関支局を削減した
- 運輸省は、32以上の室レベルの組織を削減した
- カオバン省は95の行政窓口を削減し、それによって144の幹部の職務を減らした。さらに、158の公共の非ビジネスユニット、それにより474の主要な職務を削減した

（現地調査、関連記事等）

- 省庁再編等により中央行政機関の数が減少し、それにともない地方行政組織も簡素化された。中央レベルの行政機関は、省庁、省庁と同格の機関、その他の政府機関を含めて、2001年には48機関であったが、2010年には省庁が22（省庁と同格の4機関を含む）、その他の8政府機関、合計30機関に減少した²⁰¹

²⁰⁰ ベトナム内務省「第2次行革MP第1段階（2011～2015年）の実施の総括及び第2段階（2016～2020年）の行革方針、任務に関する報告書」

（[https://www.moha.gov.vn/DATA/DOCUMENT/2016/08/Tai%20lieu%20SK%20CCHC/Bao%20cao%20SK%20CCHC%20\(in%202%20mat\)%20resize.pdf](https://www.moha.gov.vn/DATA/DOCUMENT/2016/08/Tai%20lieu%20SK%20CCHC/Bao%20cao%20SK%20CCHC%20(in%202%20mat)%20resize.pdf)、2020年3月4日最終閲覧）。

²⁰¹ 石塚二葉「ベトナムの行政改革の現状と課題—一人は礎—」『転換期のベトナム：第11回党大会、工業国への新たな選択』（日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所）2012年

（https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/invest_vie_env01.pdf、2020年2月27日最終閲覧）。

- さらに、現行の 22 省庁のうち、財務省と計画投資省、運輸省と建設省を統合し、省庁数を 20 省庁に減らす提案が述べられた²⁰²

(3) 行政手続き改革

(内務省報告書の記載)

- 財務省は、49 の行政手続きを廃止し、23 の行政手続きを修正及び補足し、38 の新規行政手続きを発行した
- 計画投資省は、108 の行政手続きを削減・簡素化した
- 農業農村開発省は、251 のビジネス条件を廃止・簡素化した
- 5 つの省庁が行政手続き受理・処理のためのワンストップショップを設立した。63 市省中、55 が市省レベルの行政サービスセンターを設置した

(現地調査、関連記事等)

(ハノイ法科大学への取材結果)

- ライセンス関係、特に海外直接投資 (FDI) に係るライセンス手続の改革で成果が出始めている。より多くの FDI を呼び込むため、ベトナム共産党の基本戦略に基づいて手続きの簡素化を進めている。この 10 年で手続き改革が顕著に進んだ
- 手続きの詳細化、明確化が進められた。外国企業については、投資許認可等の条件は、会社法及び投資法並びに政令によって規定されている。これまで、多くの日系企業は法律事務所の助けを借りて手続を進めていたが、明確性、透明性が高まったため、弁護士等の専門家に相談しなくても条件を知ることができるようになったとのことであった。例えば、施設建設にあたっての環境影響評価 (EIA)、防火計画等基礎的な事項については、詳細な基準が政令で定められることとなった等の各機関の所管の明確化、整理が進められた。具体的には、ライセンス権限が、中央政府又は地方政府のどちらにあるのか、所管を明確化した。また、地方政府、省のレベルではライセンス手続のワンストップ・サービス化を進めている

(計画投資省 外国投資庁への取材結果)

- 2014 年の投資法第 38 条発効後、投資許認可の発行権限が中央政府から各地方の行政機関へ権限が委譲された。それに伴い、申請期間の短縮化や申請書類の簡素化が図られた。これからも、そういった分権化をさらに進めていく方針である。首相の承認が必要な案件もさらに削減する方向で検討している。投資できない分野も減らしている。これからももっと減らしていく
- 条件付きで投資できない分野を各省庁が定めることは通達で以前可能だったが、現在はその制度を廃止した。製造業は、環境保護条件を満たせば外国企業に 100%オープン

²⁰² 「省庁の統合、副首相数の削減に関するする提案」 (VnExpress) 2020 年 2 月 20 日

(<https://vnexpress.net/thoi-su/de-xuat-hop-nhat-bo-giam-pho-thu-tuong-4057607.html>、2020 年 3 月 3 日最終閲覧)。

になった。サービス業は、国際条約に準拠していれば、許認可も問題なく発行が可能となった

(4) 公務員改革

(内務省報告書の記載)

- 2020年の公務員採用枠を253,517人に決定（首相承認済、2015年比8.68%減）
- 2015年5月26日発布の政治局議決202号を基に管理職の新方式による採用試験を、9の中央官庁中、17の地方政府が試行

(5) 財政改革

(内務省報告書の記載)

- 2019年11月末までに、9の国営企業の民営化計画が所轄官庁によって承認された。民営化対象の128の国営企業のうち、民営化を図った企業の割合が累計ベースで28.12%
- 首相決定1232号/QD-TTg5に基づいて公布されたリストにあった13の国営企業が保有株を売却し、1,839兆ドンを獲得。2017年から2019年まで、国有の保有株を売却した企業は92社で、合計8兆9,964億ドンを獲得

(6) 行政の近代化

(内務省報告書の記載)

- 2019年12月9日、政府は公式に全国公共サービスポータルを開設しており、ここに8つの公共サービスが統合された。書類処理の電子化によって節約された金額は、約4兆2,220億ドンと推定。

4.2 ベトナムの行政改革からの示唆

これまで展開してきた行政改革の取組が上述のように成果を上げつつある。このことは、海外からのベトナムに対する各種評価にも反映されている。例えば、世界経済フォーラム（WEF）が発表した2019年版の「世界競争力報告」によると、ベトナムは前年の77位から10位上がり、141か国と地域の中で67位に位置される²⁰³。特に、体制（Institution）の指標に関して、同国の点数が49.8点で89位、前年の49.5点、94位に比較して5位上がった。体制の中の指標をさらに分解してみると、政府規制の負担（Burden of government regulation）は、2019年で79位、前年比17位向上、紛争解決のための法的枠組みの有効性

²⁰³ WEF「2019年版の『世界競争力報告』」

(http://www3.weforum.org/docs/WEF_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf、2020年3月4日最終閲覧)。

(Efficiency of legal framework in settling disputes) は、2019 年で 76 位、前年比 12 位向上と
いった体制面での改善がみられた。

また、日本貿易振興機構 (JETRO) が、各国の投資環境を調べるため、各国に進出している
日系企業に対して、投資環境上のリスクなどについて行ったアンケート調査でも同様な
改善が確認された。直近の調査結果によると、ベトナムでは、法制度、税制・税務手続き、
行政手続き関連のリスクは改善傾向にある。

具体的には、「法制度の未整備・不透明な運用」をリスクとして回答した企業の割合が、
2015 年の 63.3%から、4 年間で 42.6%に下がった。「税制・税務手続きの煩雑さ」も同期間
に、53.9%から 33.4%、「行政手続きの煩雑さ (許認可など)」が 61.1%から 32.9%に低下
した²⁰⁴。

一方、行政改革の実施にあたっては課題が残っている。まず、行政改革 MP の内容は、一
般的で詳細に欠けており、かつ目標が定性的なものが多い²⁰⁵。内務省が 2019 年にまとめた
「第 2 次行改 MP の 2019 年の実施の総括及び 2020 の行革方針、任務に関する報告書」で
も、法律の細則の策定の遅延が長年続いていることを問題として挙げられている。さらに、
特に投資、建設、土地に関する法律の間で、内容の重複あるいは矛盾するケースもあり、運
用面で様々な問題が発生している²⁰⁶。ベトナム商工会議所に対してインタビューを行った
際にも、土地に関する税務、用途などで法令の解釈の違いなどにより行政訴訟に発展するケ
ースが多いとの指摘があった。

JETRO が行った上述したアンケート調査でも、調査対象国 (ASEAN、南西アジア、オセ
アニア 15 か国) の中で、「行政手続きの煩雑さ (許認可など)」をリスクとして回答した
企業の割合が高い順で、ベトナムが 9 位、「税制・税務手続きの煩雑さ」が 9 位、「法制度
の未整備・不透明な運用」が 6 位と、比較的評価が良い結果となったが、上位の国々に比
べれば、まだまだ改善の余地がある。実際、日系企業からの意見として、ベトナム政府の不
透明な政策や手続きに対する改善要望が依然として寄せられている。また、インセンティブ
撤回、電力不足への懸念の声も増加した。例えば、インセンティブ撤回については、経済特
区における個人所得税の優遇が一時的に撤回されたとのケースがあった。許認可など各種
手続きの煩雑さについて、申請や書類が多すぎることや、根拠が不明で急な変更や追加を要
求されること、法令の解釈や手続き方法が地域や窓口の担当者によって異なること、手続き
を進めるために非公式手数料や賄賂を要求されることなどが指摘された。

また、ベトナムの投資環境の改善を目的として、在ベトナム各国商工会とベトナム政府と
の対話会合としてベトナム・ビジネス・フォーラム (Vietnam Business Forum : VBF) が 1997
年に設立されており、年に 2 回開催されている。同会合は、共同議長の形式を採っており、
ベトナム側の議長は同国首相が務め、外国側の議長は、日本、韓国、米国及び欧州連合の在
ベトナム商工会が輪番制で務めている。同会合で取り上げられる協議のテーマは様々であ
るが、やはり法令や行政手続き等に関する内容が含まれている。例えば、2019 年 6 月に開
催された会合では、ベトナム日本商工会 (JCCI) が提起した 4 つの問題点の一つとして、

²⁰⁴ JETRO ハノイ事務所が提供した資料。

²⁰⁵ Ngo Thanh Can 「Public administration reform in Vietnam: Current situations and solutions」 2013 年
(<http://scholarly-journals.com/sjba/archive/2013/Nov/pdf/Can.pdf>、2020 年 3 月 4 日最終閲覧)。

²⁰⁶ Ngo Thanh Can 「Public administration reform in Vietnam: Current situations and solutions」 2013 年
(<http://scholarly-journals.com/sjba/archive/2013/Nov/pdf/Can.pdf>、2020 年 3 月 4 日最終閲覧)。

「法律予見可能性」が指摘されている。短期的・急な法規制変更や、設定されている法規制が合理的な解釈・期待通り運用されていないと、安定した事業経営を行うことができず、間接部門の費用が増加し、産業の育成が困難になることを指摘したうえで、投資家を保護し、更なる投資を促すために、適切な移行期間の設定などの十分な配慮をベトナム政府に呼び掛けている。過去を遡ってみても、例えば、2017年のVBF設立20周年、日本商工会が初めて共同議長を務めた際にも、「行政手続改革の重要性」を取り上げ、「首相直属の強力かつ一元的な苦情処理メカニズムの構築」や、「法令適用に係る事前確認手続の充実」等をベトナム政府に対して提案を行った²⁰⁷。また、日本の他、他国の商工会からも、行政手続き関連について幾つかの提案が寄せられた。例えば、韓国商工会（KoCham）は、投資許認可の条件変更について、中央政府での決定と地方政府での実務レベルの応用の間に大きな時差が発生している点を指摘していた（2019年VBF会合²⁰⁸）。また、米国商工会（AmCham）は、ベトナムの税制の安定性及び予見可能性の改善（2018年VBF会合²⁰⁹）、サイバーセキュリティ法案、製薬法の実施に関する通達、外国人労働者の社会保険の義務化の提案等について、国際法との整合性の担保（2017年VBF会合²¹⁰）を要請していた。

さらに、社会主義志向の市場経済化にベトナムの公務員の能力が追いついていない点が現地インタビュー調査や文献調査から明らかになった。ベトナムは、1998年より公務員法が公布されており、これを基に公務員の養成に取り組んできた。また、同国の「社会経済開発5ヵ年戦略（2011年～2015年）」では、重要課題の一つとして公務員制度改革が掲げられている。公務員の教育・研修枠組の改善、及び執行能力強化といった人材育成に関する取組が言及されている。また、2011年には首相決定「人材育成戦略（2011～2020年）」が制定されたが、目標の一つとして専門性の高い公務員の育成が設定されている²¹¹。しかし、ハノイ司法大学への取材等では、公務員のモチベーションの低さや、業績の評価方法の未確立などの課題がまだまだ残っていることが明らかになった²¹²。

最後に、ベトナムは自国で閉じて行政改革を進めるようなやり方は採っておらず、我が国を含む様々なドナーと協力し、行政改革やガバナンスに関する調査研究、研修事業等を実施・参加している。下表には代表的な事例をまとめている。ベトナム政府は、前述したようなビジネスフォーラム等を通じて外国企業や企業団体等の声に耳を傾けるのみならず、行政改革分野におけるドナーの支援による活動の成果を、政策に反映しようとする姿勢が複数の関係者への取材で分かった。中では、国連開発計画（UNDP）の支援による行政改革の

²⁰⁷ ホーチミン日本商工会議所（JCCH）のウェブサイト（<https://jcchvn.org/jp/index.php>、2020年3月6日最終閲覧）。

²⁰⁸ Vietnam Business Forum「Book Annual 2019」（<https://vbf.org.vn/2020/01/20/book-midterm-2019-eng-2/>、2020年3月6日最終閲覧）。

²⁰⁹ 「Book Annual 2018-SPEECH OF AMERICAN CHAMBER OF COMMERCE IN VIETNAM AT THE ANNUAL VIETNAM BUSINESS FORUM 2018」（<https://vbf.org.vn/wp-content/uploads/2019/01/1.3.-AmCham-Speech-ENG.pdf>、2020年3月6日最終閲覧）。

²¹⁰ 「Book Annual 2018-SPEECH OF AMERICAN CHAMBER OF COMMERCE IN VIETNAM AT THE ANNUAL VIETNAM BUSINESS FORUM 2018」（<https://vbf.org.vn/wp-content/uploads/2019/01/1.3.-AmCham-Speech-ENG.pdf>、2020年3月6日最終閲覧）。

²¹¹ JICA「事業事前評価表 国家行政学院（NAPA）研修指導者人材育成プロジェクト」

²¹² 三菱総合研究所が一昨年度に作成した「平成29年度調査」でも、ベトナムの公務員改革について、「行政実務を担うベトナム現地の公務員人材登用システムの改善」や、「中央政府・地方政府間での人材の能力格差の是正に向けた制度的対応」の必要性について言及した。

調査・評価や、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）が2005年より継続的に支援して行っていた各省・都市競争力指数に関する調査などが目立っている。我が国としても、国際協力機構（JICA）によるベトナムの公務員能力向上のための研修事業等で同国の行政改革に貢献してきた。

表 4-6 行政改革、ガバナンスに関するドナーの支援

No.	ドナー	支援	期間
1	JICA	技術協力プロジェクト「行政改革のための公務員能力向上計画」	2004～2006
2	ADB	Governance Assessment with Focus on PAR and Anti-corruption	2005
3	USAID	The Vietnam Provincial Competitiveness Index	2005～現在
4	WB	Vietnam Development Report 2007 - Vietnam: Aiming High, Chapter 20	2006
5	UNDP	Reforming Public Administration in Viet Nam: Current Situation and Recommendations	2009
6	WB	Vietnam Development Report 2010 - Modern Institutions	2009
7	UNDP	Institutional Reform for Public Administration in Contemporary Viet Nam	2009
8	UNDP	VietnamNet Online Survey “Consulting Citizens’ Experiences in Dealing with Public Administration System and of Their Recommendations for Public Administration Reform”	2010
9	UNDP	Independent Review Report on the Implementation of the PAR Master Plan 2001-2010	2010
10	UNDP	The Viet Nam Provincial Governance and Public Administration Performance Index (PAP) 2010	2011

出所) 各種情報をもとに三菱総合研究所作成。

5. 日本企業の事業展開をめぐる問題分析（マレーシアについて）

5.1 マレーシアに進出する日本企業の実態に関する調査概要

2020年3月現在、マハティール前首相の辞任表明による政変の最中にあるが、外資規制が少なく、英語が通じるマレーシアは東南アジアにおいても外国企業が活動しやすい国であり、今後も製造・非製造共に日本企業の進出が進むことが見込まれる²¹³。特に第11次マレーシア計画（2016～2020年）における国家重点経済領域（NKEAs）の一つであるヘルスケア分野やマレーシアが目指す循環型社会構築のための環境（廃棄物処理）分野は日本企業にとっても好機が広がる事業領域である。一方で、これら分野は許認可取得等の行政手続きが複雑であり企業側にとっての負担も大きい。そこで本調査では医療・介護分野及び環境（廃棄物処理）分野について行政手続きの概観を整理し、法規の整備状況と課題を把握するため、文献調査及び現地調査を実施した。

現地調査は2020年2月3日から2月6日にかけてマレーシア（クアラルンプール及びプトラジャヤ）で実施した。医療・介護分野についてはマレーシア保健省と女性家族地域開発省、環境（廃棄物処理）分野についてはマレーシア環境局へインタビューを行い、概観と課題に関する調査を実施した。行政不服申立てに関する制度については、マレーシアの総理府苦情処理局との意見交換会で概観を把握した。日本企業が直面する行政手続き上の課題については、医療・介護分野及び環境（廃棄物処理）分野でマレーシアに進出又は進出を検討している日本企業に対して現地・国内においてインタビューを行った。さらに環境分野では現地企業にも行政手続き上の課題についてのインタビューを実施した。

5.1.1 調査目的

医療・介護及び環境（廃棄物）分野における行政手続きの概観を整理し、関連法規の整備状況と課題を把握することを目的として文献調査及び現地インタビュー調査を実施した。

5.1.2 調査先・実施日

意見交換会・インタビューの実施先及び実施日時は以下のとおりである：

- 日本貿易振興機構（JETRO）（2019年12月24日）
- 環境（廃棄物）分野 A 社（2020年1月10日）
- 環境（廃棄物）分野 B 社（2020年1月20日）
- 医療分野 C 社（2020年1月22日）
- 環境（廃棄物）分野 D 社（2020年2月3日）
- 環境（廃棄物）分野 E 社（2020年2月3日）
- 環境（廃棄物）分野 F 社（2020年2月4日）（現地企業）
- 総理府苦情処理局（2020年2月5日）
- マレーシア環境局（2020年2月5日）
- マレーシア投資開発庁（2020年2月6日）
- マレーシア女性家族地域開発省（2020年2月6日）

²¹³ 日本貿易振興機構（JETRO）2018年10月の調べで1,376社の日系企業が進出している。

- 医療分野 G 社（2020 年 2 月 6 日）
- マレーシア保健省（2020 年 3 月 5 日）

5.1.3 調査のアジェンダ及びインタビュー項目

(1) 医療・介護分野調査のアジェンダ及びインタビュー項目

1) マレーシア保健省及び女性家族地域開発省へのインタビュー項目

- 病院開設・医療機器・介護施設に関連する行政手続・行政不服審査等の概要
 - ✓ 病院の許認可手続等
 - ✓ 医療機器の許認可手続等
 - ✓ 介護施設の許認可手続等
 - ✓ 行政庁への不服申立手続等
- 行政手続等の法制度の課題
- 行政組織上の課題
- 日本政府の取組みに期待すること

2) 医療・介護系日本企業へのインタビュー項目

- 医療・介護分野でマレーシアに事業展開する際の行政上の課題等
 - ✓ 許認可や行政処分の公平性、透明性に関する課題（基準のあいまいさ、申請処理の遅延等）
 - ✓ 行政計画・行政契約（土地収用等）の公平性、透明性に関する課題（契約遅延等）
 - ✓ 行政処分等に不服がある場合の対応に関する課題（処分を行った行政機関への不服申立て、訴訟の提起での問題等）
- 日本政府に対して期待する支援策
 - ✓ 特に支援が必要な分野（行政契約、不服申立て等）
 - ✓ 期待する支援施策例（日本政府の東南アジア諸国における法整備支援・政策対話等）
- その他
 - ✓ 東南アジア諸国の行政上の課題に対する取組みの状況

(2) 環境（廃棄物）分野調査のアジェンダ及びインタビュー項目

1) マレーシア環境局へのインタビュー項目

- 廃棄物管理に関連する行政手続・行政不服審査等の概要
 - ✓ 廃棄物管理の許認可手続等
 - ✓ 行政庁への不服申立手続等
- 行政手続等の法制度の課題
- 行政組織上の課題

- 日本政府の取組みに期待すること

2) 環境系日本企業へのインタビュー項目

- 廃棄物・リサイクル分野でマレーシアに事業展開する際の行政上の課題等
 - ✓ 許認可や行政処分の公平性、透明性に関する課題（基準のあいまいさ、申請処理の遅延等）
 - ✓ 行政計画・行政契約（土地収用等）の公平性、透明性に関する課題（契約遅延等）
 - ✓ 行政処分等に不服がある場合の対応に関する課題（処分を行った行政機関への不服申立て、訴訟の提起での問題等）
- 日本政府に対して期待する支援策
 - ✓ 特に支援が必要な分野（行政契約、不服申立て等）
 - ✓ 期待する支援施策例（日本政府の東南アジア諸国における法整備支援・政策対話等）
- その他
 - ✓ 東南アジア諸国の行政上の課題に対する取組みの状況

5.2 各事業分野における分析

5.2.1 医療・介護分野

マレーシアの病院・医療機器・介護施設に関する行政手続・行政不服申立てに関する法整備状況の概観については、マレーシア保健省及び女性家族地域開発省からのインタビューならびに文献に基づく調査を行った。行政手続に関する法整備状況の調査結果は以下の(1)、医療・介護分野に関係する日本企業が今後直面しうる課題についての調査は以下の(2)に示す。

(1) 医療・介護分野の行政手続・不服申立てに関する法整備状況

1) 病院の許認可手続等

マレーシアにおける医療施設に関する許認可はマレーシア保健省（Ministry of Health）が所管する。民間医療施設を開設するためには、1998年民間医療施設・サービス法（Private Healthcare Facilities and Services Act 1998）の定めに従い保健省局長（Director General of Health, Malaysia）の許認可を取得することが必要である。

実際に民間医療施設を開設するにあたっては、保健省からの事業開設許認可取得以外にも複数の省庁が管轄する規則に基づく許認可取得・登録義務等の遵守が必要になる。

表 5-1 医療施設・サービス提供に関連する規則

法令	規制の対象
1998年民間医療施設・サービス法（保健省）	医療施設、サービス及び関連事項
1984年原子力ライセンス法（保健省）	放射性物質、核物質／所定物質
1967年工場及び機械法（人的資源省労働安全衛生局）	ボイラー、火無圧力容器、機械機器 （例：殺菌用圧力がま、リフト）
1984年統一建築細則（地方政府）	土地、建築物等に係る完成・コンプライアンス証明書、看板に関する承認
1988年消防法（住宅・地方政府省消防局）	非常口の安全確保
1974年環境基準法（エネルギー・科学・技術・環境・気候変動省環境局）	環境保全及び医療廃棄物管理
1990年労働者住宅最低基準法（人的資源省）	労働者のための保健施設
2012年医療機器法（保健省医療機器庁）	医療機器
2007年病理検査室法（保健省）	病理検査室（未施行）

出所) Ministry of Health Malaysia, “Handbook on setting up of private hospitals in Malaysia”をもとに三菱総合研究所作成²¹⁴。

2) 医療機器の許認可手続き等

マレーシアにおける医療機器に関する規制は2012年医療機器法(Medical Device Act 2012)において定められており、マレーシア保健省医療機器庁(Medical Device Authority, Ministry of Health)の所管となっている。マレーシアにおいて販売する医療機器は全て医療機器庁への登録が義務付けられている。マレーシア国内で製造する医療機器についてはマレーシアの製造業者が、国外で製造される医療機器については外国の製造業者の指定代理人が登録義務を負う。医療機器登録のための申請は、オンライン・ポータル Medical Device Centralized Online Application System (MeDC@St)を通じて提出する²¹⁵。製造業者(Manufacturer)、指定代理人(Authorized Representative)、輸入業者(Importer)、販売代理店(Distributor)の許認可取得申請も MeDC@St を通じてオンラインで申請する²¹⁶。

3) 介護施設の許認可手続き等

マレーシアにおける高齢者介護施設の制度はまだ整備段階にある。医療行為を伴わない障がい者や小児のための施設は女性家族地域開発省社会福祉局(Department of Social Welfare, Ministry of Women, Family and Community Development)が所管し、1993年ケアセンター法

²¹⁴ Ministry of Health Malaysia, “Handbook on setting up of private hospitals in Malaysia”, <http://www.wayup.my/sites/default/files/2019-07/Requirements%20and%20Prosedures%20under%20Act%20586.pdf> (2020年3月11日最終閲覧)。

²¹⁵ Medical Device Authority, “How to Apply for Medical Device Registration under Medical Device Act 2012 (Act 737)” <https://www.tuv-sud.jp/uploads/images/1429671258079594011168/mda-gl-md-01.pdf> (2020年3月11日最終閲覧)。

²¹⁶ Medical Device Authority, “Medical Device Guidance Document”, <https://portal.mda.gov.my/documents/guidance-documents/813-27-licensing-for-establishment/file.html> (2020年3月11日最終閲覧)。

(Care Centres Act 1993) の適用を受ける。4歳以下の乳幼児の介護を行う施設については特に1984年保育所法(Child Care Centre Act 1984)に基づく許認可取得が必要である。

一方で、医療行為を伴う新しいタイプの高齢者介護施設は全て保健省の所管になり、開設にあたっては2018年民間高齢者介護施設法(Private Aged Healthcare Facilities and Services Act 2018)に基づく許認可の取得が必要になる。但し、本法律の施行規則はまだ整備できておらずまだ施行には至っていない。

4) 行政庁への不服申立手続等続き等

マレーシアには行政上の不服申立てに関する一般法は存在しないが、個別法により、行政が行った決定に対し、それより上級の行政機関に対する不服申立手続が定められている場合がある。

民間医療施設の許認可に関しての承認は保健省局長が行う。1998年民間医療施設・サービス法101条は決定に不服を持つ者について保健大臣への不服申立手続を認める規定を定めている。

一方でこのプロセスに則った不服申立てがなされるケースは稀であり、保健省の担当官と申請者が話し合いを重ねて解決していく方法がより一般的な流れである²¹⁷。

(2) 医療分野関連で日本企業が直面しうる課題²¹⁷

1) 行政手続等の法制度上の課題

- 手続き遅延は、申請者との間のミスコミュニケーションがある場合に発生する。申請者が必要な手続きを理解するために時間がかかり、序盤における説明不十分から時間がかかってしまうケースがある。
- 外国企業からの問い合わせや苦情のほとんどは、適用される法規や取るべきステップ、必要な書類がわからないということが原因になっている。このような状況を打開するために、現在、保健省は Malaysia Productivity Corporation (MPC) と協力してガイドラインやハンドブックを作成し、行政手続きの見える化を実現する取り組みを進めている。
- 手続きの効率化にはデジタル化も有効であり、多種の施設に適用される基準・規則等を一元管理できるシステムの開発も検討しているが、まだ構想段階にある。

2) 行政組織上の課題

- 保健省は法律や許認可の制度をより分かりやすくすべきことや行政手続きの効率化の必要性を十分理解しているが、取り組むための人的・財政的リソースが足りていないのが現状である。
- 必要な許認可が複数省庁にまたがるため、手続きが複雑化している。この問題を解決するため、最近では他の関係当局とも協議している。他局には他局の視点からの異な

²¹⁷ この情報は主に保健省へのインタビューに基づく。

る解釈があるため、その擦り合わせを行いつつ、どのように連携しうるか模索している。

(3) 日本政府の取組みに期待すること

- 医療の現場において例えば日本には、臨床工学技士など医師や看護師以外の専門職があり、プロフェッショナルリズムをもって働くシステムができています。各々がプロフェッショナルとしての自覚をもって働けば業務の質が高まっていく。このような専門職をマレーシアにおいても育成し、制度化することができるとよい。
- 制度がまだ整備中の高齢者介護施設の分野等においてはノウハウが不足しているため、手続き面を含め日本の制度から学ぶ機会が得られるとよい。

5.2.2 環境（廃棄物処理）分野

マレーシアの環境（廃棄物処理）に関する行政手続・行政不服申立てに関する法整備状況の概観についてはマレーシア環境局からのインタビュー及び文献に基づく調査を行った。行政手続に関する法整備状況の調査結果は以下の(1)、環境（廃棄物処理）分野に関係する日本企業が今後直面しうる課題についての調査は、以下の(2)に示す。

(1) 環境（廃棄物）分野の行政手続・不服申立てに関する法整備状況

1) 廃棄物管理の許認可手続等²¹⁸

マレーシアにおいては、指定廃棄物 (Scheduled Waste) (同国における産業廃棄物の呼称) の管理ならびにリサイクル業の設立及び運営のための許認可制度を含めて、環境問題に関する規制は主にエネルギー・科学・技術・環境・気候変動省環境局 (Department of Environment (DOE) under Ministry of Energy, Science, Technologies, Environment and Climate Change) が所管している。環境基準局長 (Director General of Environmental Quality) は、1974 年環境基準法 (Environmental Quality Act 1974) に従って許可を与える権限を有し、廃棄物を保管し又は取り扱う施設である特定施設 (prescribed premises) の許可について裁量を有する。

産業廃棄物の管理及びリサイクル業の設立及び運営を行うことを目的として、環境基準法 18 条は、とりわけ焼却、処分を行う施設や、指定廃棄物の回収、保管や処理を行うオフサイト施設を含む特定施設を占有し運営するためには許可が必要であるとしている。

環境基準法 19 条では土地、建築物又は施設が特定施設となる可能性のあるような、いかなる土地又は建築物における建築又は施設における作業についても、環境局の書面による許可が必要であるとしている。

特定施設を使用又は占有するためには環境影響評価レポートを提出し、環境基準局長による承認を得なければならない。そのうえでさらに、1977 年許可に関する環境基準規則 (Environmental Quality (Licensing) Regulations 1977) に基づき、特定施設の許可申請手続きを行い、環境基準局長の許可を得なければならない。この点、関連法規には申請から環境基

²¹⁸ このマレーシアにおける廃棄物分野の行政手続に関する記載は、前掲注 1) 91-102 頁の内容を一部改変し、再掲した。

準局長の許可までの間の標準処理期間の定めはなく、また、申請を却下する場合の理由の説明等の義務は定められていない。

2) 行政庁への不服申立手続等²¹⁸

マレーシアには行政上の不服申立てに関する一般法は存在しないが、個別法により、行政が行った決定に対し、それより上級の行政機関に対する不服申立手続が定められている場合がある。

産業廃棄物分野では、特定施設を使用するための許可申請、及びその前提となる環境影響評価レポートの承認は環境基準局長により決定される事項である。環境基準法 35 条にはこのような決定により不利益を受けた者について不服審査委員会（Appeal Board）への不服申立手続を定めている。例えば、以下のような決定について、不服申立てをすることができる。

- 許可又は許可の譲渡の拒絶
- 許可の条件、限定又は制約の賦課
- 許可の取消し、停止又は変更

不服審査委員会は、不服申立てに関する費用の最低や、命令を発出する権限を有している。

(2) 環境（廃棄物処理）分野で日本企業が直面しうる課題等²¹⁹

1) 行政手続等の法制度上の課題

- 電子廃棄物（e-waste）は環境局の所管であるが、廃家電に含まれるものは一般廃棄物を所管する住宅地方自治省の管轄となり、管轄が分かりにくい状況が発生している。この問題は現在解決に向けて関係当局との連携を強化しているところである。
- 直近では違法廃棄の取締まりを強化しており、廃棄物発生業者が申告した量と処理業者が申告する量の整合性の監督を厳格化している。中間業者が入ると違法廃棄のリスクが高まり、問題が起きやすい。環境局では、今後廃棄物輸送における GPS 搭載義務化の可能性を検討している。
- 許認可の申請者とのやりとりにおいて見解が不一致になることはよくある。コストを抑えようとする企業と環境負荷とのバランスをとることが環境局の重要な役割であり、丁寧な意見交換を行うことで、見解の不一致を解決していくことを目指している。
- 業者が法律やガイドラインに従っていない場合、環境局は遵守を求めて協議を重ねる。多くの場合は協議で解決するが、なお規則に従わない場合には反則金が科されることがある。猶予期間も設けるため、反則金賦課以上の問題に発展することは稀で、許認可取消措置や裁判になることはあまりない。

²¹⁹ この情報は主に環境局へのインタビューに基づく。

2) 行政組織上の課題

- 手続きに時間がかかることや、人手が不足していることは環境局も課題として認識している。マレーシアへの進出企業数が増え、技術面でも過去5年で新しい技術の導入が進む中、業務量が増加する一方で、これに対応する増員がなされていない状況にある。
- 効率化への取組みという点では、Electronic Scheduled Waste Information System (eSWIS) 導入による電子化を進めている。しかし、電子化されても具体的な書類の確認や現地調査の要請は残るため、電子化だけでは人手不足の問題は解決できない。

(3) 日本政府の取組みに期待すること

- 環境局は新たな規則や制度の導入にあたっては幅広いステークホルダーや専門家からの意見聴取を行い、公平性を保つようしている。意見交換やワークショップは、よりよい規則や行政の在り方を模索するうえで参考になる。

5.2.3 日本企業へのインタビューに基づく分析

マレーシア現地に進出・進出を検討している日本企業（医療・介護分野及び環境（廃棄物処理）分野）に対するインタビューを通じて、行政手続き等の法制度・行政組織等に関する課題や、日本政府の取組みに対する期待も把握した。その概要は表 5-2 のとおりである。

表 5-2 マレーシア進出日系企業（医療・環境分野）が直面している課題

	医療・介護分野	環境（廃棄物）分野
行政手続等の法制度上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 許認可取得に要する時間を見通すことが難しく、スケジュールがたてづらい。 ● ルールを遵守しているはずであるのに許認可が下りないことがあり、それに対する説明が不十分である ● 医療と介護の制度上の区分があいまいで、未整備の部分あり、わかりにくい。 ● 業態によって許認可取得にかかる時間がかなり異なる。 ● 現地にあまりない業態やサービスの場合には、特に当局の判断に時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインがあっても踏襲されず、要求事項が増えたり変わったりする。 ● たらい回しになることが多く、直接に問い合わせを進捗を確認しないと放置される。 ● 処理時間の目安があるが守られない。当局側に帰すべき事由により書類を再提出しても処理時間がリセットされてしまう。 ● 必要書類のリストはあっても書式が大雑把すぎて記入の仕方がわかりにくい。また、どこまで情報が必要なのかわからない。

	医療・介護分野	環境（廃棄物）分野
		<ul style="list-style-type: none"> ● 予告なしのルール変更が日常的に行われる。
行政組織上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 政権交代や政治的混乱による影響を受けやすく、影響が予測しづらい。 ● 担当官の恣意的判断が疑われる不透明なケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ルールがあっても担当者のさじ加減で一貫性のない判断がなされる。 ● 政治的な介入が入りやすい。 ● 担当官の数が足りていない。当局の担当者が頻繁に変わる。 ● 電子化は進んでも担当者が不在のため手続が止まることがある。 ● 縦割り行政により、たらいまわしになる。 ● 当局の中央と州支部間のコミュニケーションがうまくいかないため手続がとまってしまうことがある。
日本政府の取組みに期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地になじみがない分野については日本の制度紹介などがあれば理解が進み、事業もやりやすくなるのではないかと。 ● 担当官により判断や評価が異なると対応が難しいため、属人的な裁量を制限するような支援があるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴代の局長でも、日本への訪問経験がある方とはコミュニケーションがとりやすいため、補助金調査後に実際に事業化できたケースでも、継続した G to G の関係構築が事業の継続には極めて重要である。 ● 優秀な担当官がいると業務は円滑に進む。育成機会の提供や有能な担当官が高く評価される仕組みの紹介があるとよいのではないかと。

出所) 本調査インタビューをもとに作成。

(1) 医療関連の日本企業へのインタビューに基づく分析

日本企業の事業課題及び日本政府への期待は以下の 1) から 3) のとおり整理される。

1) 行政手続等の法制度上の課題

- 許認可取得に要する時間を見通すことが難しく、スケジュールがたてづらい。
- ルールを遵守しているはずであるのに許認可が下りないことがあり、それに対する説明が不十分である。
- 医療と介護の制度上の区分があいまいで、未整備の部分があり、わかりにくい。

- 業態によって許認可取得にかかる時間がかなり異なる。
- 現地にあまりない業態やサービスの場合には、特に当局の判断に時間がかかる。

2) 行政組織上の課題

- 政権交代や政治的混乱による影響を受けやすく、影響が予測しづらい。
- 担当官の恣意的判断が疑われる不透明なケースがある。

3) 日本政府の取組みに期待すること

- 現地になじみがない分野については日本の制度紹介などがあれば理解が進み、事業もやりやすくなるのではないか。
- 担当官により判断や評価が異なると対応が難しいため、属人的な裁量を制限するような支援があるとよい。

4) インタビューの詳細内容

医療・介護関連の日本企業で聴取したインタビューでの主な内容は以下のとおりである。

a. 行政手続等の法制度上の課題

- 許認可取得がスムーズにいくか否かを判断することが難しく、見通しやスケジュールがたてづらい。
- ルールを遵守しているはずであるのに許認可が下りないことがあり、それに対する説明が不十分である。
- 許認可が下りないことがあっても十分な説明がなされない。
- マレーシアの法律では、医療と介護の制度上の区分があいまいである。一応医療を所管するのは保健省であり、介護関連は女性家族地域開発省だが、法律や手続きが整っていない部分があり、わかりにくい。
- 重要な規範において未整備な点があるにもかかわらず、施設に関する細かな規定があり、制限が課されるケースがある。
- 医療施設については運営に必要な手続を整理した資料が存在するが、介護施設に関してはまだ整理されていない。
- 業態によって許認可取得にかかる時間がかなり異なる。
- マレーシアにおいてはシャリーア（イスラム法）にも十分気をつける必要がある。
- 現地にあまりない業態やサービスを伴う場合には、特に当局の判断に時間がかかるため難しくなる。
- 信頼できる現地パートナーが調整にあたれば、基本的に行政手続きが大きな問題となることはないが、現地にあまりない業態やサービスを伴う場合には、当局の判断に時間がかかり、難しくなる

b. 行政組織上の課題

- 政権交代や政治的混乱による影響が大きく、且つ予測しがたい状況をもたらす場合がある。
- ライセンス未取得であるにもかかわらず、担当官の知人に開設許可が下りるなど、不透明で恣意的な判断が疑われるような事例がある。

c. 日本政府の取組みに期待すること

- 現地にない医療や福祉の業態に関しては制度が未整備なため、日本の制度や事例の紹介などがあれば理解が進み、事業もやりやすくなるのではないかと。
- 担当官により判断や評価が異なると対応が難しいため、属人的な裁量を制限するような支援があるとよい。

(2) 環境（廃棄物）関連の日本企業へのインタビューに基づく分析

日本企業の事業課題及び日本政府への期待は以下の 1)から 3)のとおり整理される。

1) 行政手続上の法制度上の課題

- ガイドラインがあっても踏襲されず、要求事項が増えたり変わったりする。
- たらい回しになることが多く、直接に問い合わせで進捗を確認しないと放置される。
- 処理時間の目安はあるが、それを超えても何も起こらない。当局側が紛失した書類を再提出しても処理時間がリセットされてしまう。
- 必要書類のリストはあっても書式が大雑把すぎて記入の仕方がわかりにくい。また、どこまで情報が必要なのかわからない。
- 予告なしのルール変更が日常的に行われる。

2) 行政組織上の課題

- ルールがあっても担当者のさじ加減で一貫性のない判断がなされる。
- 政治的な介入が入りやすい。
- 担当官の絶対数が足りていない。当局の担当者が頻繁に変わる。
- 縦割り行政により、たらいまわしになる。
- 電子化は進んでも担当者が不在のため手続が止まることある。
- 当局の中央と州支部間のコミュニケーションがうまくいかないため手続が止まってしまうことがある。

3) 日本政府の取組みに期待すること

- 歴代の局長でも、日本への訪問経験がある方とはコミュニケーションがとりやすいため、補助金調査後に実際に事業化できたケースでも、継続した G to G の関係構築が事業の継続には極めて重要である。

- 優秀な担当官がいると業務は円滑に進む。育成機会の提供や有能な担当官が高く評価される仕組みの紹介があるとよいのではないか。

4) インタビューの詳細内容

環境（廃棄物処理）関連の企業から聴取したインタビューでの主な内容は以下のとおりである。

a. 行政手続等の法制度上の課題

- 許認可手続についてガイドラインはあるが、必ずしも踏襲されるわけではない。例えば、スキップできる項目があったり、逆に、時・担当者が変わると要求事項が増えたり変わったりすることがある。
- 担当官が皆、自分の所管・担当ではないと思う結果として、たらい回しになる。適切な担当者に出会うまで一年掛かることもある。
- たらい回しが多く、直接に問い合わせで進捗を確認しないと放置される。
- 一つ一つのやりとりに時間がかかる。建築、消防に係るライセンスも、申請を出し、担当からコメントを得て、修正し、というステップで進み、対応に二、三か月掛ってしまう。
- 手続のオンライン化も進められているが、まだ紙での手続が多い。
- 提出した書類を当局側に紛失されてしまったことがある。手続を督促したため発覚したが、督促していなかったらそのままにされていた。紛失書類を再提出すると処理時間もリセットされてしまう。
- 最終的には局長サインが得られれば許認可は通るのだが、その過程でどの書類をどこまで準備しなければならないという基準がないので、探りながらやり取りをしなければならないので非常に時間が掛る。
- 手続に必要な書類のリストは存在するが、それぞれの書類のフォーマットが大雑把で何をどう記入すれば良いのかわかりにくい。また、必要書類のリストに載っていない書類の提出を求められることがある。
- 行政手続に使用する言語はマレー語である。通達、許可もマレー語で出される。
- 処理時間の目安はあるが、それを超えても特に何かがあるというわけではない。
- 予告なしのルール変更が日常的に行われる。突然のルール変更は、政権交代の影響によるものもあるが、それ以前にそもそも常態化している。

b. 行政組織上の課題

- 判断がケース・バイ・ケースでなされる。同じ書類を提出してそのまま通ることもあるし、通らないこともある。
- 縦割り行政により、たらいまわしになる。
- 電子化は進んだが、システム・トラブルではなく担当者が不在のためビザの発給などの手続が止まるということがあった。
- 本省の中央と州支部間のコミュニケーションがうまくいかないことが原因で、手続がとまってしまうことがある。

- ルールが存在しても、実際には担当者のさじ加減で書類が増えたり減ったりする。一貫性のない判断がなされる。
- マハティール首相への政権交代後は **Facilitating payment** の要求は表面上なくなったが、それでも完全に問題が無くなったわけではない。
- 関連業務において所管が複数省庁を跨ぎ、足並みがそろわない。
- 政治的な介入が入りやすい。
- ルールや手続の突然の変更や不安定さは、当局の担当者が頻繁に変わることも原因の一つであると考えられる。担当者は、半年から1年で移動になる。また、局長も4年ほどで変わることが多いが局長が変わると部下が全員入れ替えになる。
- 担当官の絶対数が足りていないと思われる。1人が複数の案件を抱えており、手続がまわらなくなっている。

c. 日本政府の取組みに期待すること

- 歴代の局長でも、招聘事業で日本に行った経験のある方とはコミュニケーションがとりやすいため、補助金調査後に実際に事業化できたケースでも、継続した **G to G** の関係構築が事業の継続には極めて重要である。例えば **JESC** の招聘事業の枠等を通じて当該国の局長クラスの担当官を毎年日本に招聘できるとよい。
- 日本とマレーシアの関連省庁同士が **MoU** を締結すると事業はやりやすくなる。
- 優秀な担当官がいると業務は非常に円滑に進むため、積極的に働く姿勢が身につくような経験を積んだ担当官が増えるとよい。有能な担当官がより高く評価される評価制度の導入もよいのではないか。

5.2.4 現地企業へのインタビュー（参考）

環境（廃棄物処理）関連については現地の企業からもインタビューを実施した。現地企業から聴取したインタビューの主な内容は以下のとおりであり、日本企業が直面する課題と同様の課題に現地企業も直面していることが窺える。

a. 行政手続等の法制度上の課題

- 行政手続きは、事業開始段階と事業継続段階の二種類があるが、課題が多いのは圧倒的に事業開始段階の手続きである。事業継続、オペレーションのための手続、許可はかなり定型化されており、わかりやすい。電子化も進んでいる。
- 法令自体の文言があいまいであるため、運用上、担当官の裁量が生じてしまう。
- 事業ライセンス取得には詳細な情報の提示が求められるうえに、中央と地方複数の機関からの承認を得る必要がある場合があるため非常に時間がかかる。
- 各機関は異なるスケジュール感で動いており、且つ機関内のどのランクの人の承認が必要か等の対応が異なるため、どうしても時間がかかる。
- ボルネオ島の州（サバ州、サラワク州）は独自色が強く、州政府の環境庁が独自のルールを策定している場合がある。ボルネオでの事業活動においては、別途州の環境保全ルールを順守する必要があるため注意が必要になる。

b. 行政組織上の課題

- 担当官の判断はケース・バイ・ケースでなされ、そのための担当官との交渉に時間を要する傾向にある。
- 地方と都市部の担当官の能力に大きな差はないが、地方の担当官は経験が浅くよく対応に慣れていない場合がある。
- 地方の担当官が自ら判断できず、中央の判断を仰ぐということが生じるため、時間がかかってしまうということはよくある。

c. その他

- 判断に不服があるときは、当局の **Deputy General** に申立てを行うのが通常である。それでもなお解決せず、不服がある場合はその上に書面を送るという流れになる。このような不服の申立ては頻繁に発生するものではないが、時折あることである。

6. 結論及び政策提言

6.1 ベトナム・マレーシアの行政通則法制度の整備状況について

6.1.1 ベトナムの行政通則法制度の整備状況

ベトナムにおいては、日本でいう行政通則法に相当ないし関連する立法が整備されたのは比較的最近であり、例としては、2010年の行政調査に係る監査法（行政調査に係る立法）、2011年の不服申立法（同、不服審査）、2012年の行政違反処罰法（同、行政作用）、2014年人民裁判所組織法（同、行政訴訟）などを挙げるができる。

しかし、より包括的な通則法、基本的立法はこれより遅れており、行政手続法（司法省提出法案）や一般行政法（議員提出法案）は国会で審議されたものの審議が停滞しており、これら二法は未だに成立していない状況である。

二法の整備が遅れている背景には、法案に対して各省庁、首相官房からの支持が得られていないことが主な原因であるとの指摘もあり、さらに根源的には、同国における立法の歴史的な経緯を指摘する者もある。

すなわちベトナムにおいては、民法典や商法典といった基本的な立法が先に成立してそれを支える原理に基づいて個別法が制定されるのではなく、逆に先に区々の法律が成立した後により基本的な法律が作られてきたという経緯にあるとの指摘がある。そのため、諸法の規定間に多くの齟齬が存在し、これに加えて地方政府が多くの政令等を出すため、輻輳に拍車を掛けているとされる。

このような状況にあって、現場の担当官が法令、議決、決定、通達といった数多くの法規範文書の行間を埋める形で法令の適用、運用を行ってきた面もあり、これは現状を前提とした円滑な制度運用という見方もできる。実際、二法に対して懐疑的な意見として「現状で機能している法制度にさらに二法を加える必要性は認めがたい」というものもある。

一方、過度な自由裁量、透明性・公正性への懐疑など、さまざまな課題の原因となつているとも言える。

二法を始めとして、通則法的な立法を進める上での難所のひとつは、中央政府の省庁及び省庁級機関、地方政府の省級、県級、町村級人民委員会から発せられる①様々な法規範文書と規定内容の把握と②それら法規範間の特別法／一般、後法／前法等の優劣関係を確定する作業と考えられる。

この膨大な作業の遂行、そして法整備後の適正な運用を担うべき公務員のキャパシティの向上や待遇の改善が求められていることは、現地調査において各所から指摘があった。

現在、ベトナムの関係諸官庁を始めとする様々な機関が制度改革を進める中、さらなる日本の協力を求める声も今回調査で明らかになったことを考えると、さらなる日越交流を通じた情報や課題の共有、課題解決に向けた協働が求められていると言える。

6.1.2 マレーシアの行政通則法制度の整備状況

マレーシアについては、行政手続、行政不服審査、行政訴訟についての行政通則法が制定されておらず、現在、行政通則法の制定に向けた動きも特段みられない。これまで行政通則

法を整備することなく、個別法や判例法を用いて行政実務上の課題、行政機関と私人間の紛争を解消・解決しようとする運用がなされてきたといえる。

行政実務の効率化という観点からは、国際貿易産業省傘下の MIDA と MPC がそれぞれ、MIDA は外国からの投資促進の統一窓口として、MPC は生産性・効率性の面から規制当局の改善を図るための当局間連携の推進役として役割を果たしている。規制当局のサービスの改善を単純な効率化施策と捉えるのではなく、価値創造に結び付けるべき取り組みとして捉えるマレーシアの政策は世界的にも高評価を得ており、世界銀行の「ビジネスのしやすさ指数」(Ease of Doing Business) ランキングで 2019 年には世界で第 12 位の高評価を獲得した。

また、行政機関と私企業間での紛争解決を、日本企業の事業環境改善(特に事業ライセンスやインセンティブの取得に係る制度・手続)との関連で考えると、MIDA のような現地の外資企業誘致機関や商工会のような業界団体が紛争発生の際の解決に向けたサポートを提供している。また、これら機関が継続的に事業環境の改善に資する政策提言を個別企業の声を集約する形で行政側にぶつけており、法制度の整備とは違う次元で紛争解決の機能を果たしているといえる。

6.2 ベトナム・マレーシアのオンブズマン制度について

6.2.1 ベトナムのオンブズマン制度

ベトナムにおいてオンブズマンの任務を担っている機関はベトナム国家監察省(GIV)である。GIV は、その前身である特別監察委員会²²⁰から発展してきた経緯もあり、単純な監察機関とは異なる多様な機能を有し、役割を果たしている。

ベトナムにおける行政手続の課題としては、法令間の矛盾、抵触、担当官の裁量、予測可能性の低さ、いわゆる「たらい回し」、公務員のキャパシティー等の問題が指摘されるどころ、GIV はその権能、すなわち国による監察の管理、国民接遇、不服申立及び告発事案の解決、全国的な汚職防止の役割等の多面的、立体的な機能を担うことによって、行政の透明性・公正性の確保や効果的・効率的な制度運用を助けている。

このように、GIV は様々な分野にわたる行政まわりの具体的な課題について、①具体的な事案の解決(ADR 的な機能)と、②法制度・システムのアップグレードに資する機能を兼ね備えた独特の機関であるといえることができる。

急速に立法、行政、司法の改革が進むベトナムにあつて、このような GIV の機能は重要である。

6.2.2 マレーシアのオンブズマン制度

マレーシアで現在オンブズマン機能を担っているのは総理府苦情処理局(PCB)であるが、2019 年 11 月 1 日に Ombudsman Malaysia の設立が閣議決定され、現在準備が進められている。今後予定通り法案が可決されれば、新法に基づき設立される Ombudsman Malaysia が PCB の後継機関として活動を開始する。

²²⁰ Special Inspectorate Committee. 1945 年(ベトナム独立宣言の年)に設立された。

Ombudsman Malaysia の詳細はまだ明らかではないが、総理府及び他の政府機関から独立させることで、より自由な裁量による適切且つ効率的な苦情処理を実現するという目的が設立の背景にある。このように行政府に対するチェック・アンド・バランスが適切に働くよう大きな改革を進める一方で、現行の PCB も国民の利用上の便宜に配慮しながら行政サービスの質を高めるための取り組みを幅広く行っている。たとえば、苦情申立て方法においてもスマートフォン・アプリの開発、オンライン・ポータル開設、SNS の利用など最新ツールを活用する他、地方や遠隔地での移動相談窓口の開設等アウトリーチ活動に注力することで隠れた苦情やニーズを把握することに努めている。このような PCB への相談や苦情申立ては自国民のみならず外国人や外国企業も可能である。又、PCB では制度のさらなる改善を目指し、国際 NGO、弁護士会、消費者団体等の第三者とのエンゲージメントも継続している。PCB は第三者機関の視点を取り込み、質の高い行政を実現することで国民から信頼を獲得するだけでなく、国としての競争力強化につなげることをミッションとして強く意識している。

6.3 ベトナムの行政改革について

第 2 次行改 MP (2011~2020 年) の終了年に備え、同 MP の実施の総括及び第 3 次行改 MP (2021~2030 年) の策定が内務省を中心に、関連省庁の連携のもと、進められている。そこで、日本が行ってきた行政改革の取組はベトナムの今後の検討にとって参考になると考えられる。実際、ハノイ司法大学にインタビューを行った際、ベトナムの今後の行政改革の方向性としては、行政の機能の再編・効率化や民営化(国営企業の経営改善等含む)が一つの鍵であり、行政機関の効率化や公務員として優秀な人材の登用方法などについて、日本の経験からの示唆を参考にしたいとの要望があった。日本が戦後、第一臨調等、歴史的に取り組んできた行政改革の一連の取り組み、経験の共有は、同国の今後の方向性の検討にとって有益と考えられる。

また、公務員改革にも、日本を含む海外からの支援も期待されている。「4.2 ベトナムの行政改革からの示唆」でまとめた通り、公務員の採用・養成・待遇の分野ではベトナムがまだ多くの課題を抱えているため、国際協力機構(JICA)が2004~2006年度に実施した技術協力プロジェクト「行政改革のための公務員能力向上計画」や、行政活動、国会の運営能力向上といった分野でのベトナムの行政官等の研修員受入れなどの協力で実施したような協力を今後も同国に対して行っていくことが有用と考えられる。

二国間の方針レベルにおいても、2012年12月に策定された我が国の対ベトナム国別援助方針では、重点分野の1つに「ガバナンス強化」を掲げ、取り組むべき開発課題として、「法整備・司法改革」、「行政機能の強化」、「国民の行政参加の促進」を挙げているため、こうした協力を行う意義は高いともいえる。

6.4 日本企業の事業展開をめぐる課題分析について

マレーシアに進出する日本企業からは行政手続上の課題として、手続が分かりにくい、時間がかかる、予告なしにルールが変更される等の指摘があった。これらは、過年度の調査対象国のインドネシアやタイにおいても指摘された共通の課題であるが、マレーシアでは法令等の英語による情報公開が進んでおり、且つ行政手続きの効率化と行政サービスの向上

に向けた他機関との連携を進めている点において過年度の調査対象国に比べても取組みは先進的であり、課題は少ない印象を受ける。例えば、医療・介護分野では、ルックイースト政策時代に日本のカイゼンの仕組みを導入したマレーシア生産性公社(MPC)と保健省が緊密に連携し、許認可取得が複雑な分野についての追加のガイドライン作成やオンライン・ポータル開設等、さらなる情報の充実化と手続きの電子化促進に注力している。未整備の領域は残っているが、電子化等による効率化の工夫には積極的であるため、例えばMPCと手続効率化のための電子化に関するワークショップ開催などを通じ、両国のノウハウや取組みを共有することで具体的手続きにおけるさらなる効率化の途を模索することが可能と考えられる。一方で、標準処理期間等の定めがありつつも守られないという手続遅延の課題に関しては、日本の行政手続法の施行・運用の適正確保手段(行政評価・監視等)についての情報提供等も有用である。情報提供と併せ、手続遵守面におけるリテラシー向上のための研修員受入れ等により個人レベルで手続き遵守における意識の在り方を浸透させていく支援を行うことができればさらに有効と考えられる。

行政組織上の課題に関しては、人員不足、担当官の変更、担当官による縦割り行政によるたらいまわし、不透明な政治介入による行政への影響、担当官の一貫性のない判断など、多くの課題が挙げられた。特に政治介入による不透明な影響やたらいまわしの対応に関しては、過年度の調査対象国と比べても日本企業からの指摘が多い。手続が電子化されても担当官の不在により手続きが滞るとの声もあり、行政組織上の問題が行政手続きの効率化施策を阻害する要因になっているという懸念がある。実際に日本企業やマレーシア現地の省庁からも、属人的な裁量の抑制につながる支援、担当官のプロフェッショナルリズムやモチベーション向上につながる支援等、組織上の課題の改善策への期待が大きい。このような課題に対しては、公務員の人材育成・人事評価に関する日本の取り組みや検討の視点の紹介等が同国における人事評価・能力開発・キャリア意識醸成によるモチベーション向上策の参考になる可能性がある。又、相互訪問等による直接の政府間交流は、同国における日本との事業への現場の関心を高め、コミュニケーション上プラスに働くとの声がある。個別の支援策とともに政府機関間の直接交流の拡大にも取り組むことがマレーシアに進出する日本企業の現地における事業継続にとって大きな後押しとなる。

以上

令和元年度 東南アジア諸国における行政通則法制度に関する調査研究 報告書

2020年3月

株式会社 三菱総合研究所
海外事業本部